

平成 26 年

## 第 2 回美浜町議会定例会会議録

平成26年 6 月 3 日 開会

平成26年 6 月 17日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

## 平成26年第2回美浜町議会定例会会議録目次

### 6月3日（火曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
報告第3号から議案第28号まで13件一括提案説明	4
散会	7

### 6月5日（木曜日）第2号

議事日程	9
会議に付した事件	9
会議に出欠席した議員	9
説明のため出席した者の職、氏名	9
職務のため出席した者の職、氏名	9
開議の宣告	10
町政に対する一般質問	10
○2番 中川博夫君	11
1 国道247号、小野浦～富具崎までの拡幅工事について。	
2 野間中学校の通学路について。	
3 日本福祉大学生の下宿先の空き家対策について。	
○6番 鈴木美代子君	16
1 介護保険の今後について。	
(1) 新しい総合事業（地域支援事業）に移行すると、美浜町では対象者が何人いて、予算はどのくらいか。	
(2) 利用料が、2割負担となると、美浜町では利用者の何パーセントが引き上げられるか。負担が困難で利用を手控えたり、中止するケースも生まれかねない、国に対して反対すべきではないか。	
(3) 特養施設の入所対象で要介護1・2の利用者は、美浜町民では何人いるのか。	
(4) 補足給付に資産要件などが追加された場合、美浜の影響を問う。	
2 町営住宅の建設について。	
(1) 建設の詳しい日程はすでに決まっているか。	
(2) 建て替えるのは何階建てで、何人入居できる予定か。	

(3) エレベーター設置は、計画に入っているのか。	
(4) 3階建以上にし、収入の少ない若い子育て世帯を上に、高齢者には下に住んでもらい、助け合って交流ができるようにしたらどうか。	
3 県2級河川「大川」について。	
(1) 中州の土砂を排除するよう県に強く要望すべきではないか。	
(2) 草刈りが遅く、ごみや空き缶が捨てられる。県に草刈りをもう少し早くやるよう要求すべきだ。	
(3) 新浦戸1丁目の大川沿いの草の中にごみが捨てられる、県に草刈りを要請すべきだ。	
○5番 山本辰見君 .....	28
1 今、行政に求められている施策について山下町政の考え方を問う。	
(1) 26.2%にも達した美浜町の高齢化率をどのようにとらえているか。特に国民年金だけの世帯などの税負担の実情をどのように認識しているか。	
(2) 古くからの市街化区域において高齢化率、跡取りのいない世帯などへの対応策は。	
(3) こども支援の施策、若い世帯への支援施策、町営住宅の在り方なども含めた施策について特別チームを作る計画はないか。	
(4) 「万葉の森」「遊歩道整備事業」「総合公園拡張事業」「交流拠点事業」を、見直すことは考えられないか。	
(5) 下水道事業について町民への詳細計画の説明、意見聴取、意見集約の日程は。また、議会への報告と意見集約、事業の決定時期などは。	
2 知多南部衛生組合の事業の一つである、火葬場の委託運営について。	
(1) 委託の内容をどのように把握しているか。また、委託業者の実情をどのように把握しているか。	
(2) 霊柩車の利用状況はどうか。	
○12番 島田昭夫君 .....	39
1 河和港駐車場の管理及び駐車料金について。	
2 美浜町観光協会の商工観光課からの分離独立について。	
3 3月定例会における当初予算審議での予算案提出時期繰上げについて。	
散会 .....	47
6月6日（金曜日）第3号	
議事日程 .....	49
会議に付した事件 .....	49
会議に出欠席した議員 .....	49
説明のため出席した者の職、氏名 .....	49
職務のため出席した者の職、氏名 .....	49
開議の宣告 .....	50
町政に対する一般質問 .....	50
○7番 野田増男君 .....	50

- 1 少子化について。
  - 2 譲渡型定住促進住宅について。
  - 3 消防団をどのように存続させていくか。
- 9番 杉浦 剛君 ..... 5 7
- 1 認知症の方々への対策は。
  - 2 子ども達のインターネットに関する、危険性と予防策について。
  - 3 災害時要援護者について。
- 11番 丸田博雅君 ..... 6 5
- 1 防災対策の立案について。
    - (1) 町の防災対策・防災計画は、誰がどのように立案しているか。
    - (2) 防災会議について。
      - ① 目的・役割は何か。
      - ② メンバー構成はどうなっているか。
    - (3) 町内18区の自主防災組織の現況及び活動内容は、また、町との連携はどのようにしているか。
    - (4) 昨年実施された県との合同防災訓練で得たものは何か。それをどう生かしていくのか具体的な考えを問う。
- 1番 大崎卓夫君 ..... 7 3
- 1 教育委員会について。
    - (1) 今国会で教育委員会制度を見直す法案が成立しようとしているが、今回の主な見直し点は何か。
    - (2) 教育委員はどの様にして選出されているか。
    - (3) 教育委員会はどの様な仕事をしているか。
  - 2 土曜授業の実施について。
    - (1) 一部の地域では土曜授業を行っていると聞くが美浜町では行わないか。
    - (2) 以前は土曜授業を行っていたが、どうしてなくなったか。
    - (3) 美浜町の子供達は土曜日（休日）にどの様な過ごし方をしていると思うか。
    - (4) もし土曜授業を行うとしたら誰がどの様な学習を指導することになるか。
  - 3 全国学力テストの成績公表について。
    - (1) 美浜町はどうなっているか。
    - (2) 学校別の格差はどの程度か。
  - 4 日本福祉大学との関係について。
    - (1) 昨年の6月議会で質問したが、その後の進捗状況はどうなっているか。
    - (2) 大学の専門分野である福祉に関しての連携はどの程度行っているか。
    - (3) 美浜町内の福祉関係の施設を大学の構内または周辺に移す考えはあるか。
- 散 会 ..... 8 2

議事日程	8 3
会議に付した事件	8 3
会議に出欠席した議員	8 3
説明のため出席した者の職、氏名	8 3
職務のため出席した者の職、氏名	8 4
開議の宣告	8 4
諮問第 1 号（質疑・討論・採決）	8 4
承認第 1 号（質疑・討論・採決）	8 5
承認第 2 号（質疑・討論・採決）	8 5
承認第 3 号（質疑・討論・採決）	8 6
承認第 4 号（質疑・討論・採決）	8 6
議案第23号（質疑・討論・採決）	8 7
議案第24号（質疑・委員会付託）	8 8
議案第25号（質疑・委員会付託）	8 9
議案第26号（質疑・委員会付託）	8 9
議案第27号（質疑・委員会付託）	8 9
議案第28号（質疑・委員会付託）	9 0
発議第 4 号（提案説明・質疑）	9 0
発議第 5 号（提案説明・質疑）	9 1
散 会	9 2

#### 6月17日（火曜日）第5号

議事日程	9 3
会議に付した事件	9 3
会議に出欠席した議員	9 3
説明のため出席した者の職、氏名	9 3
職務のため出席した者の職、氏名	9 4
開議の宣告	9 4
議案第24号から議案第26号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 4
議案第27号（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 7
議案第28号（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 8
発議第 4 号（討論・採決）	9 9
発議第 5 号（討論・採決）	1 0 0
議員派遣の件について	1 0 3
議会閉会中の継続調査事件について	1 0 4
閉 会	1 0 4

平成26年 6 月 3 日（火曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

平成26年6月3日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告第3号 平成25年度美浜町一般会計繰越明許費について  
報告第4号 専決処分事項の報告について  
諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について  
承認第1号 専決処分事項の報告承認について  
承認第2号 専決処分事項の報告承認について  
承認第3号 専決処分事項の報告承認について  
承認第4号 専決処分事項の報告承認について  
議案第23号 土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更について  
議案第24号 美浜町税条例の一部を改正する条例について  
議案第25号 美浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第26号 町道路線の廃止について  
議案第27号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第1号）  
議案第28号 平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀荘之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	磯部輝次君	14番	家田昇君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（21名）

町長	山下治夫君	副町長	石川達男君
教育長	山田道夫君	会計管理者	山森隆君
総務部長	森田篤君	企画部長	榎山博資君
厚生部長	岩瀬知平君	経済環境部長	齋藤博君
建設部長	片岡勝君	教育部長	牧守君
総務課長	本多孝行君	税務課長	廣澤辰雄君

企画政策課長 大井徳男君  
住民課長 西田林治君  
土木課長 石川喜次君  
水道課長 斎藤功君  
学校給食  
センター所長 森川幸二君

秘書広報課長 谷川徳寿君  
商工観光課長 竹内康雄君  
都市計画課長 河村伸吉君  
生涯学習課長 坂本順一君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 岩本修自君  
局長補佐兼  
議会係長 夏目明房君

[午前9時00分 開会]

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

平成26年第2回美浜町議会定例会開催に当たりまして、皆様の御出席をいただきましてありがとうございます。さて、6月に入り初日でございますが、1日は日本列島を、本州付近を高気圧が覆って、その影響だと思えますが、全国的に気温が非常に、異常に上昇したということでございます。

東海地方では、各地でことし一番の暑さを記録した、また、岐阜県の揖斐川町では、群馬県館林市とともに、全国トップの最高気温36.3度ですか、これを記録するという事態でございます。9地点で35度以上を観測し、ことし初めての猛暑日となっております。気象庁では熱中症への注意を呼びかけております。皆様にとっても十分健康に気をつけていただきたいと思っております。

なお、美浜町議会はことしも、クールビズによるノーネクタイ、軽装を励行しております。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御協力のほど、よろしく願いいたします。

また、お手持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りになるかしていただくようお願いいたします。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶を願います。

町長。

[町長 山下治夫君 登壇]

○町長（山下治夫君）

皆さん、おはようございます。

本日、平成26年第2回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただき、まずもって御礼申し上げます。

さて、町内では田植えもほぼ終わりましたが、二十四節気では間もなく芒種、稲や麦など穂の出る穀物の種をまく時期となる、そんな季節を迎えています。

私ども行政は、常に町民の皆様のご幸福という実りを目指して、時に応じて種をまく気持ちで日々行政を進めてまいりたいと考えており、今議会においても案件を13件提出いたしました。

私どもの提出案件並びに一般質問につきましては、丁寧な説明と答弁を尽くし、皆様に御理解いただけるよう努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。6月定例会開会に当たっての御挨拶といたします。



〔降 壇〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、平成26年2月分、3月分及び4月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので報告書の写し、並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたから御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

町長から報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長、報告してください。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

諸般の報告を2件申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、橋の名を標示している橋名板の盗難についてでございます。

各地で橋名板の盗難事件が発生しているという報道を受け、町内の橋梁について本年5月15日に緊急点検を実施したところ、河浦橋を初めとする6橋の橋名板、計21枚がなくなっておりました。

被害に遭った橋名板は、河和地内の河浦橋、瓦橋、奥田地内の山王川1号歩道橋、野間地内の富士塚橋、杉谷橋、改善橋のもので、いずれも鋼製の高欄にボルトで取りつけるタイプのブロンズ製でございます。

なお、この件につきましては、翌16日に半田警察署に被害を届けております。

次に、本年度事業実施を予定しています小学校のトイレ改修工事についてでございますが、工事実施に向けて、現在、設計を急がせているところでございます。実施を予定しています5校のうち、布土小学校及び上野間小学校の2校の工事設計額については、それぞれ5,000万円を超える見込みとなっております。

今後は、本年6月25日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約後、直ちに本契約を締結するため、来る6月30日に臨時会を招集いたしまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例の規定により議決をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

諸般の報告は、以上でございます。

〔降 壇〕

○議長（磯部輝次君）

以上で、町長の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（磯部輝次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において4番 千賀荘之助君、11番 丸田博雅君を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

### ○議長（磯部輝次君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの15日間としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月17日までの15日間と決しました。

---

## 日程第3 報告第3号 平成25年度美浜町一般会計繰越明許費についてから

### 議案第28号 平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで13件一括提案説明

### ○議長（磯部輝次君）

日程第3、報告第3号、平成25年度美浜町一般会計繰越明許費についてから議案第28号、平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上13件を一括議題とします。

以上13件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明をお願いします。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

### ○町長（山下治夫君）

本日御提案申し上げますのは、報告第3号、平成25年度美浜町一般会計繰越明許費についてを初めとして13件でございます。全議案お認めくださいますようお願い申し上げ、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、報告第3号、平成25年度美浜町一般会計繰越明許費についてでございますが、去る3月議会において繰越明許事業としてお認めいただいた障害者総合支援法対応作業委託、道路新設改良事業、小学校トイレ改修事業及び総合公園体育館整備事業に要する歳出経費を平成26年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に御報告申し上げるものでございます。

次に、報告第4号、専決処分事項の報告についてでございますが、本年4月19日、美浜町奥田宇石畑在住の住民の方が自家用車で奥田小学校南側の道路を西に向かって走行中、カーナビに気をとられていたため前方不注意となり、小学校正門西側のフェンスに突っ込み、植栽及び体育館ステージ南出口階段手すりを損壊させるという事故が発生いたしました。

この事故に関しまして双方で話し合いを行ったところ、相手方車両の前方不注意が原因であるため、過失割合については本町ゼロ%、相手方100%とし、施設の修理費用の全額49万1,284円を支払うことで協議が調いました。

よって、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額及び和解について5月14日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に御報告申し上げるものでございます。

次に、諮問第1号、美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の委嘱につきましては、市町村長が、人格、見識とも高く、広く社会の情勢に通じているとして推薦した者の中から法務大臣

が委嘱することとなっております。

本町の委員は4名でございますが、そのうち横田全博氏が本年4月30日付で退任され、また、平野尚武氏及び野田明雄氏の任期が本年9月30日で満了となります。

よって、退任された横田全博氏の後任として鬼頭津奈江氏を、平野尚武氏の後任として前畑義昭氏を、また、野田明雄氏については留任として、計3名の方を推薦させていただきたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、承認第1号から承認第3号まで3件の専決処分事項の報告承認については、一括して御説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、翌4月1日に施行されたことに伴い、美浜町税条例、美浜町都市計画税条例及び美浜町国民健康保険税条例の一部を緊急に改正する必要が生じました。

よって、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付にて専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

承認第1号、美浜町税条例の改正内容は、町民税の課税の特例及び固定資産税の課税標準の特例の追加並びに地方税法の改正に伴う引用条文の改正でございます。

承認第2号、美浜町都市計画税条例の改正内容は、地方税法の改正に伴う引用条項の改正でございます。

承認第3号、美浜町国民健康保険税条例の改正内容は、地方税法の改正に伴う引用条項の改正及び軽減判定所得の算定において用いる金額の改正でございます。

なお、施行日は、いずれも本年4月1日でございます。

次に、承認第4号、専決処分事項の報告承認についてでございますが、愛知海区漁業調整委員会委員補欠選挙を本年5月29日に執行することが4月14日に決定されたことに伴い、選挙の執行に係る経費を補正予算に計上する必要が生じました。

よって、地方自治法第179条第1項の規定により、翌4月15日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、5月20日の告示日に立候補の届け出をした者は1名であり、無投票となりましたので、あわせて御報告いたします。

次に、議案第23号、土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更についてでございますが、美浜柿谷特定土地区画整理事業における正式換地に先立ち、換地計画を進める作業として、地方自治法第260条の規定に基づき、字区域の設定等を行うものでございます。新たに設定する字名は、隣接地からの名称を引き継ぐ形で、北方5丁目、6丁目、7丁目を予定しております。

次に、議案第24号、美浜町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、翌4月1日から施行されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

今回の主な改正は、法人町民税の法人税割の税率を引き下げる改正及び軽自動車税の税率を引き上げる改正でございます。

なお、原則として公布の日から施行するものでございますが、附則第1条中第1号から第6号に掲げる規定につきましては各号で定める日から施行するものでございます。

次に、議案第25号、美浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、本条例に定める報告事項に職員の休業に関する状況を加えるものでございます。

施行は公布の日からとなっておりますので、よろしくお願い致します。

次に、議案第26号、町道路線の廃止についてでございますが、日本福祉大学正門左側のグラウンドの拡張整備に伴いまして、公共の用に供する必要性がなくなると認められる町道3110号線の廃止をしたいため、道路法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第27号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、第1条において歳入歳出それぞれ1,153万7,000円を追加し、補正後の予算総額を71億35万4,000円とするものでございます。

歳出予算の内容でございますが、まず、1款議会費において、議会特別委員会の活動に要する経費を計上いたしました。

2款総務費においては、総務管理費において、まちづくりエンジョイプラン交付金の追加に要する経費と、臨時職員の雇用に要する経費を計上いたしました。

7款商工費においては、河和港観光総合センター分館の空調機器取りかえ工事に要する経費を計上いたしました。

10款教育費においては、小学校費で地域に学び・語り継ぐ教育を推進するための経費を、社会教育費で図書館の整備、運営に要する経費を、また、保健体育費にて学校給食調理機器の取りかえ工事に要する経費をそれぞれ計上いたしました。

続いて、歳入予算の内容でございますが、まず、15款県支出金、教育総務費委託金にて、地域の方を招いてお話を聞きする、体験活動を実施するなどの事業のための地域に学び・語り継ぐキャリア教育推進事業委託金を計上いたしました。

17款寄附金では、社会教育費寄附金において図書館費寄附金を計上し、図書館の整備、運営に活用することといたしました。

なお、歳入不足となる分について、18款繰入金、財政調整基金繰入金を計上いたしました。

次に、議案第28号、平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、資本的支出におきまして、企業債償還金1,150万円を、国庫補助金返還金として81万円をそれぞれ増額補正するものでございます。

その内容は、企業債償還金につきましては、平成25年度に実施した緊急時給水拠点確保等事業において、河和字菅苅地区内で施工した重要給水施設配水管布設工事において、入札の残及び計画の縮小等により事業費が減額し、それに伴い起債額も減少したため、その差額分1,150万円を国へ返還するものでございます。

補助金等返還金につきましては、国庫補助金交付要綱第14条に基づき、消費税相当分を返還する義務が生じたため、国庫補助金1,700万円の消費税額分約81万円を国に返還するものでございます。

以上、提出案件13件について慎重に御審議いただき、全議案お認めくださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終了いたします。

[降壇]

○議長（磯部輝次君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（磯部輝次君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす6月4日は休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、あす6月4日は休会することに決しました。

来る6月5日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもありがとうございました。

[午前9時24分 散会]

平成26年 6 月 5 日（木曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

平成26年6月5日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀荘之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	磯部輝次君	14番	家田昇君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町長	山下治夫君	副町長	石川達男君
教育長	山田道夫君	会計管理者	山森隆君
総務部長	森田篤君	企画部長	榎山博資君
厚生部長	岩瀬知平君	経済環境部長	齋藤博君
建設部長	片岡勝君	教育部長	牧守君
総務課長	本多孝行君	防災安全課長	天木孝利君
税務課長	廣澤辰雄君	企画政策課長	大井徳男君
秘書広報課長	谷川徳寿君	住民課長	西田林治君
福祉課長	沼田治義君	子育て支援課長	山下幸子君
健康推進課長	磯貝尚美君	農業水産課長	永田哲弥君
商工観光課長	竹内康雄君	環境保全課長	岩本健市君
土木課長	石川喜次君	都市計画課長	河村伸吉君
水道課長	齋藤功君	生涯学習課長	坂本順一君
学校給食センター所長	森川幸二君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	岩本修自君	局長補佐兼 議会係長	夏目明房君
--------	-------	---------------	-------

[午前9時00分 開議]

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

今週前半の天気が急転いたしまして、名古屋地方気象台は昨日4日、東海地方が梅雨入りしたと見られますというふうに発表がありました。平年より4日早く、昨年よりは7日遅いということであります。これで、九州、四国、中国、近畿、東海地方と梅雨入りしたことになります。前線に伴う低気圧の影響で、きょう、愛知県とか三重県の両県では、きょうから激しい雨が降るということであり、河川の増水や低地の浸水、または土砂災害の注意を呼びかけておられます。

さて、傍聴者の皆様、朝早くからお出かけいただきまして、まことにありがとうございます。きょう1日、よろしく願いいたします。

なお、美浜町議会は本年も、クールビズによるノーネクタイ、軽装を励行しております。御理解と御協力をお願いいたします。

また、お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りになるかをしていただくようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

1つ目は、本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可いたしました。

次に、2つ目ですが、本日午前10時15分ごろ、消防庁により全国一斉の緊急地震速報の訓練が行われます。美浜町議会といたしましても、この訓練への参加をするため、シェイクアウト訓練を実施しますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

---

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（磯部輝次君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には8名の諸君より質問の通告をいただいておりますが、本日はそのうち4名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

美浜町議会会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおかれましては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いいたします。また、執行部の諸君においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

それでは、中川君は質問する準備をしてください。

最初に、2番 中川博夫君の質問を許可します。中川博夫君、質問してください。

[2番 中川博夫君 登席]



○2番（中川博夫君）

では、皆さんおはようございます。

足元の悪い中、傍聴に来ていただきまして、厚く御礼申し上げます。

一般質問通告書に基づきまして、順次、御質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく御拝聴のほど、お願いいたします。

議長の許可を得ましたので、一般通告書に基づきまして3点を私のほうから質問させていただきます。

1番、国道247号、小野浦―富具崎までの拡幅工事について。町当局の対応は。

2番、野間中学校生徒の通学路について。野間字東島ヶから大坪付近近くまでの対応はどうなっているのか。

3番、日本福祉大学生の下宿先の空き家対策について。空き家対策として、町当局は下宿先組合と対策を協議しているのか。町当局の対応は。

以上、3点を御質問の内容とさせていただきます。

町執行部の明快なる回答を具体的に示していただくようによりしくお願い申し上げます、3点をよろしく御願い申し上げます。

○建設部長（片岡 勝君）

中川博夫議員の御質問にお答えいたします。

1点目の国道247号、小野浦から富具崎までの拡幅工事についてでございますが、さきの定例会でも御説明させていただきましたが、お答えしたとおりでございますが、御質問いただいた中で、野間中学校の自転車通学路の安全確保や地域住民の安心・安全を高めるためには、歩道整備を含める拡幅工事の実施が重要であることは十分認識しております。

町では、これまで毎年、各種会合等を通じまして、管理者となります県に対して強く要望してまいりましたが、県の財政状況、優先度から、実施時期のめどは現在立っておりません。ですが、安全な道路環境を確保するためにも、一日も早い事業着手に向けて、引き続き鋭意、整備要望してまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、7月早々には、本路線の歩道設置を初めとする県事業につきまして、地元選出県議員を初めとする、議長さん、副議長さんとともに県への要望会を予定しておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目の野間中学校の通学路についてでございますが、平成23年6月定例会の答弁で、当該町道奥田野間線の改良事業の進捗状況について、整備区間の地権者の御理解、御協力が得られないため、やむを得ず事業を休止しているとお答えさせていただきました。

しかしながら、町といたしましては、本路線の整備が子供の通学路として、また、地域住民の通行の安全確保をするためには大変重要なものだと考えておりますので、今後も引き続き、地権者の御理解、御協力が得られるよう取り組んでまいりますのでお願いいたします。

また、議会、地元とともに取り組むことが大きな力になるものと考えておりますので、中川議員におかれましては御理解、御支援くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

中川君、再質問はありますか。

ごめんなさい。失礼しました。

○企画部長（靱山博資君）

次に、御質問の3点目、日本福祉大学生の下宿先の空き家対策について、家主組合と対策を協議しているかについてでございますが、家主組合から空き部屋があるから何とかしてほしいとのお話は何っておりません。

しかし、先日、町長が家主組合の総会に出席したときに、最近では近隣市町からの通学する生徒数がふえ、下宿する生徒数が減少してきた状況を伺いました。そうした状況に対処するため、愛知県下の大学が通学しやすい都市部へ大学機能を移転する都市回帰を図っているともお聞きをしております。

そうした中、日本福祉大学の東海キャンパスにはグラウンドを設置しないとお聞きしておりますので、野球など、グラウンドを利用するクラブ活動を行っている学生に美浜町から東海市に通学していただくことを、大学を通してお願いしていきたいと考えております。

また、今年度から経済環境部のほうで始めさせていただきました雇用情報紹介事業につきましては、労働者が欲しい町内事業者に日本福祉大学の学生を紹介する事業でございますが、学生のアルバイト先が近くにあれば、下宿先も町内にとどまっていただけではないかと考えております。

そうしたことから、今後につきましても、家主組合と連携を図りながら下宿生の確保に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

**○議長（磯部輝次君）**

中川君、再質問はございませんか。

**○2番（中川博夫君）**

じゃ、1番の国道247号、小野浦一富具崎までの拡幅工事について御質問をさせていただきましたが、これは1回目じゃないんですけど、通学路でもあり、また、観光道路、メインの道路です。そういったことから、どうしてもやらないといけない状況に入っているんじゃないかなと思うんです。その点を、設置のほうを急務でしていただかないといけないかなと。だから、町が5カ年基本計画の中にも入っておりますけど、そういったものは、こういったところは急務としてやっぱり取り上げてやってほしいと、そういうふうにする次第ですけど、その点、どうしてもやらないといけないという状況をもう少し持ってほしいんですね。少しはちょっと言い足りませんが、もうやらなければいけない状況だと。まして、野間灯台前もモニュメントができております。そういったところから、観光地でもあり、やっぱり歩道関係、歩く人も多いと。そういった通行路は、特にこの6月中旬から海開きも始まりまして、西海岸は特にメイン道路で通行量も多くなっていますものですから、県が予算がない、それから町の予算もないではだめなんですよ。そういったところをやらないといけないという気持ちをやっぱり持っていかないと、やっぱり絵を描いてほしいですよ。その点、ただ予算がないだけでは、ほかでも予算があるところないところはわかりますけど、どうしてもやる必要があると、そういうふうにしていただく必要があるんじゃないでしょうか。その辺をどうでしょうか。よろしくお願います。

**○建設部長（片岡 勝君）**

今、中川議員が言われるとおり、執行部のほうとしても県に対しまして、あそこの路線につきまして、247、富具崎のカーブを初め、館のほうへ向かう路線として力強く要望しておるのは現実でございますので、その点だけ御理解いただきたいと思っております。

交通安全の対策事業としまして、県に強い要望を、先ほども申し上げましたですけど、今後7月にもその辺を踏まえまして強く要望させていただきますので、御理解いただきたいと存じます。

**○2番（中川博夫君）**

ありがとうございます。

そういった中で、西海岸のほう、上野間から奥田、そういったところでグリーンベルトが敷かれております。だから、灯台前から富具崎、野間のほうも一応、通学生徒は少ないんですけど、観光客は多いと。そういったと

ころを見ていただいて、グリーンベルトの設置は、これも急務だと思いますんですけど、その点はどうか。

○建設部長（片岡 勝君）

グリーンベルトにつきましては、先回の定例会でも答弁させていただいておりますが、県のほう、順次ラインとしての設置をお願いしており、また、計画の中に入れていただくよう努力しておりますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

○2番（中川博夫君）

地元選出の県会議員、そういったところや衆議院議員の方々も一応目についているんじゃないかなと思いますんですけど、どうしても町当局のほうもやるという自覚を持っていただいて、どうしてもやらなきゃいけない道路だということを見ていただきまして、早急により早く対応をお願い申し上げたいと思います。

○議長（磯部輝次君）

答弁は要りますか。

○2番（中川博夫君）

少しだけ部長の……。

○建設部長（片岡 勝君）

今、中川議員が言われるとおり、全く町としても同感でございますので、その旨で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○2番（中川博夫君）

じゃ、2番目の野間中学校生徒の通学路についてですけど、これ、ちょうど平成13年ですか、ちょうど十数年たっておりますわけなんですけど、そういった話が持ち上がって、地権者とのいろいろ話やら測量関係ができてくるかと思っておりますね。それと同時に設計図も多分できてくるかと思っておりますんですけど、十数年もの間、そのままになっていると、それ自体がちょっと異常かと思うんですね。その点を、地権者との間とかそういった方々と、一応書類は下積みになっているけど、お話し合いを持っていただいたのかどうか、その点をお尋ね申し上げます。

○建設部長（片岡 勝君）

この路線につきましては、議員も御承知かと思いますが、平成24年度、100平米ほど買収をさせていただいております。地権者の総数が、11名の方がおみえでございます。そのうちの3名が買収済みということで、買収できたところから工事のほうも一部改良を進めておるのが現状でございます。

そうした中、続きの部分のことにつきましては、区長さんを初め、地元のほうの協議として現在も進めておるのが現状でございますので、よろしく願いいたします。

○2番（中川博夫君）

今、建設部長から回答をいただきましたんですけど、11名の地権者の方々は、北側、それと南側の方も入っておるのでしょうか、道路の。入っておりますか。

そういった中で、地権者の方々の一部ですけど、先日、ちょっと私もお会いいたしまして、一応了解をいただきました。そういった中で、もう一度、その後、北側の方々が四、五名いるかと思うんですね。それを早急にまた、係の方々と結構ですけど、一応面会していただきまして、また、あと実地の測量を、また再測量するのか、

それともそのまま前の測量で済ませるかどうかが、その辺の対応を、対処がどうなっているかお尋ね申し上げます。

○建設部長（片岡 勝君）

この路線につきましては、御承知のとおり路線測量は終わっております。用地丈量測量も終わっております。

したがいまして、そういった中で改めて、年数が経っております。復元測量が必要でございますが、用地丈量の対応としての成果品はでき上がっておりますので、復元としての対応が進められると、このように思っております。

○2番（中川博夫君）

中学生も1年から3年で、卒業生が平成13年からですとちょうど4回卒業しておるんですね。だから、そういった中で今現在も続いているわけなんですけど、まだ対応を、これもどうしてもやってあげないといけないと、そういう信念を執行部のほうで持っていただきまして、やるところはいっぱいあるかと思うんですけど、一応予算を今年度はこれだけずつでも結構ですもんで、それをやっぱり計画の中にお入れ願うことが必要ではないかなと思いますんですけど、その辺をどうでしょうか。

○建設部長（片岡 勝君）

用地取得の町の進め方につきましては、路線路線の年次計画は設定してございます。そうした中で、今、先ほど中川議員に申しただきました地権者の方の御理解が得られたという情報をいただきましたので、その旨につきましては交渉に伺いたいと、こんなふう考えております。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございました。

ですから、こういったことは、必ずやるやらない、そういったことを分別していただきまして、今後の執行部の動き方をまたよろしくお願ひしたいと思います。協力できるところはどしどしいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（磯部輝次君）

それは、回答は要りますか。

○2番（中川博夫君）

いいです。

○議長（磯部輝次君）

じゃ、再質問のほうは。

○2番（中川博夫君）

最後に、日本福祉大学生の下宿先の空き家対策についてということを一問のほうで質問申し上げました。

これは、前々から言われておりますんですけど、大学のほうも今、学部が東海市のほう、そういった、半田市のほうとかいろいろしておりますけど、町当局も福祉大には恩恵だとか連動・連携作用をして、一応町のことには協力をいただいていると思うんですね。

そういった中で、学生が行くと、大家組合からは、まだ減少計画だとかそういったことはないということなんですけど、今度は、日本福祉大が介護関係やらそういったことをやっておるんですね。だから、政府が言われているように介護施設が全国で足りないわけなんです。そういったところを今後見据えて、福祉大と協議をしながら、一応、下宿先のアパートは2階が多いんですよ、2階が。だから、その2階の一部、1階を、今度は、介護1級、2級、3級、4級、5級とあるんですけど、4、5の方は大体介護施設に入る方が多いんですけど、一応通所できるとかそういったことの対応を今後、お話を進めていく必要があるんじゃないかなと思いますので

すけど、その辺の対応を町当局はどういうふうにお考えか、その辺をよろしくお願いします。

○企画部長（靱山博資君）

今、中川議員のお話は空き部屋を介護の施設にというようなお話だったと思うんですけども、具体的にそういったお話は大学とも家主組合とも今はしておりませんので、そういった空き部屋を利用する上で、利用率を上げる上でそういったことが有効であれば、そういったことも相談しながら検討をしていきたいと思っておりますけれども、今のところそういう話は出ておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございました。

そういった状況の中だということなんですけど、今後やっぱり空き部屋がふえてくると思うんです。下宿組合さん関係も30年余りになりますかね。だから、納税にはいろいろ、本当にお世話になっておるんですよ。だから、どうしても今の現状からやっぱりほかの道へ移行するには、事前の、前もっての協議が必要だと思うんですよ。こうしたらどうか、ああしたらどうか、それとも、また、福祉大のほうからのアドバイスをいただきながら、やっぱりお金もかかることだと思いますんです、改良したり何かもね。そういったことを今から進めていっても遅くはないと思うんですよ。そういったことを踏まえまして対応を、また、お話をする機会を福祉大とも関係を持っていただければと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○企画部長（靱山博資君）

日本福祉大学とは、御承知だと思いますけれども、包括協定や防災協定を結んでおります。そういった中でいろんな事業を大学と進めておりますので、そういった中で、そういった学生アパートのそういった福祉施設への転用等のお話も議題に上げていきたいと考えておりますので、御理解のほうをよろしく願いいたします。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございます。

そういった中で学生さんも、今、この美浜町の学部の中には介護関係の部分の方がおると思うんですね。国際学部とかそういったところはよそへ、東海市だとか半田市に出ておりますけど、その関係の方々とも一度、生徒さんに聞いてみたり、そういった御意見があるかないかもしていただく必要があるんじゃないかなと思うんですね、先を見通して。その点はどうでしょうか。

○企画部長（靱山博資君）

日本福祉大学の生徒にそういった福祉施設への学生アパートの転用についてのお話をというお話ですけども、まず、このお話は、今までそういった協議をしておりませんので、大学のほうにどういった利用方法があるのかということも含めてお伺いをして、次の段階としてそういった学生等にお話を聞くという必要があるということであれば、そういったお話も聞いていきたいというふうに考えております。

○2番（中川博夫君）

部長、どうもありがとうございました。

必要があるとないとは別なんですけど、今、下宿組合さん、また、個人の方もおるでしょうけど、一応町としては三十数年以上も納税でお世話になっているわけなんです。だから、生かす方法を考えながら、町が、執行部のほうがやっぱりあれですね、そういういろんな事案を出していただいて、そういったことが、こちらからもっていくとか、向こうから、それじゃ、話がこうだからじゃなくて、こっちから事案を出していただいてやっていく必要があるんじゃないかなと思いますんですけど、その辺をどうでしょうか。

○企画部長（靱山博資君）

この問題は、確かにそういった納税等で非常にお世話になっておられるというのも事実ですし、そういった町への貢献というのも非常に大きいというのも我々は理解しております。

そういった中で、双方でそういったお話をしながら問題解決に向けて進めていきたいと思っておりますので、これから町、それから家主組合、大学さん、それから大学の生徒も含めて、そういったお話し合いの場をつくっていきたくて考えております。

○2番（中川博夫君）

今、下宿組合で登録、組合に入っていない方もあるかと思うんですけど、町として何十件ぐらいありましたかね。

○企画部長（靱山博資君）

大学からいただいた資料が手元ございますけれども、件数的には数字が出ておりませんが、人数でいただいております。この美浜、南知多、武豊の3町で、一般下宿の方が845名、それから指定下宿の方が1,551名、合計2,396名の下宿生がこちらにみえるということで、そのうち7割程度、およそ1,600名強の方が美浜町に下宿しているというふうに見ております。

○2番（中川博夫君）

ありがとうございました。

どちらにいたしましても今後の課題が多いかと思えますんですけど、一応執行部のほうといたしまして、お願いは、どうしてもこちらから、受け身じゃなくて、やっぱり向こうの立場を思っていたきながら計画を持ってお話し合いを進めていただくように、やっぱり効率的にやっていただかないとだめだと思えますね。その点を、ちょっとの時間、そういったものをやっぱりこちらの下宿組合のほうもやっていただきますようによろしくお願い申し上げます、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、中川博夫君の質問を終わります。中川君は自席のほうへ戻ってください。

〔2番 中川博夫君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

次に、鈴木君は質問をする準備をしてください。

鈴木君の質問を許可します。どうぞ。

〔6番 鈴木美代子君 登席〕

○6番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、あらかじめ提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、町当局の明快なる答弁を求めるものであります。

第1点目は、介護保険についてであります。

安倍政権は、介護保険法を初め、医療、介護に係るさまざまな法改正を一本化した新たな法案、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案、いわゆる総合確保推進法案と呼んでいますけれども、推進法案を衆議院厚生労働委員会で審議中、5月14日、その審議を一方的に打ち切り、全野党の反対する中で、自民党と公明党だけの賛成、与党の賛成で強行し、可決をしました。その審議、処理を通して、介護保険制度の見直しを一気にやり上げようとしています。

今回の介護保険制度の見直しは、介護の社会化の理念を完全に放棄し、公的給付を削り込んで介護の責任を再

び家族や地域に押しつける、いわば介護の自己責任化というべき方向を徹底させる内容と言えます。

具体的に上げられているのは、さらなる給付削減、負担増を図る4つの切り捨ての内容であります。

4つの切り捨ての1、来年4月から、要支援者への訪問介護、通所介護、デイサービスを保険給付の対象者から外し、市町村の新しい総合事業、つまり地域支援事業に移管、丸投げしようとしています。これまで専門職であるヘルパーが担ってきた生活援助を地域の高齢者ボランティアなどに任せることを計画しています。

美浜町では、対象者が何人いて、予算はどのぐらい必要だと考えていますか。

切り捨てのその2、今まで利用料は1割負担ですが、来年の8月から所得制限を導入して、一部の利用者について2割負担にする考えです。

美浜町では利用者の何%が引き上げられると想定しますか。利用料の負担が困難で利用を手控えたり、中止するケースが生まれかねません。国に対してきっちり反対すべきではないか。

切り捨てのその3、来年4月から特別養護老人ホームの入所対象を、原則介護度3以上に限定しようとしています。事実上、要介護1・2の利用者を排除する考えです。

美浜町では何人おりますか。

切り捨てのその4、来年8月からの施設入所者の居住費と食費の負担軽減制度である補足給付に資産要件などを追加して、対象者を減らそうとしています。これらは軽度在宅困難者や低所得者から必要な介護や行き場所を奪うものであり、許せません。特養入所者の8割、全国平均ですけれども8割が補足給付を受けています。改悪されて補足給付が受けられないと、入所者の利用料、つまり入所代が大幅に引き上がる可能性があります。

美浜町の実態とその影響を伺います。

介護保険のこれらの質問は、来年度4月からの実施ということで、4月もしくは8月からの実施ということで、日にちが結構迫っております。町として対応を急がなくてはならないということで質問をしました。

質問の第2のテーマは、町営住宅の建設についてであります。

現在、河和六反田にある国道沿いの古い2階建ての町営住宅を老朽化のため建てかえ計画が進んでいると思います。住んでいる方は高齢者が多く、ひとり暮らしの方が多いです。

以下、4点についてお伺いします。

1、建設の詳しい日程は既に決まっているのですか。

2、建てかえるのは何階建てで、何人入居できる予定ですか。

3、高齢者が多いため、エレベーター設置は不可欠です。計画に入っていますか。

4、3階建て以上にして、収入の少ない若い子育て世代に上に住んでもらい、高齢者は下の階に住んで、助け合って交流ができるようにしたらどうでしょうか。

質問の3番目は、県の2級河川、大川についてであります。

1、大川は流れてきた土砂が堆積して、川に中州ができています。そこへ木が生えて大きくなり、川の流れを邪魔しております。災害防止のためにもしゅんせつして土砂を排除するよう、県に強く要請すべきではないでしょうか。

2、県管理の河川は草刈りが遅く、小学生が丸々と隠れてしまうぐらい伸びているところもあります。また、ごみや空き缶も捨てられております。交通安全上、また、自然環境保護のためにも、県に対し、草刈りをもう少し早く実施するよう求めるべきではないでしょうか。

3番です。新浦戸1丁目の大川沿いのごみ集積場の周りの草の中に、発泡スチロールや段ボールの箱だとか、ほかのごみが捨てられております。見に行ってきました。5月中に私が担当者に要請してから大分たつが、この

間、県による返答はありましたか。ごみがないきれいなところにごみは余り捨てられません。県からどんな返答があって、この件はどうなったのか、お伺いいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

#### ○厚生部長（岩瀬知平君）

鈴木美代子議員の御質問にお答えいたします。

今回の御質問のごさいました介護保険制度の改正案につきましては今国会に提案中でございまして、衆議院は5月15日に可決され、現在、参議院で審議中でございます。

したがいまして、この改正案が正式に決定されたものではございませんので、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

介護保険の今後についての御質問の1点目、新しい総合事業（地域支援事業）に移行すると、美浜町では対象者が何人いて、予算はどのくらいかについてございますが、本町の要支援1・2の認定者数は、本年4月末現在で、要支援1が95人、要支援2が105人の計200人でございます。

このうち、何らかの介護予防サービスを受給されている方は、要支援1の方が64人、要支援2の方が70人で、計134人となっております。

その中で、訪問介護の利用者は51人、通所介護の利用者は47人でございます。

また、予算につきましては、最近の給付実績として、平成26年2月の1カ月の利用分で、訪問介護が77万9,436円、通所介護が164万4,669円でございます。

制度改正後の予算につきましては、現時点で国のほうから費用負担等の詳細が示されておりませんので、把握することは困難と考えておりますので、よろしくお願いたします。

2点目のうち、利用料が2割負担となると美浜町では利用者の何%が引き上げられるのかについてでございますが、仮に、施設入所、短期入所の場合を、平成26年2月のサービス利用者294人のうち、何人が2割負担に該当するかを推測いたしますと、合計所得金額が160万円以上の方が21人で、全体の7.1%となります。

次に、負担が困難で利用を手控えたり、中止するケースも生まれかねない、国に対して反対すべきではないかについてでございますが、今回、国が示した改正案は、保険料の上昇を抑えつつ、高齢者世帯間の負担の公平化を図っていくための適切なものでございまして、町として反対する考えはございません。

3点目の特養施設の入所対象で要介護1・2の利用者は美浜町では何人いるのかについてでございますが、平成26年2月利用分の実績で、特別養護老人ホームには118人の方が入所されています。そのうち、要介護1の方はゼロ人、要介護2の方が6人でございます。

なお、国の改正案では、要介護1や2の要介護者でありましても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には入所を認める方向で検討されているとお聞きしておりますので、よろしくお願いたします。

4点目の、補足給付に資産要件などが追加された場合、美浜の実態と影響を伺うについてお答えいたします。

まず、本町の補足給付の実態でございますが、平成26年2月の利用実績で、特別養護老人ホーム等介護保険施設やショートステイの利用者は294人でございます。

そのうち補足給付支給者は151人で、全体の51.4%でございます。

次に、影響でございますが、これまでは、本人の収入、所得の状況と世帯の課税状況のみで判定してございましたが、改正案では、これに加え、本人及び配偶者の預貯金等、資産の状況なども給付要件としております。

預貯金等が単身の場合で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合には、補足給付の対象外とすることが示さ



れておりますので、一定額を超える預貯金等、資産のある方については影響があると思われま

いずれにしましても、今回の介護保険制度の改正案の主な内容は、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実させる地域包括ケアシステムの構築と、低所得者の保険料軽減の充実や保険料上昇をできる限り抑えるための所得や資産のある人の利用負担を見直す費用負担の公平化を図るものでございます。将来の介護保険制度の持続性を確保するために改正されるものでございます。

本町としましては、今後も国の動向に注視し、適切な対応に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願

いいたします。

以上でございます。

#### ○建設部長（片岡 勝君）

次に、町営住宅の建設についての御質問にお答えさせていただきます。

河和団地の2階建て住宅は昭和40年代前半の建設でございまして、耐用年数を経過しており老朽化が進む中、かねてから懸案でありました建てかえ計画を今回進めることとして進めております。

建設場所につきましては現在の場所で、部分的に取り壊しながら建設を行う予定としております。

今年度の基本設計では、名古屋大学、日本福祉大学の学識経験者の先生を審査員とするプロポーザルを実施して、広く県内の建築士からよりよいアイデアの提案を募ることとしておりますので、よろしくお願

いいたします。

1点目の建設の詳しい日程は既に決まっているかについてでございますが、来年度末には一部既設住宅の取り壊しを行い、その後、平成28年度当初に建設工事に着手いたしまして、全戸完成は平成29年2月を予定しております。

2点目の、建てかえるのは何階建てで、何人入居できる予定かについてでございますが、建てかえ住宅の階数は、学識経験者の方からも提案をいただきながら新しい住宅のあり方をいろいろと検討した結果、基本的には木造平家建てといたしました。

町内の建築職人が技術力を競いながら、地域の気候風土に合った住宅建設をしていただきたいと考えております。また、子育て世帯などの定住促進に役立てるよう配慮したいと考えておりますので、よろしくお願

いいたします。

住宅の広さでございますが、標準的な家族4名程度が入居できる広さを確保したいと考えております。

続きまして、3点目のエレベーターの設置は計画に入っているかについてでございますが、基本的には平家建てとすることで道路からのバリアフリーが確保され、暮らしやすい仕様となると考えておりますので、エレベーターの設置の予定はございません。

4点目の、3階建て以上にして、収入の少ない若い子育て世帯を上に、高齢者には下に住んでもらい、助け合っ

て交流ができるようにしたらどうかについてでございますが、先ほどから答弁申し上げておりますとおり、基本的には平家建て住宅とさせていただきます、コミュニティーが形成されるような住宅配置になるよう工夫する予定でございます。

また、子育て世帯と高齢者などの入居者同士や近隣住民との交流ができるスペースを設けるなど、皆様方の助け合い、交流が促進されるよう配慮したいと考えておりますので、よろしくお願

いいたします。

続きまして、県の2級河川、大川についての御質問の1点目、中州の土砂を排除するよう県に強く要望すべきではないかについてでございますが、川のしゅんせつ等の管理は、洪水や高潮などによる災害の発生を防止し、公共の安全を維持するものでございます。また、河川環境の向上を図る目的で実施されているものでございます。

県の草刈りにつきましては年1回、しゅんせつにつきましては必要に応じて実施していただいておりますのが現状

でございます。

本河川につきましては、5年ほど前に国道上流付近のしゅんせつ、その後、樹木等の伐採も行っていただいておりますので、特に堆積土や中州に生えた樹木等で河川の流下能力を阻害する区間は優先的に対応していただくよう、県に要望してまいります。

2点目の、草刈りが遅く、ごみや空き缶が捨てられている、県に草刈りをもう少し早くやるよう要求すべきだについてでございますが、答弁に先立ちまして、古布区におかれましては毎年、砂行橋からの上流区間の草刈りを行っていただき、この場をおかりして感謝を申し上げます。

まず、本河川の草刈りについて、実施の状況等を説明いたします。

昨年度は県におきまして、施行区間1,850メートル、面積にいたしまして1万3,700平方メートルの草刈りを9月に実施していただきました。

県におきましても、限られた事業費の中で年2回実施することが難しいことから、現地を確認し、適正な時期を選び実施しているとお聞きしております。

本町といたしましては、県へ今後も引き続き、事業費の拡充、効率的、効果的な実施の方法や時期等について十分調整の上、実施されるよう要望してまいりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

3点目の、新浦戸1丁目の大川沿いのごみ集積場周りの草の中にごみが捨てられている、県に草刈りを要請すべきだについてでございますが、本集積場は町道の路肩部に設置されており、背後地が河川の堤体となっております。御指摘の草は路肩及び河川の堤体に生えているものと思われませんが、先ほど県の草刈り状況につきまして申し上げたとおり、年1回の実施でございます。

また、町道の草刈りにつきましても、鈴木議員も御承知のとおり、事業費の面から主な道路のみを実施している状況でありますので、随時対応することは困難であるものと考えております。

今後は、職員によります対応を初め、地元区と調整してまいりますので、鈴木議員におかれましても御理解くださるようお願い申し上げます。

なお、今回の御質問を機に当該集積所を確認したところ、地域住民の方によるものと思われませんが、草刈りが一部行われていましたことを御報告するとともに御感謝申し上げます。

#### ○議長（磯部輝次君）

ここで、議長のほうから不手際がございました。鈴木美代子さんの再質問になりますが、ちょうどここで時間を切りまして休憩に入りたいと思うんです。これ、続行したことについてはまた、議長の本当に不手際だと思います。

ここで休憩をとります。

皆さんにお願いいたします。緊急地震速報の訓練開始1分前、つまり、10時15分に始まりますから、14分には席についていただくようお願いいたします。

なお、次の一般質問は訓練終了後に再開いたします。

以上でございます。

〔午前9時54分 休憩〕

〔午前10時18分 再開〕

#### ○議長（磯部輝次君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

その前に、鈴木議員に伝えます。

30分残り時間がありますから、再質問からひとつよろしく願いいたします。

○6番（鈴木美代子君）

御答弁いただきましたけれども、1の1、要支援1・2の人たちが今までどおりの訪問介護やデイサービスを受けられるためにはどうしたらいいですか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

要支援1・2の方が改正後におきましては地域支援事業ということになりますので、今までは給付事業でございましたけれども、今後、地域支援事業に移りますと委託事業という形で、どういう形になるかはまだ決まっておりませんが、業者なりに委託をする形でお金を出して、地域支援事業のほうから、介護保険のほうからお金を出して、ある程度自己負担を出してサービスを受けるという形に移行していくものと思っております。

○6番（鈴木美代子君）

地域支援事業というのは、現在は介護認定をして非該当になった人たちが予防のために地域支援事業を受けているということで間違いないですよ。

結果的には、要支援1・2の人が今までどおりのそういったサービスを受けるには、非該当の人と一緒にそういう地域支援事業の中で受けるということですか。介護サービスというのか、介護保険ではないけど介護サービスを受けるということですよ。

○厚生部長（岩瀬知平君）

そういうことではございませんで、介護保険の中の事業で地域支援事業という事業を、今はございませんけど、ここで給付から移ってくれば地域支援事業の中に、今後同様なサービスとしてつくっていくということでございます。

ですので、一般財源から行っている老人福祉の事業ということではございませんので、介護保険の中の事業で今までどおりのサービスを当面は提供していくということに聞いておりますので、よろしく申し上げます。

○6番（鈴木美代子君）

そうすると、美浜町においては、そういう要支援1・2の人は介護保険から外されることなく対象者として、要支援1・2と認定結果が出たら介護保険の中の地域支援事業で対応してくれるということですか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

現在の国のほうから資料が来ております内容を読む限りでは、現在サービスを受けている方がサービスを受けられなくなるというようなことはないようにしなさいということで、通知が資料のほうに書かれておりますので、よろしく願いいたします。

○6番（鈴木美代子君）

そうすると、国は、例えば訪問介護だとかデイサービスについては高齢者ボランティアを使いなさいと、そうありますけれども、ボランティアを使う必要はなくて今までどおりヘルパーさんが対応してくれるということですか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

そういうことではなくて、今まで受けておられた生活支援、訪問介護ですか、通所介護については同様のサービスを提供していくのですが、同じような、同様とは申しませんが、同様のサービスを提供していくんですけど、今後、介護サービスというのは物すごく需要が高まってくるということで、地域において多様なサービスで対応して、介護保険の予算といいますか、かかる費用を抑制していくというのが今回の改正というふうに理解しております。

○6番（鈴木美代子君）

さっき部長が答弁したのは、介護保険の中にできた地域支援事業の中で対応すると言われたと思うんですけども、そうすると、それに間違いはないということですよ。そうすると、今は1割負担というのか、そういうお金でやっていますけれども、それはどうなるんでしょうかね。

○厚生部長（岩瀬知平君）

負担割合については1割ということではなくて、地域支援事業ですのでその団体で、委託事業の中で決めていくということになりますので、今までよりは個人の負担はふえると思っております。

○6番（鈴木美代子君）

そうすると、委託した事業者がやるということですかね、地域支援事業を。

例えば、事業者が委託に手を挙げてくれなかったらどうするんですか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

委託に手を挙げてくれなかったらどうするかということですが、それは今でも変わらないわけでして、多様な業者さんに参入していただけるように市町村が努力しなさいということですが、業者さんだけではなくて、先ほどからおっしゃられているとおり、老人クラブでありますとか、自治会でありますとか、ボランティア、NPO、多様な団体がこれに参加して介護サービスを行えるという、そういう方向に変えていきたいと思いますという改正でございますので御理解いただきたいと思えます。

○6番（鈴木美代子君）

ボランティアについて、たまたま老人会とかNPOだとかいろいろ出ましたけれども、ヘルパーさんの生活援助というのは単に掃除や調理をすることだけじゃないと思うんですよ。高齢者の状態の変化や早期発見と対処、認知症の対応、いろいろあるわけですよ、専門的なことが。そういうことを、ボランティアの人たちが、専門知識を持っているヘルパーさんのかわりが責任を持ってできるかということですけども、どういうことですか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

ボランティアの方やNPOの方が責任を持ってできるかということですが、責任を持ってやれる仕事はヘルパーさんにやっていただくというのは、これは原則だと思います。

そういう事業の方向性については今から市町村で考えるということになっておりまして、どういうふうによれということは、恐らく大体の方向性というのは国が示していただけるものと今は思っておりますが、この改正の趣旨からいけば、地方が、地域が独自にその地域に合ったサービスを考えて介護保険の今後の予算の増大を抑制していくというのが趣旨でございますので、御理解いただきたいと思えます。

○6番（鈴木美代子君）

担当からそういうふうに関護サービスを抑制するという言葉は余り聞きたくないんですけども、今の高齢者の方々はずっと介護保険料を払ってきて、いざ介護サービスを受けたいというときに認定まで受けて、それで、認定で要支援1・2になった人が、例えばそういう人の中に、うちのことを言ってあれですけど、うちのおしゅうとめさんも要支援になりました。痴呆でひどかったんですけども、お客さんたちが来るとしゃんとしてしゃべったり、それで、夜中になって真冬なのに夏の服を着て徘徊したり、そういうことがあるんですよ。それで、調査を受けても要支援でした、最初は。要支援だけでも、同じように訪問介護や、例えばヘルパーさんに来てもらったり、それからデイサービスやなんかに行けるわけですよ。それが、ヘルパーさんのかわりにボランティアをやると、それで、大事なところの部分ではヘルパーさんにやってもらうというのは、ちょっと私は理解ができませんね。

国は高齢者ボランティアを使えと言っていると思うんですね。その辺で、やはり美浜町として、お年寄りが安心に安全に老後を生きていきたいと、そのためにももちろん介護保険に入っているんですけども、町として責任を持って対応していくのがベターだと私は思いますけれども、いかがですか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

何回も言いますがけれども、ボランティア、NPOが主体となるサービスというのは、今想定されているのは、例えばお年寄りの見守り、あるいは配食サービス、それとか買い物支援、そういった身の回りの生活支援サービスのところで充実していったらどうかということで今考えられているというふうに理解しておりますのでよろしくお願いいたします。

○6番（鈴木美代子君）

これだけ確認しておきますけれども、地域支援事業で、介護認定で非該当になった人も、今、地域支援事業の中でサービスを受けていますね。そうすると、今回、要支援1・2の人たちも、その人たちは介護保険の中にある地域支援事業で対応してもらおうと、それでいいですね、確認しますけれども。そういうことですね。

○厚生部長（岩瀬知平君）

何回も言いますが、給付が委託になるというのが一番大きな改正の点でございますので、しばらくと申しますか、今受けている方に不便があることのないようにしなさいというふうに指導が来ておりますので、不便がないかと思えます。

○6番（鈴木美代子君）

図らずも部長も言われましたけれども、このサービスというのか、介護サービスとは違うと言いますが、一応、値段が高くなる予想をされていますね。

○厚生部長（岩瀬知平君）

個人負担は、今よりは高くなるというふうに予想しております。

○6番（鈴木美代子君）

それから、利用料が1割から2割に引き上げられるということですが、それについて、来年の8月からそれをやると、所得制限をね。160万ですかね。一部の利用者について2割負担にするという考えがありますが、美浜町は何人かみえるみたいですが、その人たちが本当に利用料の負担が困難で利用を手控えたり中止したりするケースが生まれると思いませんか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

費用負担の公平化につきましては、今回の改正で低所得者の方の保険料の軽減割合は拡大いたします。それに対して、一定以上の所得のある利用者の方、単身の場合、合計所得金額が160万円ということは、年金収入でいきますと単身で280万円の方ですので、280万円の方が2割になったからといって急に受けられなくなるということもないと思っておりますし、高額になれば当然それはありますので、単純に2倍になるというわけではないということを御理解いただきたいと思えます。

○6番（鈴木美代子君）

もっと質問していかなきやいけないんですが余り時間がありませんので、特別養護の入所対象を原則の介護度3以上に限定しようとして、事実上、介護度1・2の人がまだ何人か入っていると思うんですけども、その人たちはどうなりますか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

現在入っている方はそのまま入っていくことができますし、どうしてもそこでしか生活できないというような

場合には絶対いけないというものでございませぬので、ケース・バイ・ケースで対応していけるものと考えております。

○6番（鈴木美代子君）

私の知り合いで、奥さんが痴呆になって旦那さんが世話をしていたけれども、もう本当に大変で見られないと、そういうのも特別な事情に入りますか。そういう特養に入れることを保障しますか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

自宅で介護が困難な方であれば当然介護度は3以上になるということで、今、全国の平均ですと、特養に入っている方というのは介護度が4.5というようなことも聞いておりますし、普通、それほど介護度が低い人がどうしても入らなければならないという理由はなかなか見つからないと思っております。

ですので、そういう方については介護度の見直しを申請して、介護度をきちっと見直して進めていくべきかなと思っております。

○6番（鈴木美代子君）

現実に介護度1の人だとか、ここでは介護度1の人じゃなくて2の人が入っているという話でしたけれども、入っているんですよ、本当に、介護者がいないとか。確かに、介護者はもう大変になっているものだから、一生懸命言葉で、どうしても、どうしても施設に入れてほしいと訴えるんです。そういう訴える人は全て入れる可能性があるかというところじゃないんですよね。そういう方は全部入れる保証があるかというところなかなか保証はありませんとは言えないと思うんですけども、いかがですか。

○福祉課長（沼田治義君）

ただいまの御質問ですけど、国のほうの改正案の資料の中身を流させていただきますと、要介護の1・2であっても特養への入所が必要と考える場合として3つほど国のほうも示しております。

まず、1点目は、知的障害、精神障害等を伴って、地域での安定した生活を続けることが困難であること。

2つ目としましては、家族等による虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が不可欠であること。

3つ目としましては、議員が先ほど言われた認知症等、高齢者であり、常時適切な見守り、介護が必要であること。

この3点が一応、今、国が考えている介護1・2であっても特養へ入れる基準ということで示してございますので、これにつきましてはまたいろいろな関係者の方々と御意見をいただきながら、法の施行までに町としましても一定の基準をつくって対応していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○6番（鈴木美代子君）

ぜひ、美浜町内の高齢者だけというわけにはいかないかもしれませんが、高齢者については、こうだからだめ、こうだから入れないとか、そういうことを抜きにして、本当にその方たちが安心して老後を暮らせるような、きっちりと温かい対応をしていただきたいと思います。要請して、介護保険のところは終わります。

補足給付があると思うんですけども、ごめんなさい、補足給付については、補足給付が打ち切られると月に2万から7万の負担増があると、そういう説明がありますけれども、補足給付が打ち切られると大変なことになるということですがいかがですか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

補足給付が打ち切りになる方というのは、今の現段階では、預貯金が単身では1,000万円以上持っておられる方、夫婦では2,000万円以上持っておられる方でございませぬので、急にその負担ができないということではない

というふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○6番（鈴木美代子君）

補足給付に入っている人は、低収入の人が介護施設に入所したときに食費や居住費の負担を軽減するための仕組みが補足給付だと思うんですけども、その人たちは、今現在入っている人たちはほとんどこのままの状態でおれるということですか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

見直し案のとおりであれば、自己申告でございますけど、私は貯金が1,000万円以上ありますという申告があった方については当然、補足給付は打ち切るとなるというふうに考えています。

○6番（鈴木美代子君）

次に行きます。ごめんなさい。

町営住宅についてです。

町営住宅は木造の平家建てを検討しているということですが、平家建て1軒ずつの建物ですか。

○建設部長（片岡 勝君）

一軒一軒、そういった一戸建てということの平家で建設を予定しております。

○6番（鈴木美代子君）

その1軒ずつの平家建ての建物は、例えば3LDKとかLDKとかいう、いろいろ言われるそういう種類だどのぐらいの広さになりますか。

○建設部長（片岡 勝君）

そういった言い方で言いますと2LDKという形になります。

○6番（鈴木美代子君）

2LDKというのは、リビング、ダイニング、キッチンということで、部屋としては2部屋ですか。

○建設部長（片岡 勝君）

2部屋は確実に確保すると、2部屋以上という構想で練っておりますので。

○6番（鈴木美代子君）

大体何名ぐらいが入れる、そういったものを予定していますか。

○建設部長（片岡 勝君）

先ほどの答弁でも申し上げさせていただきましたですけど、4名程度の家族構成を想定しております。

○6番（鈴木美代子君）

平家建ての町営住宅について、何軒というのか、幾つ建てるつもりなんですか。

○建設部長（片岡 勝君）

今現在のところ、20戸を予定しております。

○6番（鈴木美代子君）

20戸だと、今の町営住宅、AからFに入っている人は全員入らないんじゃないですか。

○建設部長（片岡 勝君）

AからFにつきましては40ちょっとでございますので、今回20ということで、残りにつきましては、議員も御承知のとおり、今、西部地区におきまして駅前整備の中で、公営住宅、町営住宅を建設の予定として組み入れて計画していきたいと、こんなふうに考えております。

○6番（鈴木美代子君）

そうすると、今、町営住宅AからF棟に入っている人たちは、抽選か何かで20人しか入れないということですね、確認しますけど、20家族というのか。

○建設部長（片岡 勝君）

言われるとおり20家族という形になります。

○6番（鈴木美代子君）

そうすると、そういうことは中に住んでいる方たちにはもう説明をしたんでしょうか。それが1点。

ごめん、時間がなくて。何分までですかね。50分まで。ごめんなさい。

要するに、今待っている人たちが40人ぐらいいて、あなたはこの六反田の新しい住宅には入れませんよという結果になる人もいるということですか。

○建設部長（片岡 勝君）

40ちょっとありますけど、現在、AからFに入居しておるのは23でございます。したがって、単純に20家族ということになりますと3つがありますけど、それについてはまた対応のほうができる、こういうふうに踏んでおりますのでお願いします。

○6番（鈴木美代子君）

中に住んでいる方々が、高齢者が多いですよ。高齢者は、今、例えばEとかFとかDに入っている人は、一旦AからCのところへ移動してもらって、それで、住んでいたところを壊してそこに建てるという話ですが、お年寄りも引っ越ししてまた引っ越ししないかんという大変な作業があるわけですが、引っ越し、AからF棟に住んでいた人が3階のほうに引っ越しただけで引っ越し費用が10万かかったという話を聞いていますが、その辺で、引っ越しについては何か救済を考えていますか。

○建設部長（片岡 勝君）

その引っ越しに関しましては、移転補助金というような形で考えていきたいと、こんなふうに思っております。

○6番（鈴木美代子君）

入っている人は高齢者が多いものですから、本当にできるだけ負担のないように、優しい町営住宅にさせていただきたいと心から要請いたします。

最後に、大川です。

大川については、今、いろんな答弁がありましたけれども、草刈りは、以前は1年に2回やってもらったんですが、今は1回しかやってもらわない。1回の上に、上から40センチぐらいしかやってもらえないんですね、今、草刈りは。

今、部長は、古布も草刈りしました。町管理のところだけはみんな区会が総出でやらせていただきましたけれども、草を刈っていないところが多いわけですよ、県管理のほう。県管理のところカーブがあるんです。カーブのところは草がいっぱい生えていると、向こうから軽自動車も来るとも見えない。だから、子供たちが、例えば歩いてくるのは、通学道路ではないからまずないですけども、ひょっとしていろんな、例えば観光客にしたって歩いている人が子供たちでいるかもしれない。そうしたら見えないんですよ。本当に交通安全上よろしくない状況が続いているんですが、どうしますか。県に早急にやってもらって、要請をしてもらえますか。ただ、県は本当にやるのが遅い。仕事が遅いんですよ。県に何とかしてもらえそうですか。

○建設部長（片岡 勝君）

今、言われる特別なところにつきましては、先ほども答弁させていただいておりますが、年に1回という方針は出ております、県のほう。ただ、そういった特に危険だということでございますので、それにつきまし



ては特別にまた要請のほうをさせていただきますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（磯部輝次君）

鈴木君に、その前に、あと残りほぼ5分と 부탁드립니다。

○6番（鈴木美代子君）

わかりました。

先ほどの中で、しゅんせつについてですけれども、土砂が本当に流れてきて堆積するんですね。中州というのか、この土手のそばが本当にだんだんと埋もれてきて、川が流れているところがどえらい狭いわけですよ、真ん中に。それで、この流れてきた土手のところに廃木が、木が埋まっていますよね、何本か。それはどうするつもりですか。

○建設部長（片岡 勝君）

中州に生えておる樹木でございますけど、5年ほど前にも伐採のほうをさせていただいております。

そういった中で、先々週、事業調整会議、県との調整がありまして、この大川の現状については、先週だと思っておりますけど、パトロールのほうも来ておりますし、その対応の結果を早い時期にお知らせ願いたいということで町も言っておりますので、よろしく願いいたします。

○6番（鈴木美代子君）

いざ災害が起きたときにあのままでは、大木にごみがひっかかったり、いろんなものがひっかかって、川の流れが悪くなってあふれ出すとか、いろいろ災害防止のためにもきちんとやっていかなくちゃいけないことですよ。

しゅんせつをたびたび、前にもお願いしているんですけどなかなか県はやってくれなくて、今は本当に待ったなしで、ぜひ県に対して要請をしていただきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、新浦戸沿いの、ごめんなさい、余り時間がないみたいですが、ごみが、私は周辺の住民の方から見てよ見てよということと言われて見に行きました。あそこに中華の店があると思うんですね、すぐそばに。何というところだったかな。あるんですよ。その反対側にごみ集積所があります。そこは草がいっぱい生えていて、それで、こうやってのぞくと草の下のほうにごみがいっぱい落ちていて、発泡スチロールも落ちていて、段ボールみたいな箱も落ちていました。

あそこは何かしなければ、ごみがあるところはごみを呼ぶんです。だから、ごみはきれいにしなれないと思うんですけれども、あそこはごみを捨てた人が悪いですが、片づけてもらえればあそこは本当にごみを捨てる人も少なくなるだろうと思うんですけれども、いかがですか。

○建設部長（片岡 勝君）

その辺のごみの問題につきましては、町の環境保全課とともに対応させていただきたいと、検討させていただきますと、こんなふうに思っております。

○6番（鈴木美代子君）

最後です。

今回は、県管理の大川について、草刈りとごみの問題を質問しました。

周りの、例えば古布区の人なんかは、本当に草刈りをやるんですね、一生懸命。住民のほうもすごい協力しているものですから、ぜひ県に対して強く要請させていただいて、草刈りと、そしてごみの問題も全部ちゃんとやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、鈴木美代子君の質問を終わります。鈴木君は自席に戻ってください。

〔6番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

山本君に言います。質問する準備をしてください。ゆっくりでいいですよ。

5番 山本辰見君の質問を許可します。山本辰見君、質問をしてください。

〔5番 山本辰見君 登席〕

○5番（山本辰見君）

議長の許可がいただけましたので、あらかじめ通告してあります一般質問通告書に基づいて順次質問させていただきます。

きょうは、大きく2点に絞って取り上げます。

美浜町も少子化・超高齢化社会に本格的に突入しました。この美浜町政の将来を見通したときに、どうしても急がなければならない幾つかの課題があると考えております。26年度から始まりました第5次総合計画、この推進に当たって、あれこれ優先課題はもちろん多岐にわたってあるとは思いますが、今、行政に求められている施策のうち、幾つかの課題について質問します。

1点目は、皆さんもネット等で見られるかと思えます。それから、気になっているところだと思いますけど、年齢別の人口の統計がありますけれども、これを見たときに少子化問題が大きくあります。あわせて、高齢者の世帯の動向にも、きちっと見て、私は、この高齢者の方々が出している町民税、固定資産税、都市計画税、この負担の実態をもっと正確に町当局が把握し、町民に寄り添った形の施策に見直すべきではないかと考えます。今、65歳以上の住民、26.2%ですが、多分、これ、毎年毎年上がっていく状況でございます。この状況を山下町長はどのように捉えておいででしょうか。特に、この中でも国民年金だけの世帯の方々の税負担をどう認識しているのかお伺いします。

あえて一番最初に指摘しておきたいと思えますけれども、私たち議員からの質問の仕方も、率直に私も下手だと思っていますが、これまで町長の答弁がうんと減りました。傍聴の方とか一般のテレビを見ている方も最近町長は答弁していないねということがありますから、主要な施策についてはぜひ町長から答弁願いたいと思えます。

2点目、一般的な高齢化の問題は、一般的に捉えるのではなくて、私は細目という部落ですけれども、野間のほうですけれども、旧部落という言葉は正しくないですけれども、古くからの市街化区域において、いわゆる高齢者の方、息子たちはおったけれども名古屋に出ているとか、そういう方の、いわゆる跡取りのいない世帯がたくさんふえてきました。これらについての対応策を何か準備しているのでしょうか。

3点目は少子化問題でございますけれども、美浜町、今、8歳以下が既に、同年の方は200人を切りました。そして、5歳、4歳以下ではさらに150人クラスです。町長も何かの会合のときに、ことしの中学校の入学者が220人ぐらいだと、小学校の入学は153人だと。特にことしが極端に少なく、去年より40人ぐらい減っていると。でも、去年よりというよりも、今後、来年は少しふえるんですけれども、この150人というのがずっと状況でございます。この状況を見たときに、私はこの少子化問題、あるいは若い人の定住の問題を考えると、この課題に対する対応よりも、ずっとこの間二、三年は公園整備にばかり姿勢が向いているように思えてなりません。子供の支援の施策、あるいは若い世帯が定住してくれる若い世帯の支援策、その中には、先ほど同僚議員にもありましたけれども、町営住宅のあり方なども含めた施策について、特別チームをつくって検討して対応をつくっていく、こういう考えはないのでしょうか。

4点目は、市街化区域の中でも、先ほども出ましたけれども、いわゆる旧集落においては、狭い道路に面した家屋、あるいは塀があります。地震で避難路のこともありますけれども、むしろ、地震が起きたときに壁が崩れて瓦が落ちる、塀が倒れる、そういう状況からしますと、とりわけ海岸沿いにありますから、津波・高潮対策、こういったものに優先的に取り組んでほしいと町民は望んでおります。私たちの隣の南知多町は、皆さんももしかして師崎のほうを通るときに、あっ、ここの海岸が今直してくれていると、先回はこっちだったけど今こっちがやっているというのがよくわかるように工事がどんどん進められております。あと、避難場所のこと、避難ルートのことなんかも、私たちにも見える形で何か頑張っているなという形ですけれども、美浜町では、もちろん海岸は県、国の事業でありますけれども、一向に進んでいるようには見えません。美浜町では、この25年度から28年度にかけての事業の中では特徴的に、万葉の森を整備する事業だとか、総合公園を、グラウンドを広げる事業、あるいは今後の取り組みで交流拠点を、こういうことが山下町長の姿勢に、町政に重きを置いているように思えてなりません。私は、こういう形にとっては、住民は非常に強い不満を持っております。住民に寄り添った形で優先順位を変えて、いわゆるまちづくりのほうの、先ほど出した、壊れて危ない、自分たちが住んでいるところの対応を優先してほしいと思いますけれども、そういった形に見直す考えはありませんですか。

5番目は下水道事業についてでございますけれども、下水道事業について、町民への詳細計画の説明、ことし、今、計画を立てているわけですけど、意見聴取、あるいは意見集約を26年度の中ではどういう日程で考えているのか答弁願います。そして、議会への報告を、それから意見集約、事業の決定時期はどう考えている。以前ですと26年中に決めたいということを書いていましたけれども、これは後で補充質問でも詰めて聞いていきたいと思っております。

大きい2点目、美浜町と南知多町で出資して運営しています知多南部衛生組合の事業、この1つに火葬場の運営がありますけれども、長い間委託でやっております。本来なら競争入札をして、いろんな業者のいいところをとってすべきだと思いますが、長年にわたり1社に継続委託をしていると思います。この事業の管理者として、今年度は山下町長が管理責任者だと思いますけれども、この管理の実態をどのように把握しているのか、委託の内容、全体の金額と、どのぐらいの人がおって仕事をせないかんのか、あるいはその委託を受けた業者がどのような実態なのかをどの程度把握しているのでしょうか。

2点目は、火葬場の管理運営とあわせて衛生組合の霊柩車の運転も含まれると思いますけれども、ここは全体で1,700万ぐらいの事業だと思っておりますけれども、そのうちのどのぐらいが霊柩車の運転だとか、それから霊柩車の利用状況はどうかをお尋ねします。

以上で壇上からの質問を終わります。

#### ○厚生部長（岩瀬知平君）

山本辰見議員の御質問にお答えいたします。

今、行政の求められている施策について、山下町政の考え方を問うの御質問の1点目のうち、26.2%にも達した美浜町の高齢化率をどのように捉えているかについてでございますが、内閣府がまとめました平成25年度版高齢社会白書によりますと、我が国の総人口は平成24年10月1日現在で1億2,752万人でございます。65歳以上の高齢者人口は過去最高の3,079万人でございます。総人口に占める65歳以上人口の割合、いわゆる高齢化率は24.1%となっております。また、愛知県の高齢化率は21.4%と、全国平均に比べ低い率となっております。これに対し、本町の高齢化率でございますが、平成24年10月1日現在で23.4%でございます。全国平均より若干低い状況となっております。この高齢化率は今後、少子化の影響もありまして総人口が減少していく中、団塊世代の方々が65歳を迎えていくため、さらに上昇していくことが予想され、内閣府の見込みでは、平成72年には2.5

人に1人が65歳以上、4人に1人が75歳以上になると予想されています。

次に、国民年金だけの世帯などの税負担の実情をどのように認識しているかについてでございますが、確かに年金だけで生活されている高齢者世帯、特に年金しか収入がなく資産等をお持ちの高齢者世帯は負担が高くなる傾向がございます。福祉担当部局としましては今後、高齢者が住みなれた地域で安心して生活ができるよう、さらなる高齢者福祉サービスの充実を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

2点目の、古くからの市街化区域において高齢化率、跡取りのない世帯などへの対応はについてでございますが、平成26年3月31日現在で本町の各地区の高齢化率を調査いたしました。その結果、高齢化率の一番高い地区で38.2%、一番低い地区で18.2%でございました。宅地開発等により転入者が多い地区は高齢化率が低く、逆に、旧市街地で転入者が少ない地区は高齢化率が高い結果となりました。

これを踏まえまして、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていくために、地域のサロン活動を初め、さまざまな地域と交流できる場を提供するとともに、健康づくりなど、自立を促す機会をふやしていくことが重要と考えております。

跡取りのいない高齢者世帯への対応は、地域での見守りや自立支援に取り組むことが必要でございます。また、2世代・3世代同居を促進し、高齢者と若い世代がお互いに支え合える環境づくりを進めていくことも重要であると考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

#### ○企画部長（靱山博資君）

次に、御質問の3点目、子供支援施策、若い世帯への支援施策、町営住宅のあり方なども含めた施策について、特別チームをつくる計画はないかについてでございますが、3年前から職員による政策立案実践研修による政策や、昨年度では若手職員での少子化プロジェクトチームなど、個別施策について対策を検討して実施してまいりました。

昨年度より婚活支援担当を位置づけ、婚活の支援も職員のプロジェクトチームが中心となり実施しておりますが、その結果、現在5組が成婚し、1組出産もされ、着実に成果があらわれております。また、本年度予算計上いたしました子供支援対策の子育て支援おむつ助成事業や、産業活性化の応援対策、就職記念品事業は、それらの提案から事業化できたものでございます。

今後につきましても、担当課において政策を展開していくとともに、状況を踏まえながら必要に応じて政策提言ができるプロジェクトチームを立ち上げ検討を重ねていく考えでございますので、よろしくお願をいたします。

#### ○建設部長（片岡 勝君）

続きまして、御質問の4点目、万葉の森、遊歩道整備事業、総合公園拡張事業、交流拠点事業に見直すことは考えられないかについてでございますが、これらの事業は第5次総合計画の実現に向けた取り組みでございます。これからの本町の進めるべき政策であると考えております。

まず、交流拠点事業についてでございますが、本町の自然豊かな環境を生かした都市農村交流の促進を図り、農業、商業、観光などの地域産業が底上げされ、ひいては町全体の活性化を目指すものでございます。本町を取り巻く現状は厳しいものがあり、少子・高齢化や人口減少の課題が差し迫っておりますが、交流人口をふやすことでまちづくりを前に進めることができると、このように考えております。

次に、万葉の森、遊歩道整備につきましては、総合公園整備当初の全体計画の中の既に位置づけられた計画でございます。未整備であったままのものを今回、町民の皆様方の要望もございまして整備するものでございます。

本町の貴重な史跡であります古窯群とあわせて、町民の憩いの場を提供したいと考えておりますし、また、周辺の観光施設を利用される方々もゆっくりと散策していただき、自然の里山の風情を楽しんでいただけたらと、このように考えております。

続きまして、総合公園拡張事業は、第2グラウンドの機能を移転しまして、運動施設を総合公園に集約することで利便を図るものでございます。かねてからスポーツ関係者より、第2グラウンドの大会運営に苦慮している、何とかならないかとの要望がございましたので、総合公園を充実させることにより、町民が身近なところで運動が楽しめ、高齢者から子供たちまで、レクリエーションなどの余暇を充実していただく環境づくりができるものと考えております。

議員の御指摘のとおり、市街化の中での防災対策、特に沿岸沿いの津波・高潮対策は取り組むべき課題だと考えております。狭い道路に面した家屋、塀などの防災対策といたしまして、道路の改修、建築時のセットバックなどにより進めておるのが現状でございます。

海岸沿いにおける津波・高潮対策については平成23年から、有識者、愛知県及び県内の8市町村による検討会によりまして、沿岸部における総合的な防災対策を検討してまいりました。ことし4月には、県を初めとする県内31市町村で組織する県河川海岸堤防等地震・津波対策事業促進協議会が設立されております。この協議会では地震・津波対策に係る情報の共有等を目的としており、その事業を進めることになっております。愛知県におきましては8年間の計画で、地震対策アクションプランによりまして地震防災対策を進めております。必要な対策について加速、前倒しを進めているところでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、5点目の下水道事業について、町民への詳細計画の説明、意見聴取、意見集約の日程は、また、議会への報告と意見集約、事業の決定時期などについてでございますが、下水道事業につきましては、議員も御承知のとおり、第5次総合計画の基本計画の1、「自然を活かし、快適に住み続けられるまちづくり」のうちの6項目めの「排水処理」に記載されております。この中で、施策の2といたしまして、公共下水道の実施可能性調査を行うとしております。内容といたしましては、公共下水道の実施の可能性について、財政負担、事業規模、事業効果などを含めました総合的な調査を継続いたしまして、導入の可能性について検討を行うこととなっております。その現状と課題の中には人口減少などの状況を踏まえた調査を実施することとなっておりますが、このことは、平成24年に国と愛知県とコストキャップ下水道の共同研究提案をいただきました、これまで難しいと考えていた公共下水道の実現可能性に新しい視点が与えられたことによるものでございます。国や愛知県からの全面的な支援をいただきながら、本年度も共同で検討作業を進めているところでございます。

本町といたしまして、これを受けました現在、議会にお認めいただきました予算の中で、基本検討策定調査業務、事業計画策定調査業務及び事業計画着手時評価業務を進めているところでございます。その成果が得られる段階になりましたら住民の皆様説明に上がりたいと考えておりますので、それまでの間につきましては、広報みはま、ホームページ等を利用させていただきながら、汚水処理のあり方について町民の皆様方に情報をお伝えしていきたいと、このように考えております。

また、議会への報告につきましては、定期的に公共下水道特別委員会及び行政報告会等にて説明を行っていきたいと考えておりますので、何とぞ御理解いただきたいと存じます。

なお、事業の決定につきましては、議会及び町民の方々の御理解が得られた後になると、このように考えております。国庫補助金をできるだけ有利な形で受けるためには早期の決定が必要でございます。しかし、本事業は皆様方の御意見を伺いながら慎重に進めなければならない事業と考えておりますので、その上で、事業進捗にあわせて議案の上程や御報告をさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたし

ます。

○経済環境部長（齋藤 博君）

次に、知多南部衛生組合の事業の1つである火葬場の委託運営についての御質問の1点目、委託の内容をどのように把握しているか、また、委託業者の実情をどのように把握しているかについてでございますが、議員も御承知のとおり、この内容につきましては、本町と南知多町とで組織しています知多南部衛生組合の事業内容でございます。本来は同組合議会での質問内容に相当すると思われしますので、この場では概要のみを申し上げます。

火葬場の運営につきましては、当初直営で実施していましたが、昭和58年度より、それまで火葬場のメンテナンスを請け負っておりました業者に火葬業務を委託しました。その後、平成2年度に当該業者の廃業や撤退に伴いまして、平成3年度以降は現在の受託業者に対して運営を委託していると聞いております。知多南部衛生組合が委託契約により業務を遂行しておりますが、委託運営の内容は、当初予算の査定のほか、同組合議会での決算報告、それから、主要施策の成果並びに予算執行の実績報告によって把握しております。

2点目の霊柩車の使用状況はどうかについてでございますが、平成25年度の組合全体の実績としまして、今までの最中でございますが、火葬場の使用実績529件に対し組合霊柩車の使用実績は335件で、利用率は63.3%であると聞いております。また、本町分の実績につきましては、火葬場の使用実績233件に対し組合霊柩車の使用実績は158件で、利用率は67.8%であると聞いております。

以上でございます。

○議長（磯部輝次君）

山本君、再質問はありますか。

○5番（山本辰見君）

私は、特に大きい1番では全体がかかわります。1番から5番までが全部関連していると思っていますので、一つ一つ絞ってということではなくて、先ほど部長のほうから、高齢化率26.2%に対して24年度が23と。古い数字を出すんじゃないで、私は26年の3月の美浜町のデータで質問させていただきました。これでは26.2%ですから、全国より低いのではなくて高くなっています。たった2年で23.幾つから3ポイントも上がっている。

実は、年齢別に1歳刻みでありますけど、5歳ぐらいでやりますと、今、私は62歳です。私たちの年齢で350人平均です。その上の方たちも350人ぐらい、その下で、今60歳になる5歳刻みでざっと300人です。それに対して、中学校の子たちで先ほど言いました220人ぐらい、それから、小学校を卒業する子たちが200人をちょっと切るぐらい、そういう状況でございますから、これで、私はもちろん高齢者の方々へいろんな高齢者施策もさることながら、その方たちは皆さんが税金を払っているんな事業を町にやってほしいと思っているわけですけども、残念ながら自分たちが住んでいるところへの、言葉は悪いですけど見返りというよりも、先ほど建設部長からる、とりわけ土地だとか利用状況のことで説明がありましたけれども、それより急ぐのがあるんじゃないかというのが本当に町民の方の意向なんです。私はもちろん、万葉の森はもうほとんど済んで、ことし残り事業だけですから、それをもとに戻せとか、そういうつもりはありませんけれども、町民の方は、今それどころじゃないんじゃないのというのが率直な意向であります。

特に、先ほど跡取りのいない世帯のこともちょっと言いました。率直にきょう、この会議が始まる休憩の段階で、例えば昔は隣との土地のことで10センチのことをとられるのが嫌だという状況があるということを言いました。今は逆に、自分の親の財産であっても、税金を払うのはかなわんで、まあいいわということがある。そういう状況が多くのところで見受けられる。全部とは言いませんけど多くのところで見られて、本当に財産はあって、苦勞してこれまで長年、先代から取り組んできたんですけど、現金収入がなくて国民年金だけの方たちは苦

労して本当に払っているんです、固定資産税、あるいは都市計画税を。それが、私は、公園整備がまるっきり誰も使わないとか、そういうつもりはありませんけど、交流拠点よりも今住んでいる人、交流人口よりも今住んでいる人たちへの返しのほうが大事でないかと思えますけど、まずその1点だけ先に、高齢者のことで答弁願いたいと思います。

#### ○厚生部長（岩瀬知平君）

私のほうから1点だけ、先ほど山本議員が古い統計数字を出したというふうにおっしゃられたわけですけど、国と比較する場合、国はこれが最新でございます。町もその時点の数字に合わせて比較したものでございまして、これが今、現時点の最新でございます。ですので、山本議員の26.何%を比較する場合には、国が出ず、後の、後年度の統計の発表を待たなければ正確な比較はできないということはここで言うておきます。よろしくお願います。

#### ○5番（山本辰見君）

私は、数字のあやを追求するつもりは全然ありません。ただ、傾向として、そういう状況から美浜町が今優先する課題は違うんじゃないかということを実感するところなんです。

特に、今度は少子化の問題に触れますけれども、この少子化の問題、決して私は、全国的な都会でも進んでいる話ですから、美浜町がこれこれしたから少子化が直るんだということには、残念ですけども考えていないです。これは政府の統計でも少子化の進む原因の大きなのが、結婚しない、結婚するのが遅い、出産も遅い、こういうのもある、言っています。婚姻の率が過去、今、最低ですし、初めて結婚する人で男の人は30.5歳、これは1年ぐらい前の統計のようですけども、それから、女性の方が28.8歳、1人目の子供を産むのが29.9歳。これは私たちの代から見たら3歳、4歳、5歳ぐらい上がっているんじゃないかなど。もちろん高学歴のこととかいうのはあると思いますが、ただし、これは、大きく言えるのは、ただ単に遅いじゃなくて、低所得の方がふえているということが大きくあると思います。

子育て世代の年収は、以前では500万から700万の人がほんと多かったです。ところが、今は300万台、300後半か前半かわかりませんが、そこの方が一番多いんです。もう500万の人って本当に少なくなりました。この政府の統計でも、300万以上では25から40%の人が結婚していると。ところが、300万を切る人になると10%台に落ちちゃう。

もう一つは、30歳前半で正社員の方は60%の方が結婚しているんですけども、今はやりの非正規労働者、いろんなパターンがありますけれども、それでは30%。60%の人と30%。それから、20代後半では35%が結婚しているのに対して15%の方が結婚できる、こういう状況であります。

だから、これはこれで大きな課題ですから大事なことですけれども、先ほど部長から、子育て支援の細かい施策、ありました。チャレンジ200、子供を200人にしようというこの政策はあります。

私は思い切って、具体的には、例えば保育料を無料にしてあげる、全く全体が無料とはいかなくても、美浜町はすごいと思わせるような施策ができないか、もう一つは、保育所あるいは小学校の給食費を無料にする、こういう、本当にほかとは全然違くと、美浜に行ったら子育てがやりやすい、このぐらいの思い切った政策ができないものか。実は、突拍子もない提案をしているわけじゃなくて、ほかの市町でもこういう事業、始めています。いかがでしょうか。

#### ○厚生部長（岩瀬知平君）

給食費をただにする、負担をゼロにする、保育料をゼロにするということでございますけど、保育料については年々、安くといいですか、負担の少ないように改正をしまいたとところでございます、現段階ではそれを

ゼロにするということは考えておりませんのでよろしくお願いいたします。

#### ○5番（山本辰見君）

すぐにゼロにせよとは言いません。そういう検討をしませんか。それから、ぜひ町長にこの子供の支援策で、いろいろ細かい点は先ほど職員の方からも提案があって出ましたけれども、私は、本当に手を打たないと、とりわけ美浜町、南知多町、知多郡の中でも阿久比だとか東浦だとか北部のほうと、子供の環境は全然違うというんですかね、例えばほかの市町ですと待機児童の問題とか保育所が足りないとかいうことがあるわけですから、それに対して美浜町の場合は、基本的には申し込んだら、ひょっとして保育園は、かわってもら、そういうこともあろうかと思えますけれども、結構あきの部屋があったり、小学校でもまだまだ活用できる部屋がたくさんあったり、そういう状況でございますけど、今のその思い切った施策の中に町長は何かお考えがあったらお願いしたいと思えますけれども。

#### ○町長（山下治夫君）

少子化の問題は、私どもの町だけではなく日本国の問題であるというふうに捉えておりますのがまず第1点。それから、いろいろありますけれども、私、町長にならせていただいてから精いっぱい少子・高齢化対策には取り組んできたつもりでございますし、結果を振り返っていただければ、子供の医療費から始まっているいろんなことをさせていただいています。ところが、やったものがすんなり受け入れられているものですから、目立たない事業になってしまっています。例えば、今、保育料の話を無料にしないで、学校給食費をただにしないで。ある意味すばらしい提案かもしれません。実際にやっているところもあります。また、伺っています。じゃ、そこが本当にすばらしい子育てをやっているかどうかという話にとっては、ちょっと疑問が私にはあります。やはり今一番大事なのは、ここに住んでいる我々を含め、議員の皆様方がこの町は住みやすく子育てしやすいんだということら辺を理解してもらおうことだと僕は思います。

1つ言います。今、保育園で預かっているお子様たち、保育士さんからもいろいろ情報を伺っておりますが、お母さんたちは非常に満足されているということを知っています。今、全園で、延長保育、させていただいています。また、土曜保育もやっています。また、子育て支援センターもやらせていただいています。今現在、大変失礼ですが、子育てを終わった人たちが、自分たちのときは大変だったという印象が頭に残っているんですね。そうではなくて、現在子育ての人たちは、満足という言い方は失礼ですけども、大きな不満はないのではないかなというように施策は一生懸命させていただいておりますが、なかなか目立たないのが現状でございます。

ですから、私が言いたいのは、とにかくこの美浜町で住んでいる方々が、美浜は住みやすいぞ、美浜はいいところだぞ、その中で、いや、ここが悪いということであれば精いっぱい話し合っ直していきたいと思えますし、いろんなものを無料にすることは不可能でございます。これはできません。また、町全体からいけば、いろんなことのバランスをとっていかないとやっぱり美浜町としては成長していかないと、市町村間レベル、全国レベルからでもやっぱりいろんなことに手を出しながら精いっぱいあくせくをしていかないといけないというふうに思っておりますので、今、何をやったらすぐいい答えが出るとは、私ももちろん、議員さんもそうだと思いますけれども、精いっぱい今、担当を含めて一生懸命やっていることが、徐々に徐々にでありますけれども、今、浸透してきているというふうに思っておりますし、また、もう一点、今、男女共同参画もそうですが、今、女性の課長も生まれました。やっ和美浜町もいろんな意味で外へ出ていっても恥ずかしくないような行政になりつつありますので、いま一步、私も精いっぱい頑張りますので、どうか議員さんにおかれましても、お互いに立場として意見交換、ぶつけ合いながらよりよい町を目指していきたいというふうに思っておりますので、私が言いたいことは、精いっぱいやっておるということだけは御理解いただきたいのと、今、現実に預かっているお子さん



たちは、それほど大きな不満はないというふうに、細かなことはわかりませんが、というふうに聞いておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

#### ○5番（山本辰見君）

若い世代の支援、先ほど町長から医療費の無料化の問題がありました。これは、本来国がやらないかんことを各自治体とか地域が頑張って、とりわけ愛知県は全国的にも進んでいるほうだと思います。給食費の無料のこと、私はあえて、大胆な提案だと思いましたが、させてもらいました。というのは、3年ぐらい前ですと、統計でとってもまだ全国でも本当に片手ぐらいでした。それが、この二、三年の中で50自治体を超えるようなところが本当に何とか子供たちを応援したいということで始まりつつありますので、それは無料のことだけにこだわっているわけではありません。

実は、ちょっと提案ですが、ぜひこれは検討していただきたい。あるまちで、高齢者の皆さんと、学校給食のこと、もっと理解してもらおうと、高齢者の、先ほど出ましたサロンとか何かと兼ね合って、学校の空き教室を、高齢者の人が学校の給食を申し込んで、今、230円とか250円ぐらいだと思いますけど、それを申し込んだらお年寄りの方にも来てもらう。部屋はあります。それは給食を食べるだけではなくて、もちろん健康体操だとかいろんなことをしたり、また、高齢者の人から子供たちが学ぶ、それをずっとやっておって、結構30人とか40人の人数で、小さいまちですけども利用があったと。どの学校でもやっているのか、細かくはわかりませんが、例えばそういうことは、ただで提供するのではなくて、250円負担してもらって、高齢者と子供たち、それから、学校給食の、今、人数が少なくなって大変ですけど、多分50人、100人ふえたってつくるほうとしてはそんな負担はないと思いますので、これは、答弁は要りませんから、ぜひ検討の中に入れていただきたいなと思います。

それから、もう一点、若い世代の応援策の1つとして、先ほど同僚議員からもありました。それから、後で違う議員からも質問があると思いますが、町営住宅のことに、今、建てかえのことはありましたが、それから、将来的には野間地域にも考えていきたいという答弁がありました。ぜひ私は、本当は高層住宅でしたら、上の階を若い世帯に、下を高齢者にとか、あるいは一角を、ここの一角は、それからもう既にある住宅も、今ある住宅も含めて若い世代向けに指定して家賃を補助するとか、そういう形で定住者をふやす、そういう政策はできないでしょうか。

#### ○都市計画課長（河村伸吉君）

町営住宅を用いて若い方の定住を促していくべきだという御質問だと思いますけれども、今、町営住宅の入居基準があります。若い方向けについてはその所得基準を若干緩めるということも検討できると思いますので、検討していきたいと思ひます。

#### ○5番（山本辰見君）

それでは、次の質問に移らせてもらいます。

下水道事業のことについてありましたけれども、私は日程はどうなりますかということについて、るる説明はあったけど、全然ありませんでした。26年度に、この時期にアンケートをとるとか、あるいは住民説明はすると言ったんですけど、どういう形で意見集約するのか、その段取りのことをお聞きしました。

といいますのは、今は2年ぐらい前から、町のほうと国交省、愛知県とでいけいけでずっと準備していると思うんですが、もちろん町民からも、いろんな広報に資料を出したり、一定のことはしていますけれども、町民の中から自発的に下水道がどうしても必要だというのが集約されて今の事業に至ったわけではないと思っておるんです。そういう面では、町民の方が、いろんな資料を町が出してくれるけれども、どう捉えたらいいのかということの集約は全然まだしていない。

それから、多分学区ごとに説明会を開くと思うんですけど、これまでも町長対話とか何かで、実際には小学校単位でせいぜい50人、多くても100人ぐらい。そこは、世帯は多分1,000人単位で2,000人とか1,500人とか。そういう単位のところに説明会で、たかだかと言いません、50人、100人の方の意見をもらって、それで集約して済ますということは、私は間違いだと思いますから。ほかの同僚議員もアンケートはどうするんだというようなことがありました。

それらも含めて、率直に言って、秋にこういうのをして、3月にはこうしたいとかいうことですが、実は、当局に、関係者に聞いたところ、ことし予算をつけて今いろいろ計画を立てているのが、来年の春、3月なのか2月末かわかりませんが、そこぐらいになるということですから、町民にはそれから、こういう計画です、負担はこうしてもらいますということだと、当然26年度中に結論を出すということは到底無理だと思うんですね、到底。説明会だとか意見集約だとか討論が1カ月も2カ月もいろんな形、私は以前の合併の問題がありましたけれど、あのぐらいの、住民投票するぐらいの大きな、町民にとっては負担を考える事業だと思いますから、26年度はどういう段取りですかということ、日程をもう一回説明ください。

○建設部長（片岡 勝君）

26年度の進捗と日程ということでございますが、先ほども答弁させていただいております。議会でお認めいただきました調査委託費の3業務を本年の3月末までの工期をもって成果として上げたいと、こういうふうに、これが今現在のスケジュールでございます。

○5番（山本辰見君）

同じことを何回も言わせんです。私は質問通告で、町民の説明と意見聴取・集約をどうするんですかということを知りましたから、町のほうの都合じゃなくて、皆さんの意見をどうやって集めるんですか。議会に対しても、先ほどしかるべき時期に提案すると言いましたけど、3月議会なのか来年になるのか、そういうことを聞いているんですから、日程とお聞きをしましたけど、もう一度答弁願います。

○建設部長（片岡 勝君）

日程ということでございますが、26年度に調査業務委託成果品をまとめ、報告がございます。ということになりますと、27年の3月が成果品のでき上がりということでございます。これをもって精査した中で地元に出向きまして、そういった説明会になろうかと思えます。

この事業に関しましては当然、議会の皆様方の御理解、町民の皆様方の御理解が大前提でございます。そうした中で、とんとん拍子に行く、それが一番ベターでございますが、かなりのハードルがございます。そういったことを踏まえまして、現在言えることは、都市計画決定をする事業でございます。都市計画審議会にもかけないかんですし、公聴会も開かなければいけません。それから、縦覧、閲覧、こういった事業期間も必要でございます。ということで、現在、議員にお知らせさせていただきますのは、27年の3月が成果品のでき上がり、それを持った上で、27年度に入ろうかと思えますが、地元に入らせていただきたいと、こんな計画を持っております。

○5番（山本辰見君）

以前より少し時間がとれるというふうにお聞き受けました。以前は26年度中に結論を出して27年から次の段階に進みたいということでしたけれども、今の答弁では27年、3月になるか2月の段階で正式なことが出てから皆さんに説明をして、その後、私はぜひ、ほかの議員からの質問にも一回も答えていませんけど、アンケートという言葉が正しいかどうかわかりませんが、多くの町民から意見を取り寄せる形で段取りをとってほしい。いわゆる広報に載せて、ホームページに載せて、意見はありませんかという形で、それはもちろん大事なことですけれども、もっと皆さんが気楽に投票できるような形の意見集約のあり方を、ぜひそれは準備していただきたいと

思います。

次に移ります。南部衛生組合の問題ですけれども、もちろん部長から答弁がありましたように、この業務は衛生組合として監督すべき問題ですから、細かい点の質問をあれこれ言うつもりはありませんけれども、先ほど私のほうから言いましたように、両町の町長が責任者、副責任者という形でかかわっていますから、それから、私は以前に衛生組合の議員として、南部衛生組合のほうの中でも幾つかお聞きしました。そこと重なるわけですけれども、同僚の南知多の議員さんにも相談したところ、話をしたところ、向こうでは南知多町議会の中でもいろいろ取り上げてもらって、差しさわりのあるところは、答弁はなかったようだけれども、ありました。しかし、このことが、2年前ですけれども、一向に改善されているようには思えません。

といいますのは、火葬場は今、2名の方が実際に火をつけて管理することを、常駐ですけど、当時は、計画書とか契約は2名ですけれども、ほとんど1人のときが多かったと。火葬のある日は、お手伝いなのか、来てということでした。

それから、質問に対しては正社員が2名で対応していますということでしたけれども、実際には社会保険料も払ってもらっていないということで、率直に、言葉は悪いですけど、関係者の人から相談を受けたんです。こんな状況じゃ、もちろん美浜町じゃないですけれども、公の機関ですよ、衛生組合、両町が予算を出している、公のところが出した発注を、こんないいかげんな会社に出しておいていいのかというのがありました。率直に、社会保険に入っていないとか、使い方がひどくて、当時からもう何人も、2人ぐらいベテランの火葬場における職員はやめておるんです。私はたまたま自分の身内でお葬式があって先日利用させてもらいましたけれども、初めて見る方でした。その人がよかったとか悪かった、そういうつもりはありません。ただし、火葬場のあの仕事は、本当にベテランというか、経験していないと大変な状況のようだけれども、そういうことを先ほど前の質問では、細かい数字は別に1,700万円で2人分、それから、霊柩車の運転手で1人分というか、それは3人分になるのか2.5人分かちょっとわかりませんということですが、決してその本人に本人に安い金額ではないと思っています。安い金額ではないと思っていますが、そういう形がきちっと保障されているのかどうか非常に心配です。

もう一つは、前に、寸志、いわゆる焼き場の人にごめんというのが当たり前みたいにもらっておったけれども、それは公の施設だからいかんだろうということを言いましたら、張り紙が風で飛んだかもしれませんから張り紙をしますと、よく指導をしますということですが、どうも一向に、現場にはもちろんそうなっているんですけれども、お葬式があった段階で業者に頼むと、運転手はこれだけ、何とかかんとかということで、請求書みたいな格好になっているということもお聞きしますけれども、そういうことは御存じでしょうかね。いわゆる火葬場の業者の実態のことです。

#### ○経済環境部長（齋藤 博君）

委託業務の内容につきまますのでこの場ではふさわしくないとは思っておりますが、以前、組合議会で指摘があったことだとか、そういったものはもう改善されておると認識しておるといふふうに考えております。苦情だとかそういったものは、私どものほうは入っておりませんし、今のところ支障なく火葬業務が行われていると考えております。

#### ○議長（磯部輝次君）

その前に議長から言いますが、残り時間5分です、あと。

#### ○5番（山本辰見君）

支障なく、もちろん、申し込みにいったらきょうは焼かせてもらえなかったと、そういう支障はないと思って

いますよ、そういうことでは本来いかんものですから。そうじゃなくて、中に働いている人が大変だという状況が中から出てくるということは、本来あっちゃいかんの。もちろん民間の会社を、給料が安いとか、そういうつもりはありません。そうじゃなくて、やっぱり公。私は以前に、全然違う立場ですけれども、公契約条例というので質問したことがあります。これは、美浜町とか愛知県とか、あるいは衛生組合みたいところが業者に発注するときに、地域の最低賃金、これぐらいは保障せないかんよと。だから、安かろう悪かろうじゃなくて、安ければいいじゃなくて、一定のことは必要だと。その上で、その業者がそういう予算取りのとおり仕事をしてきているかを、報告書ももらって、町から発注した仕事が予算のとおり執行されていると、働いている人にもきちっと給料が渡っているということが大事だよということを言ったんですが、そのことを今取り上げるつもりはありませんけど、基本の考えにはそれがあるんです。公が発注した仕事が、その会社が発注したから、向こうがあんばいよくやっているだろうと、契約書はこうだからいいだろうということでは、やっぱり保障されていないということですね。

率直な話、先ほど霊柩車の運転手のことがありました。ぶっちゃけた話、1回3,000円と聞きました。500件ぐらいあるという全体でやっても、例えば3,000円だったら150万ですか、150万。その中で自分のところの会社の車もあるでしょうから、さっき言ったように6割か7割ぐらい使っているということですが、それが1,700万の中のたったそれだけなのかどうか、ちょっと詳しくはわかりません。そういう形だったら本当に働いている人に全然対応がなされていないんじゃないかなということを、私はぜひ、町長、それから経済環境部長さんは、そっちの衛生組合のほうの関係の会議のときにきちっと出席されていると思いますから、そこではきちっと発言をして指導していただきたい。監督をしていただきたいと思います。

それから、もう一点、これは、町長は御存じなのかどうかわかりません。霊柩車のことであえてきょう取り上げたのは、衛生組合にも霊柩車があります。それから、この業者も自分のところで、4台かと思うんですけど、自分のところで持っている。当然、自分のところが葬儀するときはその車を使うと思いますが、車検切れがあったこと、もう何回かあったようです。正式にお聞きしたら1回は確認がとれたということでしたけれども、その職員の対応も含めて、そういう業者でいいのかということが率直にあります。

私は、繰り返しますが、両町の町長がかかわっているこういう事業ですから、そういう立場から一般競争入札をしっかりとやって、あるいは指名競争入札をして、業務内容をしっかりと競わせて、その上でよりよい業者に。今のところは落とすかもしれません。でも、ほかの業者と、きちっとサービス業、サービスの中身まで検討させて業者の選定を進めるべきだと思うわけですからどうかでしょうか。

#### ○経済環境部長（齋藤 博君）

議員が御指摘の内容は組合が委託業務をしています以外の内容と考えております。このため、組合事業、私どもが委託しております、組合のほうに委託しております業務とくに支障があったとは考えておりません。いずれにしても、本町、実はことしの予算のベースで4億3,500万円の組合分担金を払っております。大変高額な分担金でありますので、十分なチェックをしていきます。それから、今後とも、同様、南知多町と効率的な運営を見守っていきたくて思っておりますのでよろしくをお願いします。

#### ○5番（山本辰見君）

衛生組合とは別だと言いましたけれども、車検切れを職員から指摘されて初めて社長が、ああ、そうだったかと、じゃ、やっておくわというような会社で安心して任せられないというのが、私がきょう取り上げた趣旨なんです。

そういうことで言いますと、先ほど、4億何千万というのはごみ焼却も含めてですから、しっかりと、しかも

衛生組合と働く場所が離れているものですからなかなか管理が行き届かないところはあると思いますけれども、ぶっちゃけた話、もうあの業者じゃ嫌だというのが職員のほうからも聞こえてくるんです。あのような対応では困ると。ところが、ずっと1社でなっていますから変わりようがなくてということで、今、新しく予算を組んで今後どうするのかというのが火葬場の場所も含めていろいろ検討されていると思いますけれども、いろんな業者に競わせていい仕事を発注することが大前提だと思いますから、車検切れを指摘されるまでほかっておくような管理者でいいのかというのは問題だと思いますから、もう一度答弁いただいて私の最後の質問とさせていただきます。

○経済環境部長（齋藤 博君）

議員から意見のありましたことにつきましては知多南部衛生組合のほうへ伝えさせていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、山本辰見君の質問を終わります。山本辰見君は自席に戻ってください。

〔5番 山本辰見君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

ここで休憩といたします。再開は午後1時からといたします。よろしくをお願いします。

以上でございます。

〔午前11時50分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

島田君は質問をする準備をしてください。

12番 島田昭夫君の質問を許可します。島田昭夫君、質問してください。

〔12番 島田昭夫君 登席〕

○12番（島田昭夫君）

12番、島田でございます。ただいま、議長より質問の許可が出ましたので、申し出のとおり質問をさせていただきます。

まず、私の質問書ですが、3項目、非常に1行だけ書いて申しわけないといえば申しわけないんですが、たくさん書くことがあったものですから、きょうここで背景を御説明してからの最終この質問という形にいたしたいと思っております。

特に1番と3番につきましてはその背景を御説明しないとちょっとわかりにくいかわかりませんので、くどいようですがよろしく願いいたします。

まず、1番目、河和港駐車場の管理及び駐車料金についてでございますが、河和港駐車場の設置は、管理不在による不法駐車をなくし、地内の美化を進め、また、河和区の財政の補助も見込める等、港の適正利用の見地から長年の懸案事項でございました。このたび駐車場設置が実現したことは同慶の至りであります。

ところが、既に開設し営業しているわけですから、今質問することに奇異を感じておられる方もいるかもしれません。本日、一般質問することに至った経緯を説明しておきたいと思っております。

河和港駐車場の設置及び管理に関する条例については、平成25年12月の定例会において議案第54号として上程され、総務産業常任委員会に付託審議となり、駐車料金についても同常任委員会で審議されましたが、当案は地

区住民の意見が十分に反映されておらず、いまして時間をかけて審議してはどうかというのが当常任委員会の当時の総意であったと理解しております。

その背景は、駐車場の料金設定が周辺駐車場と比べて、駅までの距離を考えると高いのではという意見が多く、小職もこれについては、時間駐車、月決め駐車とも周辺の水準に合わせるべきであると要望してきたわけであり

ます。具体的には、時間駐車、1時間100円はそのままでございますが、1日駐車を1,000円と設定したこと、それから、月決め駐車は月5,000円というぐあいに料金設定をしたことに端を発したわけでございますが、私といたしましては、時間駐車1,000円を周辺と同じように500円にすべきではないか、それから、月決め駐車につきましては、確かに駅前で上限5,000円という駐車場がございますが、これは距離の問題等々、河和港であれば月3,000円、その周辺が3,000円というのが結構ございましたので、月3,000円が妥当ではないかという私の意見でございました。

しかし、結果としては、当局が、平成26年1月から3月の間は町で管理運営するので、その間、区民、利用者の意見を広く聞き、また、周辺駐車場の状況も調査して検討するという約束が総務産業常任委員会で作られたので、常任委員会は賛成し、議会で可決され、平成26年1月から営業を開始したという経過がございます。

1月から3月、3カ月が経過し、その結果がどのようになったのかを、今、議会で質問するという事になったものでございます。

1番は以上、そういったことです。

それから、2番につきましては、これは平成25年6月定例会、ちょうど1年前でございます。私が質問した議案でございます。その結果についてお聞きをしたいということでございます。

それから、3番目でございますが、これはちょっと専門的な要素になるし、この件につきましてはもう何十年も前からそういう形で実施されておりますし、大変難しい問題を含んでおるということは小職も認識しております、私めも7年間それに沿ってきたわけでありましてから。

しかし、このことに関して何回か疑問を呈したことも事実であります。今回、どうしても、もう一度、私たち議員も含め、町予算に関与する当局の皆さんに問題提起をして執行部の考え方を聞いておきたいと思ったものであります。

なお、この質問は担当部長から、議会の質問としてはそぐわないとの御助言をいただきました。あえて考えてみる必要があるのではないかと考えたものでありますから質問をさせていただき、その考えの中で議会としてはどのように対処するか、今後の課題であろうと思っております。

予算会議と言われる3月定例会でございますが、平成26年3月の定例会を例にとって簡単に御説明を申し上げます。

ことしの3月の議会、要するに予算を審議する議会でございます。2月18日、これは曜日も申し上げます、火曜日ですが、一般質問の受け付け開始の日でございます。それから、2月21日、これは金曜日ですが、全員協議会が開催されました。ここで予算概要の説明がなされます。そして、2月22、23は土曜日、日曜日でございます。そして、2月24日月曜日、これが、我々が質問を議会に申請する締め切り日、質問締め切り日が2月24日の月曜日でございます。2月25日火曜日に記者発表をいたします。そして、26日がなくて27日に議会運営委員会が開催され、予算書がここで配付されます。要するにあの白い分厚い予算書ですね。2月27日の議会運営委員会で予算書が配付されるわけです。そして、3月4日火曜日、定例会初日、ここで町長の施政方針演説もなされるわけでございます。

それで、ここで申し上げたいことは、予算書ができてきていない中で質問を我々は考えなければならないという問題が発生するわけです。

当局ともこの辺についてはいろいろ話し合っ、て、予算概要で説明するじゃないかという御説明があったわけですが、これはあくまで予算概要ですので、あくまで予算概要ですから、予算概要というものは当局が一方的にこの予算についての内容を我々議員に知らせてくれるわけです。

ですから、これは勘ぐった言い方をしたら悪いですが、予算概要の中に当局が入れなかった場合、その概要の説明の中に、予算項目であれ予算金額、予算項目イコール金額ですから、予算項目をもし、悪意じゃないですよ、外れた場合にはわからないわけです、我々には、その審議そのものに。

そして、その中で質問書を作成して事務局に出すわけですね。それに沿って、今日のように我々はそれに沿って質問を実施するわけですから、非常に曖昧な中での予算議会、要するに3月定例会は、予算を審議するとはいいながら、もう一つしっくりこない。

そこで、私の今度の提案なんです、2月27日に予算書を配付していただくことを、2月17日、要は2月18日が質問開始の日ですから、少なくとも、少なくともですよ、一番無理をした中で2月17日に配付としてくれれば、予算書を我々は実際に、数字を全部見るわけです。そして、その中で、確定した数字の中で予算審議をするというのが私の考えとしては順当ではないのかと思ったから本日の質問になったわけで、そうすることによって10日早めるわけですね。2月27日と2月17日ですから10日。

10日間、予算審議を当局において早めるということではできないのかと、時間的に無理なのかどうかということがまずお聞きしたい。

少なくとも、私はまだ半月ぐらい早ければなお私たちは勉強ができるというぐあいにも思っておるわけで、執行部のほうとしても忙しくてそんなのできませんと言うのかどうか。

しかし、私はこの問題はずっと未来永劫続いていくと思うんですが、やはり一番大事な予算について、当然これは町長の施政方針があつて予算書というものがつくられるわけで、やはり全部前倒しをして、やはり確定の中でいろんな審議をするのが正しいやり方ではないかというようなことで、本日、問題提起をしたわけでございます。

これについてはとやかく、ああでもない、こうでもないという再質問はないと思います。問題は、当局側において、それは物理的に無理だよという説明がございましたら、それはそれで結構でございます。

そういったことも含めまして、壇上での私の質問、これで終わります。ありがとうございました。

#### ○建設部長（片岡 勝君）

島田昭夫議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の河和港駐車場の管理及び駐車料金についての御質問でございますが、この河和港の件に関しましては議員の皆様方より、スタートが平成11年の6月定例会を皮切りに、今までに幾度にわたる御質問をお受けいたしております。回答内容が重複するかもしれませんが、御了承願いたいと存じます。

本駐車場でございますが、美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例に基づき、管理及び料金徴収を行っております。

この河和港駐車場所所在地は、かつては浮浪者が生活するなど、環境面、衛生面、安全性などで課題の多い場所となっていましたので、地元住民の方々から整備についての要請を多くいただくようになりました。

そのような中、検討を重ねた結果、現在、駐車場が完成に至ったことは御承知のとおりでございますが、皆様方の御協力のもと、廃船や廃車が撤去され、気持ちよく利用いただいているものと思っております。

管理につきましては、地元区にて対応できる範囲で受託していただいております、良好に管理をしていただいております。

駐車料金につきましては、条例第7条に基づきまして徴収しておりますが、その金額は近隣のまちや河和港周辺などの民間駐車場などを参考といたしまして決定をさせていただきました。

当初、年間の収支状況を確認した上で今後あるべき姿を検討する予定でしたが、議員や町民の皆様方、また、アンケート結果なども踏まえまして、早い時期に料金の見直しのほうを検討したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○経済環境部長（齋藤 博君）

次に、御質問の2点目、美浜町観光協会の商工観光課からの独立についてでございますが、昨年の6月定例会で島田議員からこの件につきまして一般質問をいただきました。

美浜町観光協会の正副会長さんと協議しましたところ、会長さんから、役員の方々と相談しますのでしばらく猶予をもらいたいとの申し出がありました。

その後、時間はかかりましたが、いよいよ観光協会としての手続を進めようということになりまして、本年2月18日に観光協会の臨時役員会が開催され、事務局独立についてお諮りしたところ、会員に対して丁寧な説明を行うこと、拙速に進めないことなど、さまざまな御指摘、御要望がありましたが、事務手続を進めることにつきましては御了承いただきました。

そして、4月25日に開催されました観光協会の定例役員会で、事務局独立が承認されるとともに、総会のほうに諮ることが議決されました。

そして、5月20日開催の総会に議案として上程しまして、正式に承認されたところでございます。

今後、組織の体制、事務局長を初めとします人員配置、そして、人件費を含む必要経費、事務所の場所などを詰めまして、可能であれば平成27年度の予算に必要額を計上してきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

#### ○総務部長（森田 篤君）

それでは、御質問の3点目、3月定例会における当初予算審議の予算案提出時期繰り上げについてでございますが、現状を改めて申し上げますと、議員御存じのとおり、年4回開催される定例会においては原則、議会開会の日の5日前に告示を行い、同日、議案をお配りしております。

地方自治法第101条第7項において、「招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては7日、町村にあつては3日までにこれを告示しなければならない。」という規定がございますが、現状においては法の趣旨に沿った形での告示を実施しております。

ところで、近年、国及び県からの補助金等に関する情報が届いてくるのが遅くなりまして、その年度終了近くとなり、予算編成作業に盛り込むぎりぎりのタイミングとなることが多くなっています。

私ども執行部といたしましても早期に予算の数値を確定したいと考えていますが、なかなか思惑どおりにはいかない状況であります。

このように、当初予算の編成作業には決して余裕がある状況ではございませんので、その点、御理解くださるようお願いいたします。

なお、先ほど議員から、担当部長から質問するのはいかがなものかという発言があったかと思いますが、この問題につきましては、執行部と議会との約束事、ルールのことであり、一般質問としてはそぐわないのではないかと、議会と執行部で直接調整をすべき問題ではないかという私の私見を申し上げましたものありまして、一般



質問をすべきではないというふうに申し上げたつもりは別にありませんので、よろしくお願いをいたします。

○議長（磯部輝次君）

島田君、再質問はございますか。

○12番（島田昭夫君）

まず、駐車場の件ですが、ちょっともう一度確認をいたしたいわけですが、まず、さきに料金のほうだけでしたので、料金について。料金をどうされるんですか。

○建設部長（片岡 勝君）

料金のほうですが、改定に向けて見直しのほうを早い時期に進めたいと、このように考えております。

○12番（島田昭夫君）

ここでは金額は言えないよということですか。

○建設部長（片岡 勝君）

料金につきましては、今、見直しの改定ということで、改めての料金設定になりますので慎重に対応したいと、このように考えております。

○12番（島田昭夫君）

これはいつごろ出ますか、結論。

○建設部長（片岡 勝君）

言い方はあれですけど、一日も早い時期に対応の改定を設定いたしまして、皆様に報告できるような形をとりたいたと、このように考えております。

○12番（島田昭夫君）

ありがとうございました。そういうぐあいに言っていただければほっといたしました。

それから、もう一つ、管理の件につきまして、これは河和区に指定管理制度をとるおつもりですか。

○建設部長（片岡 勝君）

今現在のところ、河和区さんとのそういった話の中で指定管理者ということは今のところ出ておりません。

○12番（島田昭夫君）

わかりました。どうも、1番の質問につきましてはありがとうございました。大変なことで、評価できると思います。

それから、2番の件でございますが、分離独立の件。先ほどちょっと聞き忘れたんですが、会長とどなたで協議した結果ですか。

○経済環境部長（齋藤 博君）

正副の会長さんと協議しております。

○12番（島田昭夫君）

誰がですか。

○経済環境部長（齋藤 博君）

この事務局、商工観光課に事務局がありますので。

○12番（島田昭夫君）

それは正副会長の意向なんですか。経済環境部長は一切何もおっしゃっていない。

○経済環境部長（齋藤 博君）

独立の話についてでございますか。正副会長さん方も、当初この6月議会が終わった時点は、ちょうど6月、

今ごろになったんですが、今から夏のシーズン、両方が、お互いが大変忙しい時期でもありました。会長さんも、皆さん、役員さん初め、会員の皆様がじっくり納得、独立について合意をとって、しっかり理解した上で独立を決めていきましょう、それまでには半年あたり時間を下さいというような言葉があったわけです。

以上です。

○12番（島田昭夫君）

半年時間がほしいということだったんですか。それで今になったと。

これ、私、昨年6月、先ほども申しましたが、質問しているんですよ。そして、そのときに前部長がおっしゃるには、島田の言うことは正しいと、ぜひそうすべきであると、5次総合計画にもそれはうたったし、あの雰囲気では早くやりたいという雰囲気で、なおお聞きしたら、ことしの4月、要するに年度初め、26年度に実施いたしますというお答えだったんですよ。そうだったですよ。

○経済環境部長（齋藤 博君）

私もちょっと調べさせてもらいまして、ちょっと前にはちょうど議事録がありましたものですから確認しました。

そうしましたところ、始終、前部長さん、努力目標ということで始終答弁しておったと思いますのでよろしくお願いします。

○12番（島田昭夫君）

努力目標でいいのなら楽な話ですよ、全て。行政における仕事、全て努力目標でやっておりますといえいいんですか。ちょっとおかしいんじゃないですかね。

それと、昨年6月に聞いて9カ月あるんですか、その年度ね、25年度ですか。そして、26年度にやりますということは26年の4月からじゃないですか。少なくとも、きょうまでそれがなければ1年ですよ。何もなかったわけですね。

そして、そのときになぜ早くやれないんですかと聞いたら、いろいろ検討する事項がございますのでという御返事でした。そうだったですよ。議事録にそう載っている。

そうしますと、まず第一に、この1年間にどういう審議がなされましたか、それをお聞きしたいんです。そういうお答えだったんです。だから、その審議はどういうことで、どういう審議がなされて今に至ったのか。

それと、なお驚くのは、今度は27年度になってきたんですよ。27年度に。

これは何ですか。会長、副会長がそういう御意向であれば、当局はそれを許すんですか。この辺がどうしてもわからない。それと、もう一つこのスピード感についてもどういうぐあいにお考えになっているのか。

そして、この分離独立ということに関しては、非常にいいことだと、5次総までにもうたっていますとおっしゃったんですよ、当局は。そしたら、質問に答えた答弁の中で1年延び、そして、きょうの答弁では何と27年度ですよ。27年度ということは、何年の何月から始まるんですか。これ、本当にどういうぐあいに考えていいのかわからないんです。

きついんですか。前の部長だから俺は知らんということにはならんと思うんですが、仕事を進めていく上で、齋藤部長には申しわけないと思っていますが、ちょっとその辺についてもお聞かせくださいよ。

本当にやる気があるの。本当に分離独立したほうがいいの。分離独立せんほうがいいんだというのならそれはそれで結構ですわ、今のお答えで。申しわけないですが。

○経済環境部長（齋藤 博君）

いろいろ御質問があって全て答えられるかわかりませんが、よろしくお願いします。

努力のみでいいのかということなのですが、やはり、観光協会の事務局、商工係が持っておるわけですが、形上、規約もあって、会長さんがおって役員さんがおって独立した形にはなっております。

事務局が役場の中にあって独立できていないというようなことであって、例えば、私の立場でいきますと参与とかいう名前になっております。ですので、会長さん初め役員さんの方々が、しっかり独立について俺たちもやっついていこうという、そういう気持ちを統一したいというところにやっぱり時間がかかりました。その点、ちょっと遅くなってしまったのかなということだと思います。

どういう審議がなされたかというようなことも言われましたが、やはり事務所の、答弁の中にもありましたが、人件費のことだとか、事務所の位置をどこにしていこうだとか、どういう人を事務局長さん、人選のことだとか、いろいろな意見だとか考えがそれぞれあるかと思っておりますので、そういった内容の審議だったと思います。

5次総の話も出ました。確かに観光協会の独立というのは創立以来。観光協会、昭和30年にできたそうですが、最初は町長さんが会長をやられておって、それから民間の方に移ったそうです。その民間の方に移ったときから長年の課題であったというように聞いております。

ということで、やはり独立できれば小回りがきいた、きめ細かい観光行政ができていくと思っておりますので、そのとおりだと思っております。

平成27年のいつできるのということなんですけど、これもまた難しいところでして、これから予算を、27年度予算を認めていただきますと思っております。私のほうで提出していきたいと思っております。

ですので、先ほど申しましたように、いろんな年間のスケジュールとか組みまして、27年度の早い段階でということでは今のところ答えができないというのが大変申しわけないですが、そういうふうで御理解をいただきたいなと思っております。

そして、また、独立につきましては、よそのまち、実は知多半島、5市5町あります、既に独立しておるところが5つあります。それらを十分、じっくり参考にしながら、予算的なことだとか、そういったことをやっていきたいと、皆さんが、役員さんが会長さんとともに納得して独立に向けて進んでいきたいというつもりでありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

#### ○12番（島田昭夫君）

当局がそんな全然俺は部外者だということじゃおかしくないですか。納得できないですよ。いい案をつくるためにこのような結果になったと。聞いてから3年ですよ。違いますか。3年でしょ。そこに、人事案であれ、予算案であれ、何であれ、3年間も審議したというその議事録を見せてくださいよ、そこまでおっしゃるのなら。

審議されたんですか。されたら、私、3年も要らないと思います、もし審議されておるのなら。こういうぐあいにしよう、こういうぐあいにしよう、こういうぐあいにしようということを決めていくわけでしょう。なぜ3年要るんですか。そして、また、27年の、恐らく28年の年末になるんですか。

いやいや、本当に冗談じゃないですよ。そういう御答弁というのは、私、失礼だと思いますよ、議会に対して。言い方はきついかもしれませんが、これはいいことだ、分離独立すれば全ての点にいい結果が出るとおっしゃって、なおこれですか。

それと、もう一つ、経済環境部、リーダーシップをとって、こうこうこうこうこうだつてやれないんですか。

どうもその辺がわかりませんね。いや、もう結構ですね、お困りでしょうし、どんどん問い詰めていっても。

どなたか、町長がおかわりになって答弁いただければ、それはそれで結構ですが。

#### ○経済環境部長（齋藤 博君）

事務局のあります商工観光、経済環境部ですが、積極的に先進地だとか情報を仕入れて、今、一生懸命表もつ

くったりして、資料集めだとか、やっております。ですから、部外者的な立場であるとは思っておりませんので、よろしく御理解いただきますということで、リーダーシップを今後とも一生懸命とっていくということに頑張ります。

27年のいつだと言われると、これはちょっと、僕、断言できませんので、それだけはお許してください。一生懸命頑張ってみますのでよろしくお願いします。

○12番（島田昭夫君）

齋藤部長のお人柄で丸め込まれた感じです。いやいや、本当、冗談を放って、ぜひぜひひとつ早い独立を。いやいや、いいわけですからね、独立するほうが。よろしくお願ひしたいと思います。

3番目なんですが、総務部長、決してプレッシャーを受けて、私がそれで不服を申したということじゃないんですよ。総務部長がおっしゃるのもまさにそうだと思います。長い間、議会と執行部との間の約束事なので、先ほど申し上げたみたいに大変難問を含んでいる。

ここで1つだけ総務部長にお聞きしていい。この方法ってやっぱり正しいと思われませんか、今までの方法。

予算案等々が、こういう状態の中で予算審議をしていくということについて、それはよそもやっているから、今までずっとやってきたことだから、いろんな要因があつて変えにくいとか、そういうのはあると思うんですが。

私は何も難しいことを言っているんじゃないです。半月早められませんかと言っているだけなんです。そうすると、半月早く予算書が出てくるわけですね。

そして、そこに、国が交付税についてまだ確定でないと言われたら、補正予算を組めばいいじゃないですか。補正予算、何ぼでも組んでいるじゃないですか、そういった国からの交付税が不明なときであるとか、いろんなことに関してね。そしたら補正を組めばいい、その問題に関してはね。

いかがなものでしょう。一番基本的な問題です。こういう方法で正なんだという理由をお聞かせ願ひたいんです。

○総務部長（森田 篤君）

私どもが作成してお配りさせていただきます当初予算案も議題の1つということになってきますので、本会議の議案審議だとか委員会の審査の場でも内容や考え方につきまして十分審議していただけるというふうに思っております。一般質問の場でなくても当初予算についての質問は十分していただけるんじゃないのかなという点がある。あと、議案につきましては告示日にお渡しをしておるということになっておりますので、先ほどおっしゃるように2週間早く議案をお渡しするということになると、告示日もまた早めるという、ほかの日程の関係も全て影響が出てくるのではないかなというふうなことを思っております。

○12番（島田昭夫君）

済みません。またそういう説明をされるとまた質問したくなるんですが、告示日に予算書を配らないといけなという何かがあるんですか。

○総務部長（森田 篤君）

議会のルールとして、告示日に初めて議会の開会日と議案が決定をするということになりますので、告示日に合わせて議案を配付させていただいておるということでございます。

○12番（島田昭夫君）

それはそれで結構かと思ひますよ。議案、告示日に決められている。問題は、予算書が2週間早く出ませんかというだけ聞いておるわけ。告示日とか何も関係ないじゃないですか。予算書が2週間早く出れば、私たちは数字がつかめますよと言っているだけの話。何も難しいことを言っているつもりはないですよ、告示日だとか、

何とかかんとかって。

それから、さっき、いやいや、ほかの会で幾らでも説明ができるじゃないですかと、これは大間違いですよ。

やっぱり議会で審議されるということは非常に重要なことだと思うんですよ。総務部長、この予算についてはどうどうって机に聞きに行けば、それで済む話とは私は違うと思います。違いますか。私が間違っていますか。

その2点ね。

○総務部長（森田 篤君）

先ほど私が言いましたのは、一般質問でなくても、議案質疑の場で質問をしていただけるじゃないですかという話をさせていただきました。

それから、あと、告示日と関係なく議案を早く渡すのはできないかということだと思うんですけど、それについてはできないということになっております。

○12番（島田昭夫君）

ありがとうございました。いろいろつまらんことを聞いたかしらんですね。

河和港の駐車場の件につきましては、ただいま、我々で言う有額回答をいただきました。できるだけ町民の意見を反映した駐車料金にさせていただくことを切に要望します。

私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、島田昭夫君の質問を終わります。島田君は自席に戻ってください。

[12番 島田昭夫君 降席]

○議長（磯部輝次君）

これをもって、本日の町政に対する一般質問を終わります。

---

○議長（磯部輝次君）

以上で本日の日程は終了しました。

明日6月6日は午前9時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。皆様、どうもお疲れさまでございました。

[午後1時43分 散会]

平成26年 6 月 6 日（金曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

平成26年6月6日（金曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀荘之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	磯部輝次君	14番	家田昇君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町長	山下治夫君	副町長	石川達男君
教育長	山田道夫君	会計管理者	山森隆君
総務部長	森田篤君	企画部長	榎山博資君
厚生部長	岩瀬知平君	経済環境部長	齋藤博君
建設部長	片岡勝君	教育部長	牧守君
総務課長	本多孝行君	防災安全課長	天木孝利君
税務課長	廣澤辰雄君	企画政策課長	大井徳男君
秘書広報課長	谷川徳寿君	住民課長	西田林治君
福祉課長	沼田治義君	子育て支援課長	山下幸子君
健康推進課長	磯貝尚美君	農業水産課長	永田哲弥君
商工観光課長	竹内康雄君	環境保全課長	岩本健市君
土木課長	石川喜次君	都市計画課長	河村伸吉君
水道課長	齋藤功君	生涯学習課長	坂本順一君
学校給食センター所長	森川幸二君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	岩本修自君	局長補佐兼 議会係長	夏目明房君
--------	-------	---------------	-------

[午前9時00分 開議]

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

ちょっと後ろを見ると寂しいですが、きょうもひとつ、まことに。

きょうは2日目の一般質問ということで、4人の方が準備されております。質問される方、また、答弁する方、一生懸命に簡潔にさせていただきたいと思います。

じゃ、座らせていただきます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

---

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（磯部輝次君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には8名の諸君より質問の通告をいただいておりますが、そのうち4名を本日举行します。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含めて50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

野田君は質問する準備をしてください。

7番 野田増男君の質問を許可します。野田増男君、質問をしてください。

[7番 野田増男君 登席]

○7番（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出しました一般質問通告書に基づいて質問に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回、質問は3点ですけれども、よろしくお願いいたします。

まず、第1に、少子化について。

現在本町では、1年間の新生児数が150人前後で推移している。これが少子化の原因と指摘して、チャレンジ200と銘打ち、1年間の出生数を200人と目標にしているようだが、何かいい施策があるのか伺いたい。

2番、譲渡型定住促進住宅について。

若者世代の定住促進を見据えた譲渡型賃貸住宅、30年間住み続けると無償で自分の家になるとして他町村で行っているようだが、本町でも人口減少に歯どめの意味から考えてみてはどうか。

3番、消防団をどのように存続させていくか。

少子・高齢化の中で団員が減少しているが、美浜町ではどのように減少を食いとめるべきと考えているか。ま



た、団員確保のために優遇措置などを検討してはどうか。

以上です。よろしく申し上げます。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

#### ○町長（山下治夫君）

野田増男議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の少子化については私からお答えし、2点目以降については担当部長より答弁申し上げますので、よろしく願いいたします。

さて、御存じのとおり本町では、子育て支援施策を充実させるため、今年度、子育て支援課を新設いたしました。

近年の家族、地域、社会環境が大きく変化する中、子育て環境も大きく変化しており、本町におきましても子育てニーズの多様化に対応していくため、体制の充実を図ったものでございます。

御質問の子育て支援施策につきまして、今年度新たにチャレンジ200と銘打ち実施いたしますのは、乳児のおむつ購入費を助成する事業と子育て相談ホットライン事業でございます。

乳児のおむつ購入費を助成する事業につきましては、本年4月1日以降に生まれた乳児に対し、町内の店舗において購入した紙おむつ、布おむつ及びおむつカバーの購入費を助成するものでございます。第1子は1万円、第2子は2万円、第3子以降は3万円を限度として支給し、子育ての経済的負担の軽減をし、安心して子育てができるよう実施するものでございます。

また、子育て応援ホットライン事業につきましては、子育てに関する不安を少しでも解消できるよう、保健センターに子育て専用電話を設置し、保健師がその場で相談に応じられる体制を整備したものでございます。

また、従来から保健センターにて実施しております乳幼児等への家庭訪問や健康診査、各種教室の中で、子育てに関するニーズを捉え、事業に反映させるよう心がけているところでございます。

子育て支援の拡充施策といたしましては、子育て支援センターを初め、保健センターで母親同士の交流や子育てに関する情報の提供を目的とした育児広場を実施しているほか、父性を育てるパパママ教室が人気を集めています。

なお、子育て支援センターにつきましては、昨年度より野間保育所に分室を開設いたしまして御利用いただいているところでございます。

放課後児童クラブにつきましては、平成24年12月に開設した河和小学校に加えまして、今年度は奥田小学校におきましても秋ごろの開設を目途に整備を進めております。

今回の整備事業により、受け入れ児童数の拡大とともに、各学校から児童クラブへはタクシーによる通所でございますが、児童クラブへの迎えの際には西部地区の方の利便性向上が図れるものと考えております。

児童発達支援施設わかば園につきましても、平成25年5月より奥田保育所において開設し、さまざまな機能の発達を促し、心身の健やかな成長を支援しているところでございますが、今年度は機能訓練のための保育室を増築し、生活習慣の自立を促す支援体制の充実を図ることとしております。

なお、その奥田保育所園庭には芝生の植えつけも行い、自然との触れ合いにより豊かな情緒が育まれるよう整備を進めているところでございます。

保育所サービスにつきましては、延長保育、緊急保育を全保育所において実施するほか、早朝保育、土曜日保育など、保育時間について個別の配慮がとれる支援体制で保育を行っております。

子育て世帯の家計の負担軽減施策といたしましては、昨年からの自由契約児の保育料を引き下げると同時に、入

所2人目以降は半額といたしました。

医療費負担につきましても、子ども医療費の対象を中学校卒業まで引き上げ、一部町単独事業により自己負担無料化の拡大を図っております。

若い世代の定住施策といたしましては、企画政策課へ婚活支援担当を位置づけ、職員によるプロジェクトチームを組織しまして婚活事業を実施しております。その結果、現在5組が成婚しお一人が出産するなど、少子化対策の一環として、少しずつではありますが着実に成果があらわれております。

少子化対策につきましてさまざまな環境の整備を図っているところでございますが、今後とも皆様の御意見をいただきながら、子育てしやすい町、住みたいと思っただけの町を目指し、多様なニーズに対応する施策の推進に向け取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

〔降壇〕

#### ○建設部長（片岡 勝君）

次に、御質問の2点目、譲渡型定住促進住宅についてでございますが、過疎地対策といたしまして、県内では北設楽郡豊根村が建設しております。30年間住み続けると無償で自分のものになる家として、入居者を現在募集しているところでございます。入居の条件は、世帯主が原則40歳以下、結婚していること、5年以上継続して居住することなどとなっております。

豊根村は人口1,200人の過疎の村であることから、地域の自治や山村機能の維持のため、定住促進が大きな課題となっているので、いわゆる限界集落に子育て世帯が定住することで村落の存続を図ろうとする目的があると、このように聞いております。

ちなみに、この住宅は将来の譲渡を前提としているため、国や県などの補助金は一切受けることができません。全額村の負担で建設されております。30年間で償還が完了するような家賃設定をとっていると聞いております。

本町においても人口減少が進み、定住対策は危急の課題だと考えておりますが、そのような中、定住促進のための対策は各分野で検討し、政策に生かしていかなければならないと、このように考えております。

住宅政策の面では、平成24年度に空き家バンクを始めさせていただきました。さらに、今年度、これに関連しまして、バンク登録物件に対する改修費補助や固定資産税相当分補助、家賃相当分補助、中古住宅購入費補助などの補助制度を開始いたしました。

また、奥田地内において空き家活用実験を行い、町内にあります住宅の約1割を占める空き家の今後の利活用方策を検討しているところでございます。

本町と豊根村の大きな相違点といたしまして、豊根村は限界集落を抱えております。村の存続にかかわる危機に直面しております。少数ながら転入者が定住してもらえらば公費を投入する価値が十分あるという点が挙げられると思われまし、全国的に見ても譲渡型定住促進住宅につきまして建設しているのは過疎地であると、このように確認、認識しております。

本町では国庫補助金を活用いたしまして町営住宅を建てかえる予定をしております、建設費に国の交付金を約半分いただく予定で進めさせていただいております。

このような本町では、国の支援の中で実施できる政策を、まずは第一に進めてまいりたいと考えております。

今後も議員初め皆様方の御提案を生かして定住促進に結びつく研究を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○総務部長（森田 篤君）

次に、御質問の3点目、消防団をどのように存続させていくかについてでございますが、本町消防団は、昭和42年の分団統合以来、6分団20班、定員305名の体制が続いておりましたが、議員御承知のとおり、新入団員の確保が困難となったこと及び団員の高齢化によって組織の機能維持ができず、平成10年には野間分団の班の再編に伴い6分団16班で定員295名に、平成22年4月には野間分団の定員削減によりまして6分団16班で定員271人に、そして、昨年には河和南部分団切山班の廃止と布土分団の定員削減により6分団15班で定員253名の体制になるなど、新入団員の確保は切実なる問題となっております。

消防団員の減少につきましては全国的な傾向であり、少子化や地域的要因等が考えられますが、地域住民の御理解と御協力のもと、組織維持に向け、消防団員の確保に努めてまいりたいと考えております。

愛知県も、毎年1月20日をあいち消防団の日とし、新入団員加入に向けPR活動を展開しているところであります。

団員確保が困難な中で、地域消防の機能維持を図るため、団員OB等の再入団による機能別団員等、消防機能の確保については、今後、早急に検討しなければならない課題であると考えております。

また、団員確保のための優遇措置につきましては、地域による消防団活動への御理解と御協力が不可欠であると考えております。優遇措置が団員確保につながるものであるのかどうか、先進地の状況を十分に調査研究し、本町でも導入が可能かどうかを検討したいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（磯部輝次君）

野田君、再質問はありますか。

○7番（野田増男君）

いろいろありがとうございました。

少子化についてですけれども、ちょっと気になったところがありまして、第5次美浜町総合計画の中に平成32年推定人口が2万2,500人とあるんですが、この数字はどういうところから出てきたのかちょっと伺いたいですけど。

○企画政策課長（大井徳男君）

議員御質問の第5次総合計画の将来推計人口2万2,500人の計算方法でございますが、この数字につきましては、平成22年度の国勢調査の人口を基本に、コーホート要因法という計算方法を用いまして算出させていただいております。

以上でございます。

○7番（野田増男君）

それと、もう一つ。美浜町健やか親子21計画、何かよくわからないのが、これは推進課なんですかね。ちょっと教えてください。

その中の説明をちょっと。親子21計画とか、それを推進する、何か第5次の計画の中にこういうのも入っていたんですけど、これはどこまでどういうことなのかと思って。

○健康推進課長（磯貝尚美君）

健やか親子21の内容でございますけれども、平成17年度に策定をいたしまして、健診とかにいらっしゃるお母さん方にニーズを把握いたしました。子育てをするのに何が必要かということを伺いまして、その中身を私たちのほうで計画いたしました。

具体的には、子供が健康に育つためにということで、将来虫歯を何本までに減らしましょうとか、そういった具体的な指標ですとか、子育てをする環境をよくするために相談箇所を幾つ設けますとかという内容になるん

ですが、済みません、細かいものは今手元に持っておりませんので。よろしいでしょうか。申しわけありません。

○7番（野田増男君）

もう一つ。婚活で5組が結ばれたという、これは美浜町にみんな今住んでいるんですかね。ちょっとそこら辺を。

○企画政策課長（大井徳男君）

今、婚活で5組が成婚しまして、今現在は4組が美浜町に生活しております。ただ、1組につきましては、今後子供の関係で、学校の関係ですけれども、そこら辺の調整がございまして、また後日こちらのほうに転入してくるというお話を伺っております。

以上です。

○7番（野田増男君）

もう一つ。先ほど町長のお話の中に、おむつの支援、1人目、2人目、3人目といろいろあるんですが、これは、期間はどれぐらいの期間支援するんですか、生まれてから。

○子育て支援課長（山下幸子君）

こちらの期間と申しますのは、生後1歳の誕生日を迎えるまでに、1回の申請で、先ほどの第1子は1万円、第2子は2万円、第3子は3万円という金額の請求ができるということで、零歳児について助成をするものでございます。

○7番（野田増男君）

少子化はそれでいいと思います。

次に、譲渡型定住促進住宅についてです。

これ、部長の話だと、美浜町はだめだという話だったんですけど、若い人が住むのに、3万円、5万円の金額を払っていけば自分のものになる。その3万円、5万円が、30年払えば上物が、町のほうも全部回収できる。それだったら、あと、下の土地ですよ。土地はもう町のほうにも、はっきり言って奥田にもあります、住宅跡地が。あそこら辺に建てれば。そんな幾つも建てるんじゃない、2つ3つ建ててみて、ちょっと様子を見るとか、どうでしょう、1回ちょっと。

○建設部長（片岡 勝君）

今、野田議員が言われますその奥田の住宅跡地でございますが、町有地の面積といたしましては500平米ほどございます。その隣接する隣が奥田南区の区有地になっておるかと思っております。現在、私、きのうの答弁でもさせていただきましてですけど、住宅建設につきましては、今、西部地区、駅前開発の中で計画を立てたいということで、現在その奥田の住宅跡地につきましては、またいろんな計画が検討されるんじゃないかと。もちろん、面積的には町が500平米だものですから、残りが4,000平米ほど区有地がございまして、そこらの土地利用、そこらは、住宅建設云々ということじゃなくて、また別の目的を持った形で、また奥田南区のほうとも相談させていただいて、町のほうも協力いたしますけど、何がいいかということで、ちょっとあそこの土地につきましては、住宅建設ということは今のところ考えておりません。

○7番（野田増男君）

いろいろ考えているということだが、何か策はあるんですかね、そこへ建てるとか何か。予定も全然今ないんですか、その住宅跡地に。あのまま、毎年草を刈っただけなんですよ、あそこは。

○建設部長（片岡 勝君）

現在のところ、建設の計画は持っておりません。先ほども言いましたんですけど、奥田南区さんの土地がメイン

でございますので、奥田南区さんのほうでまたいろんな土地利用、この辺の考え方を、利用のどういったことがあるかと。1つの例で言いますと自然エネルギーの太陽光発電のことも考えられましょうし。これは1つの参考例ですけど、そういったことで、土地利用につきましては町も協力いたしますので、あの南区の土地につきましてはまた御相談させていただきたいと思っています。

○7番（野田増男君）

先ほど、西に住宅をつくる、野間地区にという話ですけど、どれぐらいのいつごろを予定まで聞いていいんですかね。わかります、予定しているか。

○建設部長（片岡 勝君）

現在のところ、基本計画に、委託業務でございますが、奥田駅、野間駅の基本計画に入っておりますので、まだ具体的な年次計画というところまでは至っておりませんが、もうあそこの位置づけを町営住宅の予定地として計画、位置づけたいと、こんなふう考えております。

○7番（野田増男君）

僕もちょっと前に聞いたんですけど、あそこへ町営住宅と保育園を持つてくるという話をちょっと聞いているんですよね。そこはそれでいいですが、それに関して、じゃ、奥田駅前もそれと同じように開発を一緒にしてもらえるんですよね。お願いします。

○議長（磯部輝次君）

ちょっと違うな。若者のあれですから。

○7番（野田増男君）

違うそうです。済みません。

でも、西に、そこへつくるのなら、同じ市営住宅の中に1つか2つ、そういう譲渡型も何とか組み込んでください、部長さん。何とか。それはいいです。

次に、消防団をどのように存続させていくかですけれども、もう、これ、ちょっとなかなか日本中大変なことで今なっていると思います。暑い中、毎日大変な練習をして、消防団、大変だと思います。今、上野間分団は県大会に向けて週3回も4回も夜練習していると思います。御苦労さまです。

そこで、優遇措置で何を優遇するか。でも、新入団員の入団理由、入団勧誘は、ほとんど消防団が自分たちで回って、自分のかわりに入れないと自分が抜けられない、それがずっと続いていると思うんですよ。だから、その辺を町もちょっと助けてあげて、いろいろPRするなりしたらどうでしょう。僕もまだ消防の中ははっきり知らないですけど、多分そうだと思います。勝手に、僕、入りたいという人はまずいない。消防団員はそういうふうだと思います。ちょっとお願いします。

○総務部長（森田 篤君）

消防団員の勧誘に町のほうも協力をという話ですが、町のほうにおきましても毎年、区長会が開かれておる席で区長さんに消防団への加入に向けての協力を依頼させていただくというようなことや、広報のほうでも消防団員の活動のPRをさせていただいております。

これ以上どんなことができるかにつきましてもまたよく検討をしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○7番（野田増男君）

それで、優遇措置、例えばですけど、商工会のプレミアム商品を少し出すとか、それがいいのか悪いのかわらん話ですけど、その辺を、何かをやる、何かを出すという、それをもらいたいためにやるって、それじゃないん

だけれども、1つちょっと、3月議会で退職報償金、これをちょっと見たんですけど、物すごい金額が出ているんですよ。団員を5年やればもう20万円です。でも、こういうことを団員も知らないと思うんですよ。知っているんですかね。ちょっと伺いたいです。

○総務部長（森田 篤君）

団員の方への報酬とか退職報償金につきましては、消防団の幹部会というふうで班長さん以上が集まる会議がありますので、そこでこれだけの金額になりますというようなことはお伝えしておりますので、一般の団員の方へも伝わっておるといふふうに思っておりますが、再度よくPRするようなことをしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○7番（野田増男君）

先ほど区長会で区長たちに消防団の勧誘をお願いするとか言っていたんですけど、そんな、区長さんに言っても多分無理だと思うんですよ。だから、町自体でPRする何かを今まで町はやってきたんですか。

○防災安全課長（天木孝利君）

議員がおっしゃいます消防団勧誘のPR活動の件ですが、本日議場にも入っておりますこの知多半島ケーブルネット、これで分団長以上の方が出演していただきまして、勧誘活動を去年させていただいております。

○7番（野田増男君）

余りその辺はちょっとわからなかったんですけど、今、団員253名、15班ですね、6分団の。これ、まだまだ減っていく可能性があるんじゃないですか。だから、これをとめるのに何をしたらいいか。だから、もっと町として、団員に入るのを団員たちに任せているんじゃなくて、団長たちにも入ってくださいというんじゃなくて、もうちょっと町が何かをもっと宣伝してアピールしていかないと、もう、これ、だんだんだんだん減っていきますよ。そこで何をやる。優遇措置、お金を出すという、そういうのもまた、余り。でも、そこしかないと思うんですけどね。退職金、今、物すごい出ているんですよ、これ。ここで発表すると、もう物すごいですよ。1人に対してこれだから、これ、250人掛けたらすごい金額になるって、ちょっとこれ、大変だなと思うので、給料化するのもあるんですけど、僕らのときは10年やって10万円なかったんだと思うんですよ。今はもう、これ、倍以上ですからね。そこを何とか。質問といってもそここのところではないですよ。

町のほうは、だけど、何かいい策はないんですかね。僕もちょっといろいろ調べたんですけど、もっと入りたい、消防を楽しみたい。前ちょっと、町長、言っていましたよね、消防は格好よくなきゃだめなんだといって。それで、制服、みんな変えましたよ。今度も夏服が何かちょっと変わるんですかね、だから、また。あるんですかね。ないんですかね。変わらないんですか。

○防災安全課長（天木孝利君）

PR活動、優遇措置でございますが、確かに市町によっては、商品券を配っておるとかポイントカード制だとか、団員証を見せれば割引1割ですよとか、そういうことをやっておるところもございます。また、県として長野県ですとかは、消防団員の2名以上入っておるとような、協力事業所として、その事業所に対する法人事業税ですとか、そういうやつの減免措置をやっておる県もございます。ただ、美浜町としてその減税措置がいいのかといったときには、それはちょっとクエスチョンがつくかなと思っております。

美浜町としてまずやっていかなければならないこととしては、やはり若者へのPR活動、これがまず第一であるというふうに考えております。少子化、少子化と申しますけれども、若者も大震災絡みがございまして、ボランティアの意識が本当に高くなっております。現在の大学生、日本福祉大学のほうの大学生でもそうですが、ボランティアの意識は大変強くなっております。これが1つのチャンスかとも考えております。何とか事あるごと

に若者に対するPR活動について十分考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。  
以上です。

○7番（野田増男君）

どうもありがとうございました。

今、そこでちょっと出たんですけど、大学生の活用の話なんですけど、大学生が消防団に入るといふ、ちょっとそれになにかなと思ふんですけど、片づけをお願ひするとか、そういうメンバーをやっていくのもいいんじゃないかなとは思ひます。

それと、OBをもっと活用して、本団員と同じような位置へ持っていく。今や消防OBは火事を消しに来てくれますけれども、その場のもし事故があつた場合のことを考えると、僕らのときも道中は氣をつけてね。火事場は何とかまだ、その場であるかもしれないんですけど、道中氣をつけてね。

だから、OB、大学生、もっとその辺を活用して、OBを本団員と同じような位置に持っていくといふことはできないですかね。

○防災安全課長（天木孝利君）

野田議員がおっしゃるとおり、OBの再入団といひますか活動につきましては、この議会におきましても以前にも質問があつたかと思ひます。そのときもやはり、保険制度ですとか身分保障ですとか、そういった面がどうしてもネックになってくるよといふ御答弁をさせていただいておつたかと思ひます。しかし、議員のおっしゃるとおり、緊急、もう本当に団員が少なくなつてきて、どうしても火事場でのそういったやつの活動について地元OBの方を頼らざるを得ない状況になつた場合には、もう再入団という格好で団員という資格を与えないことには、我々も当然責任をとらなければなりませんので、再入団という形での団員の確保。それから、大学生につきましてもおっしゃるように、火事場には出なくてもいいよ、そのかわり、PRだとか大規模災害が発生した場合の活動ですとか、そういった機能別団員についての検討が本当に緊急の課題であるといふふうに先ほども部長答弁しましたが、その問題が喫緊の課題であると本当に認識しておりますので、また御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○7番（野田増男君）

どうもありがとうございました。

最後に、上野間分団の県大会優勝を願つて、これで終わります。

ありがとうございました。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、野田増男君の質問を終わります。野田君は自席に戻ってください。

〔7番 野田増男君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

次に、杉浦君は質問をする準備をしてください。

9番 杉浦剛君の質問を許可します。杉浦剛君、質問してください。

〔9番 杉浦剛君 登席〕

○9番（杉浦 剛君）

皆さん、おはようございます。

本日は3問の質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

あらかじめ議長に通告しました一般質問通告書に従ひまして、壇上での質問を行つていきたいと思つておりま

す。

近い将来、高齢者は3,500万人、国民の3分の1となり、そのうち要介護者は720万人になると予想されています。これ、まだまだ先の話ですけれども、10年、15年の中にはこういった状況になるという予測が出ておりました。

その中で、高齢者4人に1人が認知症になる可能性があると言われております。別の調査によれば、60歳以上の人が認知症になる可能性は55%との報告もありました。このような予測が出る中、ある新聞によれば、老後最も不安に思う病気はがんを上回って認知症となったとされ、誰もがこの認知症から逃げ切れない時代となりました。

近年、急にふえた背景には、さまざまな原因が指摘されています。人間の脳の細胞は二十を過ぎると1日10万個が死滅するとされるので、加齢とともに物忘れなどぼけの症状が始まるのは自然な現象なんだそうですけれども、病的な知能の低下こそ認知症と呼ばれます。私も、物をよく置き忘れる、人の名前が出てこない、待ち合わせ時間の日時を間違える、計算間違いをしやすくなるなど時々あることですが、これは体験することの一部だけを忘れるのに対して、認知症は体験したこと自体を忘れるのが特徴なんだそうです。食事したこと自体を忘れる、約束したこと自体を忘れる、自分の名前も、家族すらわからなくなる。このような、物忘れや妄想、そして徘徊、幻覚、抑鬱、暴言や暴力などの日常生活の支障を来し、本人のみならず支える家族も本当に大変になっていきます。

認知症には主に脳血管障害型とアルツハイマー型の2種類があると言われ、脳血管障害型は、脳梗塞や脳卒中、脳動脈硬化症などによる血流悪化が原因だそうです。そして、認知症の7割を占めるアルツハイマー型は、いろいろと今までも研究はされているものの、原因はまだ特定できず、その治療法は、日々進歩はしているものの難しく、予防あるのみと言われております。記憶力が年々失われ、次第に全身の機能まで奪われていくそうです。いずれの方も、脳の老化を防ぐ、または遅くすることが痴呆の予防になるそうで、そのための生活のスタイル、ライフスタイルは、食生活の改善やら運動、そして、生きがいを持ち、生涯現役を続けることが大事だと言われております。

厚生労働省研究班の推計では、65歳以上の認知症高齢者は平成24年に462万人。そのうち、このごろニュースでも盛んに言われておりますけれども、毎年1万人前後の行方不明者があり、ちょうど昨日の中日新聞の夕刊には具体的な数字がありました。所在不明者が258人という記事です。その中の記事によれば、警察による発見が6,045人、自宅に戻ったものを家族が発見し確認した方が3,464人、283人は家族らの勘違いであったそうです。

予防と、進行をおくらせようとする本人の自覚、そして、認知症に偏見を持たず、1人で抱え込まず、周囲の助力を求める、隠さずつなげようとする、支える家族の覚悟、そして、認知症新時代に対応する国や自治体を初め、見守る社会全体の覚悟が、囿らずも認知症になっても安心して人間らしく生きられる社会をつくっていくと考えております。

美浜町でも、同報無線で呼びかけられ運よく発見された方、そして、また、寒い冬空に2日間見つからず亡くなられた方もみえます。

そこで、最初の質問では、大きな社会問題の1つである認知症の実態や対策を、我が町の実態を問うていきたいと思っております。

そして、2番目であります。子供たちのインターネット、スマホなどに関する危険性と予防策についてです。

誰もが携帯電話を持ち、インターネットを利用する時代になりました。このインターネットは、世界中の人とコミュニケーションでき、いろんな情報がすぐ入手できる。テレビや音楽も楽しめて、学習講座もあり、資格も



取れるそうです。そして、ショッピング、宿泊や交通機関の予約、外出先からお風呂やエアコンの操作、自宅の防犯状況の確認、医療機関の遠隔医療の実用化、自分のホームページの開設や情報発信、そして、今、子供たちや高齢者の安否確認など。このような時代になるとは、本当に誰もが予想していなかったわけです。アナログ人間である私は、このような実際の機能はまだまだよくわかりませんが、便利さだけは享受させていただいております。

しかし、何事も光があれば影がつきまとうものです。携帯電話の普及につれて、子供たちは多くのネット危機にさらされています。子供をネット犯罪やトラブルの被害者、加害者にしないために、携帯依存やネットいじめ、ネット誘引、ネット詐欺など、ネット危機の特徴をよく理解し、予防していくことが大切だと思います。子供たちへの正しい利用方法や指導をどのように行っているか、お伺いしたいと思います。

そして、最後になりましたけれども、この防災対策要支援者については、詳しいことは次の質問者である丸田さんが災害のことについて詳しく述べられますので、その一端であることについて質問したいと思います。

個人情報保護法により、守られるべきさまざまな情報がガードされ、安心・安全を確保される一方、いざというときはそれが大きな壁となり、避難がすぐ出来たり対応がすぐ出来たりいたしません。実際、各区の区長でさえどこに要支援者がいるのかわからない現状では、災害時にはとても対応ができません。現場の区長や民生委員の方々は、とても困惑した切実な声を届けてきます。

このような声を本日3番目の質問として出させていただきました。町としてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

壇上での質問は以上です。

#### ○厚生部長（岩瀬知平君）

杉浦議員の御質問にお答えいたします。

1点目の認知症の方々への対応はについてでございますが、認知症の対策として重要なことは、早期診断と早期対応、周囲の理解だと考えております。

認知症と疑われる症状が発生した場合は、医療へのかかり方や介護サービスの受け方、今後の支援について早目に理解しておくことが、本人や家族にとって安心感につながるものと考えております。そのために、保健センターや包括支援センター、介護係で実施しております相談業務の中で、地域における高齢者の実態を把握し、各機関と連携して必要な支援へとつなぐよう努めております。

認知症は誰でもかかる可能性のある病気でございますが、御本人や認知症の方を介護している家族の方々が相談をちゅうちょされる様子もかいま見られまして、担当としては残念に思っております。早期対応により回復の見込みのある場合もありますので、もっと気軽に相談を受けられるような体制を整えていくことが必要であると強く感じているところでございます。

また、認知症に対する地域ぐるみの理解と協力も、認知症対策の中で大きな支えとなります。認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者をふやすため、平成17年度から認知症サポーター養成講座を実施しております。町内の企業や全小・中学校の生徒を初め各種団体に実施したほか、現在では出前講座として地域に出向き、平成26年4月現在で2,411人のサポーターが養成されております。総人口に占めるサポーター等の割合では県下で第5位の実績を上げておりますが、サポーターの方々へのさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

ほかにも介護予防事業として、地域ボランティアの方々とともに地域の中で高齢者の顔と顔をつなぐサロン事業を実施し、より多くの方とつながりが持てるよう、参加者をふやす努力をしているところでございます。

今後とも地域の高齢者の実態を把握し、認知症になってもできる限り住みなれた地域のよい環境で安心して暮らし続けることができるよう体制を整備してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○教育長（山田道夫君）

子供たちのインターネットに関する危険性と予防については私のほうからお答えさせていただきます。

近年、無料通信・通話アプリLINEによるトラブルに中高生が巻き込まれる事件が相次いでおり、これは深刻な社会問題となっております。本町では報告は受けておりませんが、新聞等マスコミ報道によりますと、有害サイトの閲覧を制限するフィルタリングをしていないことが原因で高額な料金を請求されたり、インターネットで知り合った人物に実際に会ってトラブルに巻き込まれたり、友達同士のLINEでの書き込みが気になり深夜までスマートフォンを手放すことができない依存症になったりなど、多くの被害も出てきているようでございます。

本町の小学校5年生と中学2年生の携帯電話の保有率及びパソコンの使用状況に関する調査結果が平成25年度の知多の教育白書にありましたので、ここで御紹介をさせていただきます。

まず、携帯電話の保有率でございますが、小学校5年生では約40%、中学生、2年生にあつては75%の子供が保有しており、1日の使用時間につきましては、小学校5年生では30分未満が最も多く17.4%、最高では3時間から4時間が0.6%となっております。一方、中学2年生では1時間から2時間が最も多く20%、最高では5時間以上が7.7%あり、1時間以上の使用が50%以上という結果となっております。

次に、パソコンのほうですけれども、小学校5年生、中学校2年生ともに、家庭での保有率は90%となっております。使用時間につきましては双方とも30分から2時間までが大半を占めており、最高が、小学校5年生では3時間から4時間、中学2年に至っては5時間以上との結果も出ております。

非常に気になるデータとして、携帯電話やパソコンのメール、ブログ等で怖い体験や嫌な思いをしたことがあるかとの質問では、知らない人から電話やメールが来たと答えたのが、小学校5年生では1.9%あったのに対し、中学2年生では12.3%と非常に高い数値となっております。また、犯罪のおそれのある出会い系、高額請求、振り込め詐欺に関する電話やメールがあったと答えたものが中学2年生では7.7%もあり、非常に驚きました。

携帯もパソコンも使いようによっては大変便利なアイテムですが、子供たちの成長に結果的に悪いものになってしまっています。教育委員会といたしましても、この調査結果を重く受けとめ、本町の子供たちがトラブルに巻き込まれないよう、早急な対策を講じなければならないと考えております。

各自治体においても、それぞれ対策を講じておるようであります。議員も既に御存じと思いますが、刈谷市の全小・中学校ではこの4月から、午後9時以降は携帯電話を預かる、携帯電話を不要に持たせない、フィルタリングサービスを利用するの3つのルールを保護者、児童・生徒に呼びかけております。親が制限をかけても反発を買うし、学校単位で呼びかけるのも困難であるため、学校教員や警察関係者で構成される児童生徒愛護会とPTAが使用制限について協議し、その内容を学校長やPTA会長などを通して保護者、児童・生徒に呼びかける形をとったそうです。

ところで、本町の対応でございますが、4月の各小・中学校PTA総会の席上におきまして各地区の教育委員より、みはまの教育・合い言葉の1つ「教えよう！ 約束、決まり がまんの心」に関連して、スマートフォンや携帯電話の使用に当たって子供たちと保護者の間でルールをつくっていただくよう、保護者の皆様をお願いしたところであります。今後におきましても、諸会合へ出席の折には、チラシ等の配布も含めまして、積極的に訴えてまいりたいと思っております。

また、布土小学校におきましては、このPTA総会の折に総務省の東海総合通信局より講師をお招きして、小

学5年生、6年生及び全保護者を対象にした情報モラル講座を実施していただいたほか、両中学校におきましても毎年入学説明会の折に専門家をお呼びし、新入学生徒及び保護者に指導を行っております。

教育委員会といたしましては、非常に難しい問題ではありますが、今後、スマートフォンに關してもう少し家庭、地域でも取り組んでいただくため、PTA代表者が構成員となっております美浜町家庭教育連絡会議において、子供たちの実態調査及び親の意識調査の実施並びに十分な議論をしていただき、トラブルを未然に防ぐための対策を打ち出していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○総務部長（森田 篤君）

次に、御質問の3点目、災害時要援護者についてでございますが、災害時要援護者の把握につきましては、国において作成されました災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき災害時要援護者名簿を作成することとなっておりますが、従来から個人情報保護法等の規定によりまして、要支援者名簿の自主防災会への提供は実施できませんでした。

しかしながら、本町では自主防災会などからの強い要望も踏まえまして、要援護者の避難支援を行うため災害時要支援者登録制度実施要綱を作成しました。これは、個人からの登録申請書に基づき、登録台帳へ記載するものでございますが、個人情報を扱うことから、制度に了解していただける方、いわゆる手上げ方式での対応を行い、地域の自主防災会に写しを提供して、災害時における避難誘導等をお願いしている状況であります。

そうした中、平成25年6月、災害対策基本法の改正によりまして、災害時にみずから避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者の名簿、いわゆる避難行動要支援者名簿を作成する上で必要な個人情報の利用が可能となりました。しかし、作成されました名簿はあくまでも行政の内部資料としての使用に限定されまして、大災害等の発災時においてのみ、名簿の利用が認められるものであります。

現在、災害時要援護者名簿にかわる避難行動要支援者名簿の作成に向け、関係部局が把握しております要介護高齢者の要介護状況の区分や障害者の障害支援の区分等、準備を行っているところでございます。

今後、名簿情報の提供方法及び利用方法や要支援者の避難方法等につきまして、各行政区、各自主防災組織の方々とは個別計画の策定に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（磯部輝次君）

再質問はございませんか。

○9番（杉浦 剛君）

残りは何分まででよろしかったですか。

○議長（磯部輝次君）

終了が10時33分を予定しています。

○9番（杉浦 剛君）

わかりました。

それでは、1番目から順番に再質問させていただきます。

御丁寧な回答ありがとうございました。

ちょっと数字が出ていなかったんですけども、美浜町の認知症の実態の数字をお知らせ願ひたいことと、そういった実態を把握しているのはどういう形で把握しているのかということをお聞きしたいと思ひます。

○健康推進課長（磯貝尚美君）

認知症の数でございますけれども、まず、実態の把握の方法ですが、正確に認知症の数を把握するということは大変難しいことございまして、なかなか正確な数はつかめておりません。

つかむ方法といたしまして、介護認定のほうで、要介護認定で申請された方で、認定をされた方の中から大体どのぐらいの認知症の方がおみえになるかという数をつかんでおります。その数によりますと、平成25年10月現在になりますが、これは、美浜町の介護保険の中で認定を受けた方と給付を受けている方、両方を合わせたものにつきまして日本福祉大学のほうで統計をとっていただいたものを利用させていただいているということで、ちょっと古いですが、25年の10月を基準として出したものでございます。そちらの数でいきますと、要介護認定をされている方全数が1,054名のところ、認知症の方、これは、1人でいると何か支障があって若干見守りが必要な方から、あと、ずっと見守りが随時必要だと言われる重度の方まで合わせてですが、680名になっております。これは、その認定の率から見ますと64.5%の方が認知症ということになります。

それから、65歳以上の人口で見ますと大体6,000人弱ということで、10月で見ますと5,888名、65歳人口がおりますので、その割合で見ると11.5%の方が、ほぼ1割の方が65歳以上の中で認知症になっているというふうに計算ができますが、ただ、これは要介護認定の中から拾った数でございまして、まだまだ水面下の中でこちらのほうが把握していない数もあると思いますので、その数を含めますとさらにもう少し高いのではないかと推測されます。

以上でございます。

#### ○9番（杉浦 剛君）

知多半島の中でも大府市というところは、長寿……。詳しく正式な名前とは言えませんがセンターがありますよね。そこの島田先生という方が大府市と提携しておるようで、そして、健康診断を受けられる住民の方のときに認知症のそういう軽いテストをやるようで、そこからいわゆる1つ2つ、こういったものが気になったという方を認知症予防教室というところでやっているということを知りまして、近くですね。

例えば、今の介護認定のときにやるところは、課長さんが言われましたように、やっぱり対象者が認定を受ける方に限られますよね。ところが、大府市さんのような形で、住民健診の全ての年代別の方に通知を出されてきた人たちが大分網羅されますので、もしできればそういう形を今度とられるようなことをしていただければ、もっと潜在的なものが拾えるのかなというふうに私は思いました。

それで、その中で大府市のところと島田先生がやってみえる1年間の予防教室のプログラムがあるそうなんです。運動しながら引き算をやったり、それから、言葉の最後をとって次につなげる遊びって何でしたかね。

〔「尻取り」と呼ぶ者あり〕

#### ○9番（杉浦 剛君）

尻取り。尻取りをやったりして、それで運動をやるんだそうです。そうしたら、認知症予備軍の方の回復が物すごいんだそうですね。私はずっと、これ、一夜漬けですけども勉強しました。そして、いろんな本を読んでいたら、この病気は、先ほども壇上で言いましたけれども、生活習慣病とやっぱり密接に絡んでいる。現代人は、ストレス、または、食生活も偏ってきた、そして、運動もしなくなってきたという、その便利なこの生活の中で体を動かさなくなったことが大きな原因として掲げられていました。

それで、予防をするには、ある本によれば、何でこんなに認知症が今になってここに急に出てきたかということ、高齢化社会になって、それで認知症があらわれてきただけなんだそうです。というのは、アメリカのワシントン大学で認知症の薬をつくっているところが研究をした成果によると、15年から20年前にもう既にアルツハイマーの方の兆候が、表には出ないんですけど脳の中には、MRIとかいろんな、何とかという脳の髄液の中に出るそうなんです、何とかベータという。それは髄液をとって調べると必ず出ているそうなんですよね。

そうすると、たまたま現代人は長生きするから認知症が生きておる間にただけだと。今までは認知症が出る

前に死んじゃったと。または、ぼけ老人として片づけられた。それが、きちんとした医学的な、そういったことを通して、自然な老い、ぼけか、本当に病的なものかというものがしっかり見えてきた。その中でどうやって予防するかということも見えてきたというんですよ。

それには、やはり15年、20年前から、例えば70に認知症が始まるとすると50のときから、生活習慣病、それにならないように、しっかりとした食習慣、運動、そういったことをやっていく。それが認知症にならない。ということは、今、皆さん方が健康推進課でやられているようなメタボ対策、いろんな形の今やられていることがもっともって認知症に生きてくるんじゃないかというふうに思いました。

ですから、先ほど、偏見を持ってなかなか家族が言い出せないということがあるという現実ですよ。でも、これが国民の宿命病なんだと、今、現代人が持っている、誰もがなり得るんだという認識のもとに、広くそういった周知をしていただいて、その予防段階から、今取り組んでいる健康推進の、そういったものを、この認知症も改めてその中に入れていただいて、大いにこれから町民にそういったことをPRして行っていただきたいし、やはり個人の自覚ですけれども、我々は誰もが本当になり得るんだということの中で本当に一生懸命やっていかないと、自分になってみても、自分は認知症になればわからないかもしれないからどうでもいいですけれども、家族は大変だなというふうに思います。

それで、再質問、長いね。今から言いますね。

新聞によると、今、すごく認知症患者が見つかっていますよね、保護で。この間、これも大府市でしたか東浦町でしたか、認知症のおじいさんが鉄道事故を起こして、そして、奥さんが300万か400万の見守り義務を怠ったという判例が出たんですよ。そういうことが実際出てくるんですよ、もう。そういったことに関して、本当にこれからたくさん問題が出てくると思います。そして、この間のNHKの特集なんかを見ていると、まだまだこういった新時代に対しての警察間同士、自治体同士の情報共有システムができていないという現実の中で、6年も7年もずっと施設で、所在、その人のあれがわからずに、この間のNHKの番組を見て翌日名乗り出たという現実がありましたよね。そういったことでも、ぜひとも自治体同士のこういう認知症の方々の情報共有をこれからやっていていただきたいなと思いますし、それから、もう一つは、今、部長が申し上げました気軽に相談できる窓口のこと、この辺の充実をもっともっと考えていていただきたいと思いますが、その辺に対してこれからやっていきたいことなど、課長さん、どうですか。

#### ○健康推進課長（磯貝尚美君）

いろいろありがとうございます。

認知症の方が確かに水面下にたくさんおみえになっているんですが、相談窓口が確かにわかりづらいかと思われます。

一応、高齢者の生活の実態把握をするために包括支援センターと介護係と保健センターとではやっているものの、なかなか本当に相談件数のほうは上ってこないのが現状です。私たち、健診とかに出向きまして、多分御不自由ではないかなと思われる方もおみえなんです、なかなかこちらからも声はかけづらいのが現状なところなんです、実際、今、認知症サポーター養成講座、先ほど出ておりますが、こちらのほうは平成17年度から開始をしております。厚生労働省が17年度から開始をいたしまして、それをすぐに、真っ先に美浜町は取り入れました。17年度から現在に至るまで、通算76回実施をしております。各小・中学校だと子供さんたちがおじいちゃん、おばあちゃんと同居しているからそういった場面に会おうだろうし、あと、スーパーだとか農協さんだとか、そういった企業も含めまして、いろんな方と会おう場面で、こういった方に出会ったらどのように尊厳を守って接することができるかということと、認知症とはこういうもので誰もがなるものだよということと、かつて痴呆と

いうふうに表現されていたものですから偏見が長引いて、それがかなり邪魔をして家族の申し出が少なくなっていると思うんですが、そういったものを打破していくために、さらに、郵便局さんですとか、まだまだこれから、やっていないところがいっぱいあります。そういう多くの方に接するようなところで認知症サポーター養成講座をしていきたいと、取り組んでいきたいと思っております。

それから、サロンですが、こちらのほうも美浜町の第5次総合計画の中で取り上げてあります。

私どもが上げたときは、最低各行政区に1カ所できればいいかなということで始めました。しかし、もう今15カ所でき上がっております。もうじき16カ所になって、本当に計画を超えていきそうだとでもうれしい限りなんです。その中で、地域の方たちに当初こちらから依頼してつくってもらっていたんです。サロンというのは1人でも多くの高齢者が集まって、そこで自由にお話をしたり好きなことをやって一定の時間を費やして帰っていくように、各地域でその地域の歴史だとか風土だとか文化を生かして、それぞれ考えていただいたボランティアさんたちに運営していただくものなんです。そういった箇所をふやしていただくということで実施をどんどんふやしていきたいと思ひまして、保健センターとしては実施していただく方たちが余り負担にならないように、一緒に運営の方法とか頑張って相談に乗ったり、こちらのほうも出向いていたりして、地域サロンももっともってできていくようにしていきたいというふうに考えております。

まずは、でも、相談窓口の徹底と、そういった今までずっと培ってきた点と点を線で結んで包括的に、認知症になったらここにまず行こうというふうに、わかるようにPRをしていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

#### ○9番（杉浦 剛君）

ありがとうございました。

例えば、日本生協連合がそういった認知症サポーターとして各配達員に見回りをしていこうとか、そんな記事もこの間読みましたので、この間、課長さんと話したらもう既に美浜町はやっていますよということで、2,411人もサポーターがいるんですと初めて聞きまして、本当に力強く思いました。今から、こうやって外回りをやっている郵便局のカブに乗っている方だとか農協の保険の方だとかが見回る、ほんのちょっと気を使っただくと見守ることができると思いますので、ぜひとも町内のさまざまな、そういった多くの方たちと一緒に見守りながらこういう運動を起こしていければならぬというふうに思っております。

そして、きのうまた、変なものでこういう問題をしようとするとういったニュースが飛び込むのかもしれませんが、東京都のある認知症のセンターの方が徘徊老人の時間帯のことを調査した結果を言っていました。今までは夕方どうも徘徊するんじゃないかと考えていた。そのことが、データ的に見ると朝の7時から昼までで、50%の人がその時間帯に徘徊するんだというデータが出てきたということで、新たな認識を持ってそういった見守る人がまたそういうときにきちんと見守ろうという、そんなニュースが飛び込んできましたので紹介したいと思います。

以上で1番目の再質問を終わります。いろいろと詳しくありがとうございました。

2番目のインターネットに関するのですが、教育長さんのお答えどおり、私も布土小学校の教頭先生から青守会のほうでこの問題をお聞きしまして、前々から河和中学校の同窓会長である本田さん、この方は今、美浜町の中でも各校を回りながらこの問題を、子供さんに誠意ある対応をして指導していただいているということをお聞きしておりました。さる学区会でも本田さんから、私、この問題を聞きまして、音痴の私はこんなふうになっているのかということとびっくりしたんですけれども、どういうふうに今取り組んでいるのかということがよくわからなかったので、この際質問させていただきました。

なかなか陰湿なこのネットを通したいじめは、最終的には自殺まで、不登校の段階ならまだいいんですけど自殺まで追い込むという大変な、我々にはまだまだはかり知れない闇の深さを抱えておりますので、今後とも教育長さん初め、この問題に関しては十分な注意を払っていただきまして、現在進行形であります。ましてや、我々、この年代になりますとアナログ的ですのでわからないことが多いんですけども、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そして、最後に要支援者のことですが、総務部長さんからお伺いしまして、本当に長年の各区長さんは、これでやっと安堵しているんじゃないかならうかと思えます。区長会がこの問題になると物すごく盛り上がって、その担当者がつるし上げ状態になってきたと、今までもね。だから、現場の責任者は、これは本当に切実な問題だったんですよね。それがこういう形で1つの法改正が行われてなってきたということは、やっぱり1つ前進だと思っています。

あとは、どうやってその情報を保持しながら、いざというときに適用できるかということをも十分検討してください。町内におかれても縦割り組織でいろんな情報があると思えますけれども、それを一元化した、いざというときに本当に役に立つ情報を、この中に総務部の防災課を中心として、民生課も含めていろんな形で集約していきながら現場に活かしていただきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、杉浦剛君の質問を終わります。杉浦君は自席に戻ってください。

〔9番 杉浦剛君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

ここで休憩といたします。再開を10時40分からといたします。

〔午前10時27分 休憩〕

〔午前10時40分 再開〕

○議長（磯部輝次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

丸田君は質問する準備をしてください。

11番 丸田博雅君の質問を許可します。丸田博雅君、質問してください。

〔11番 丸田博雅君 登席〕

○11番（丸田博雅君）

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました一般質問通告書に基づいてお伺いをいたします。

1995年、平成7年1月17日、午前5時46分52秒、明石海峡を震源として、マグニチュード7.3の阪神・淡路大震災——気象庁の命名は兵庫県南部地震だそうでございますが——が発生をいたしました。

私も、明け方ではありましたが揺れに目が覚め、地震と気づき、すぐテレビをつけました。時間を経過するたびに、大変な被害が報道されました。

死者6,434名、行方不明3名、負傷者4万3,792名、住宅被害、全半壊合わせて24万9,180棟、火災における全焼は7,036棟、被害総額は何と約10兆円規模でありました。戦後2番目の震災でありました。

そして、それをも上回ったのは、皆様御存じのように、2011年、平成23年3月11日、14時46分18秒、モーメントマグニチュード9.0の地震、東日本大震災でございました。

ここで、このモーメントという聞きなれない言葉がありますが、これは、いわゆる通常の震度計でははかれないほどの大きさのものであって、これは特殊な計算によってされたものであるそうでございます。通常は、マグニチュード、M、このモーメントというのはMwという記号で表すそうでございます。

私たち議員も震災後、現地を視察し、特に津波による被害には大変驚きました。

平成26年5月9日の時点での死者、行方不明者は1万8,506人、建築物の全壊、半壊、合わせて40万401戸、3年過ぎた現在でも26万3,958人の人が避難をされております。

また、東京電力福島第一原子力発電所の津波による事故は社会問題になり、大変ショッキングな出来事ございました。

私たちの記憶に新しいこの2つの震災で、合わせて2万4,943名のとうとい命が奪われました。改めて御冥福をお祈りするばかりでございます。

そして、この地方にも、いつ起きてもおかしくない状況の南海トラフ巨大地震は、甚大な被害が予想されています。本町においても、また、各地域においても対策や訓練を重ねておりますが、さらに安心・安全を確保するためにも、防災対策の立案などについて伺いをいたします。

台風などによる風水害や、発生が危惧されている南海トラフ地震に備えた町の防災対策の立案について。

- (1) 町の防災対策、防災計画は誰がどのように立案していますか。
- (2) 防災会議について、①目的、役割は何ですか、②メンバー構成はどうなっていますか。
- (3) 町内18区の自主防災組織の現況及び活動内容は、また、町との連携はどのようにしていますか。

最後に、4番目、昨年11月17日に実施されました県との合同防災訓練で得たものは何ですか。それをどう生かしていくのか、具体的な考え方をお尋ねいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。わかりやすい答弁をお願いします。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

#### ○町長（山下治夫君）

丸田博雅議員の御質問にお答えをいたします。

町の防災対策の立案についての御質問のうち、1点目については私からお答えいたし、2点目以降については担当部長から答弁申し上げますので、よろしく願いいたします。

町の防災対策、防災計画は誰がどのように立案しているのかについてでございますが、防災対策につきましては、災害対策基本法第16条におきまして、「市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。」と規定をされています。

美浜町防災会議が美浜町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するものでございますが、当然その立案につきましては、防災担当者が国の中央防災会議及び県の防災会議が示す防災基本計画及び地域防災計画に準じて作成するものでございますので、よろしく願いいたします。

〔降壇〕

#### ○総務部長（森田 篤君）

次に、御質問の2点目、防災会議についてのうち、目的、役割は何かについてでございますが、昭和56年制定の美浜町防災会議条例の第2条におきまして、「防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。」とされております。

第1号において、「美浜町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。」、第2号において、「美



浜町水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査審議すること。」、第3号において、「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。」、第4号において、「前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。」、第5号において、「前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務」とされており、防災会議の目的、役割が明記されております。

次に、防災会議についてのうち、メンバー構成はどうなっているかについてでございますが、これにつきましても、同じく美浜町防災会議条例の第3条に「会長及び委員」として明記されております。

まず、第2項において、「会長は、町長をもって充てる。」とされ、第5項において、「委員は、次に掲げる者をもって充てる。」とされております。

第1号の「愛知県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者」として知多県民センター県民安全防災課長及び知多建設事務所企画調整官、第2号の「愛知県警察官のうちから町長が任命する者」として半田警察署長、第3号の「職員のうちから町長が指名する者」として副町長を初めとした幹部職員、第4号の教育長、第5号の「消防機関の長のうちから町長が任命する者」として消防団長・副団長及び知多南部消防組合消防長、第6号の議会議長及び議会総務産業常任委員会委員長、第7条の「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者」として河和区及び上野間区の自主防災会長の、町長を除き20名をそれぞれ任命、委嘱いたしております。

3点目の、町内18区の自主防災組織の現況及び活動内容は、また、町との連携はどのようにしているかについてでございますが、例年、各自自主防災組織から規約及び組織表を提出していただくとともに、防災訓練計画を提出していただいております。その内容を確認してみますと、各区においてそれぞれの訓練計画を立て、訓練を実施していただいております。当然、計画を作成する際には、代表の方より、消防団員、消防署員、保健師、防災担当職員などの参加要請も多くございまして、地域の要望にはなるべく応えるべく調整を図っておりますので、よろしくお願いをいたします。

4点目の、昨年実施された県との合同防災訓練で得たものは何か、それをどう生かしていくのか、具体的な考えを問うについてでございますが、本年3月議会にほかの議員から同様の御質問があり、その際にお答えいたしましたとおり、防災訓練というものは1度だけの実施では成果が得られにくく、継続して実施することにより、災害発生時における対応力が増すものであると考えております。総合防災訓練の継続実施を望む声も多くございましたので、町単独でも総合防災訓練の実施を、可能な範囲で計画してまいりたいと考えております。

具体的には、毎年1小学校区において、町と地元自主防災組織との共同により防災訓練を実施し、さまざまな検証を重ねた上で、数年に1度、町内全域での一斉総合訓練とすることも1つの方策と考えております。

また、そこには、平成24年度から日本福祉大学及び美浜町社会福祉協議会との3者の共催による減災カレッジにおいて学んでいただいた地域の減災リーダーの皆様にも積極的な参加と協力がいただけることを期待しております。

昨年の訓練等において向上した防災意識を絶やすことなく、将来へと継続できるようにしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

丸田君、再質問はありますか。

○11番（丸田博雅君）

ただいま詳しく説明がございましたので、私のほうからはかいつまんで質問させていただきます。

まず、1番目の、町の防災対策、防災計画、誰がどのようにという質問でございます。

この第16条、この計画についてはこういった規約の中で行われたということを今お聞きしました。

いずれにいたしましても、これは、いわゆる町が単独で作り上げているだけのものでしょうか。もちろんこれは県のほうが絡んでおるんですが、要は住民の声がここに反映されているかどうかという点を少しお聞きしたいと思います。

○総務部長（森田 篤君）

町がつくります地域防災計画に住民の意見が反映しているか、聞いているかという御質問だと思いますが、先ほども御答弁させていただきましたように、地域防災計画の策定や変更には町の防災会議に諮って決定をしていただく必要があります。

その審議の中では、住民の代表者であります議会の代表者の方、また、自主防災会の代表の方が委員になっていただいております。その委員の方の意見を伺うということで住民の意見を反映させていただいておるというふうに私どもは判断させていただいております。

以上です。

○11番（丸田博雅君）

3番目の町内18区の自主防災組織のことについてもお伺いをし、お答えをいただきましたが、同じ関連をしておりますので、どうか、18区それぞれ環境も違えば状況も違います。あるいは、住んでおられる方々の人数も違えば、ましてや、先ほど来お話のあります老人世帯の多いところもございます。そういったところを密に連絡をとって、あるいは状況を把握して、こういった対策計画の中にぜひ盛り込んでいただきたい。

それと、もう一つ、恐らく、この震災が何年になるのかわかりませんが、常時地域も変わっていくと思うんですね。いわゆる高齢化がより一層進んでいるところはそういうふうな対応もぜひ必要だと思います。先ほど杉浦議員のほうからの質問もございました、このあたりもしっかりと把握をして取り組んでいただきたい、そういうふうに思っております。

それで、2番目の防災会議について、少し詳しくお尋ねをいたします。

この防災会議は、まず、何年ぐらいからこの防災会議が開かれておりますか。

○防災安全課長（天木孝利君）

美浜町防災会議条例につきましては、昭和38年3月25日に条例第54号として成立してございます。

したがって、昭和38年3月からこういった計画がなされておるものと判断してございます。

○11番（丸田博雅君）

実は私も議長職のときにこのメンバーに入っております。議長として入っておりますので出席をさせていただきました。いわゆる年1回ですので、2度出席をいたしました。

正直申し上げまして、この会議の内容的なものは非常にわかりにくい。

このときに審議されたのが、改正された部分の承認を持たなければいけないということでの会議が主な内容でございます。私も一部ちょっと質問をいたしました。非常にわかりにくいといえますか、私が今現在、ここに持っているのが、これが美浜町の、いわゆる防災計画と、災害計画ですね、防災。これ、2つあります。これが美浜町の計画書でございます。一方、ちょっと取り寄せたんですが、南知多町、これが南知多町です、武豊町、これ、武豊町です、お借りをいたしました。しかも、恐らく美浜町の議会議員の方々は、これをお持ちである方は委員として出席した人だけ、つまり、議長、それから総務産業常任委員長だと思うんですが、南知多町、武豊町は全議員にこれを配付してあります。これは確認いたしました。

私は、これをあえて申しますのは、いわゆる我々議員は、こういったものがある、こういった情報を共有すべきでないかというふうに思います。

これだけの量でございますのでなかなか中身まで精査することはできませんが、これが序文やなんかを読みますと、武豊、それから南知多、美浜を、県のほうからほとんどおりてきたものがまずありますね。それから、その町に合ったものをこの中に明記してあるというふうに、私も全部読んだわけじゃありませんが、そんなふうになっています。

それで、この中でちょっと1つ気になったことがありますので、皆さんはもちろんこれは持っていませんから知る由もございませんが、活断層のことについてここに明記されております。これは、美浜町、常滑市、南知多町、武豊町、この4つのいわゆる市町の活断層がここに載っております。私も知りませんでした。

まず、河和と、それから古布が入っておるんですね、河和と古布が。全く私も知りませんでした、ここあたり、もし説明できるのであれば説明していただきたい。よろしいですか。

#### ○防災安全課長（天木孝利君）

丸田議員からの活断層についてということでございますが、美浜町の防災計画の、確かに地域防災計画の地震災害対策計画のうちの、その中に美浜町として関係活断層といたしまして、河和断層、それから武豊の別曾池撓曲というものが明示してございますが、これにつきましての資料でございますが、区分がございまして、活断層であることが確実なものである、それから、推定されるものである、ただ形が活断層の可能性のある形状をしておるんだよという、こういった区分がございまして。そのうちのどれに当たるのかと言われたときに、河和の分が活断層であることが確実であるものとされております。ただし、活動度、これにつきましては、数万年の間隔で活動する1,000年間当たりの変位量というふうに表示されてございます。これが0.1メートル以下、要は10センチ以下の活動だよというふうになっております。

それから、古布の断層につきましては確実度が2ということで、あくまでも活断層であることが推定をされるものという位置づけになってございます。

別曾池撓曲というところにつきましても同様に活断層であることが推定されるものというふうに理解してございますので、よろしく申し上げます。

#### ○11番（丸田博雅君）

今、防災課長のほうから説明があったとおりだと私も思っております。

先ほど私が申しましたように、やはりこういった情報等は議会そのものが共有すべき、知るべきだというふうに私も思っておりますし、また、突然と地域の人から尋ねられた場合に、いや、知りませんよということになりますという、一体、何をやっておるんだいということにもなります。そういうことも含めて、よろしく願いたいと思います。

それから、もう一点、このいわゆる違いですが、何か去年ぐらいからきちっとこういうものになったということを知ったんですが、なりましたか。

#### ○防災安全課長（天木孝利君）

昨年度から一応こういう格好で製本の格好にさせていただいております。

これが平成24年3月修正ということで、今、昨年行いました地域防災計画に基づいた修正版を製本作業中でございます。

#### ○11番（丸田博雅君）

その製本ですが、ぜひ全議員に配っていただきたいと思うんですが、それは可能でしょうか。

○総務部長（森田 篤君）

この地域防災計画を議員にも配付すべきではないかという御意見ですが、先ほど議員がおっしゃられたように、これまでは委員になっておられる方しかお持ちでなかったわけですが、今後、防災計画をより理解していただく必要がありますので、できましたら議員全員にお配りできるようにしたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○11番（丸田博雅君）

それから、構成メンバーのことについて少しお伺いをしたいと思います。

先ほど、私のときはここに表がございますが、少しまた追加といいますか、見直されて、いわゆる委員の方がふえたように先ほど御報告がありました。

南知多町、それから武豊町にもこの名簿等を取り寄せました。美浜町になくて両町にあるものがございまして、名簿上ですね。

まず1つは、武豊町も南知多町も自衛隊が入っておるんですね。美浜町は入っていません。自衛隊がなぜ入っているかというのは、詳しいことはお聞きませんが、災害時に自衛隊の出動は当然あります。あると思います。がゆえに、その連携を保つために両町は自衛隊をこの委員の中に、名簿の中に入っているというふうに私は思っております。美浜町は、それはありません。

それから、南知多町にはありませんが、武豊町には女性が入っておるんですね、女性が。美浜は入っていません。この女性が入っておる意味、意義ですが、武豊町の場合は、学識経験者として日本福祉大学災害ボランティアセンター長、野尻紀恵さんという方が入っています。それから、もう一人、学識経験者として細川敦子さん、防災ボランティアの会コーディネーター部会リーダー。この両名が武豊町のこの防災会議の委員として入ってございます。

私は先ほど、ちょっとあちこちするんですが、18区の自主防災組織の中で防災訓練をどこの各地もやって、実施しておると思います。我が古布地区におきましても、年1回必ずやっています。しかも日曜日にやっておるんですが、参加するのはほとんど主婦ですね。主婦なんです。毎回同じような顔ぶれなんです。これも裏を返せば必要だと思うんです。つまり、うちに、例えば家庭に一番多くいる時間の多いのが、やはり主婦。そこで、やはりその一番多くいる主婦がこういった訓練に参加するということは、例えば地震が起こった場合にその訓練を受けた主婦が適正に指示できるんじゃないかと。あっちに逃げたほうがいいよ、こっちに行ったほうがいいよ、何を持っていこう、これが家庭の中で混乱しないようなことになるのではないかとこのことを想像いたします。

本町では早くから専門防災官を置いております。各家庭にも1人は専門的な防災官がいていいんじゃないかというふうに思いますので、今後、その18区の区長さんあたりをお願いするに際して、どうか一家に1人はその防災訓練のほうにぜひ参加をしてくださいと、そして、万が一の災害時にはその訓練を受けた方の指示に従いましょうというようなことを唱えていただきたいというふうに思います。

それから、もう一点、これはお願いばかりになりますが、南知多町のいわゆる津波避難防災マップというのがあります。本町にもあります。ありますが、ここに、「より早く より高く」という、いわゆる標語がございまして。標語といいますか、こういった呼びかけのものがあつて。こういったことが1つはアドバイスになるんじゃないかと。いわゆる皆さん方がこういったことを目につく、あるいは口にすることによって、まず、先ほど私が壇上で申し上げたように、あれだけ大きな災害で、あれだけ多くの死者を出すことのないように、これも防災の1つでありますし、減災の1つでもありますので、こういったこともキャッチフレーズとして、町のほうはひとつ考えてもいいんじゃないかと。長ったらしいものでは、これはなかなか覚えられませんので、目につく、し

かも短く、なるほどと思えるようなキャッチフレーズ、合い言葉的なものをやはりPRのためにもつくられたらいいんじゃないかなというふうに思いますが、その点、総務部長、どうでしょうか。

○総務部長（森田 篤君）

たくさん御提案をいただきましたので、もし漏れておったら申しわけありません。

まず初めに、美浜町の防災会議に自衛隊の委員がないんじゃないかということでありまして、今、防災会議条例の中には自衛隊の隊員を入れるという明確な規定はありませんが、町長が必要と認めて任命するというような項目もあります。そういうこともありますので、そこら辺、自衛隊の方を委員としてお願いするかどうかも含めて、また、武豊町、南知多町の現状も確認をさせていただきながら、そこら辺を検討していきたいと思います。

それから、2番目に防災会議のほうに女性の委員がないんじゃないかという話で、確かに美浜町は、今、女性の委員はいないわけですが、女性の視点だとか子育て世代の方の視点だとかを反映していくために必要だというふうには考えておりますので、現在、2名の方を委嘱したいと思ひまして人選を進めておりますので、人選が進みまして委嘱をお願いできましたら、その後の会議からは出席していただくというようなふうにしたいと思っております。

それから、3つ目に、防災訓練に女性の方の参加をということであります。各地区で行う防災訓練をやりますよというような開催の案内のチラシ等も防災安全課のほうでつくってほしいというような依頼がありますので、そのようなときには、女性が参加をしていただけるような内容をまた各区長さんたちとも御相談をしながらつくっていききたいなと思います。

それから、南知多の防災マップのほうにいいキャッチフレーズがあったという御提案ですが、今年度、美浜町も各小学校区ごとのハザードマップをつくる予定をしております。その中で何とか皆さんに利用していただけるようなハザードマップにしていきたいと思ひますので、そこら辺も参考にしてつくっていききたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○11番（丸田博雅君）

あと何分でしょうか。

○議長（磯部輝次君）

あと7分ぐらいですか。6分ぐらいと思ってもらっていいですか。

○11番（丸田博雅君）

それでは、もう一点だけお願ひをしておきます。

平成23年10月20日に、町と日本福祉大学との間に防災協力協定締結式がありました。私も出席をいたしました。防災協力協定書が調印された、これは皆様も御存じのことと思ひますので、日本福祉大学のほうもこの防災会議のほうにメンバーとしてひとつ何とか、いわゆる避難所、それから、先ほど来話のあった学生のボランティアの件もあります。そういった面で、可能な限りこのメンバーの中に入れていただければと、これは、返答は結構ですので、ひとつよろしくお願ひします。

それから、先日、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定について、新聞などで発表がありました。県内では、豊橋市、田原市、南知多町の指定がありました。過日、行政報告会でも議員に対して報告がありましたが、町の防災計画を立案する上で、この特別強化地域になるのかならないのかにより影響があると思ひますので、以下、3点質問をいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

特別強化地域になった場合とならない場合、防災計画の立案に違いが何かありますか。

それから、美浜町はなぜ特別強化地域の指定を受けられなかったのでしょうか。

それから、3番目、美浜町は特別強化地域の指定を受けられなかったわけですが、受けられなかったことにより、何か支障はありますか。

突然の質問ですが、よろしいでしょうか。

○総務部長（森田 篤君）

議員御質問の特別強化地域の指定についてでございますが、さきの行政報告会で報告をいたしましたように、愛知県下全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定をされております。この推進地域のうち、南海トラフ地震によって発生する津波に対しまして津波避難対策を特別に強化すべき地域を特別強化地域として、内閣総理大臣が指定することになっております。

この指定の基準につきましては、陸上において、津波により30センチ以上の浸水が地震発生から30分以内に生ずる地域を特別強化地域に指定するという基準があります。

本町におきましては、国の発表では55分というものであります。55分という時間が示されておまして、指定基準に合わないということになっており、特別強化地域の指定にはならなかったものであります。

特別強化地域の指定になった場合は、市町村長は津波避難対策緊急事業計画を作成しなければなりません。この計画には、3つの種類の施設、1つ目は津波からの避難施設や避難場所、2つ目は避難場所までの避難路、3つ目は、高齢者や障害者、それから児童・生徒などの要配慮者が利用する施設で集団移転が必要となってくるといような施設、この3つの施設整備の計画と達成期間を定める必要があります。その計画を実施すると国の負担だとか補助の割合がふえるという特例や財政上の配慮があることになっております。

したがいまして、本町は特別強化地域となっておりませんので、避難施設や避難路を整備する場合、通常の補助は受けられますが、割り増しの補助は受けられないということになります。なお、現在は避難施設や避難路を整備するという具体的な計画はありませんが、去る5月30日に愛知県が発表しました南海トラフ巨大地震の発生時に予想される県内の被害予想をよく精査しまして、そのような施設整備が必要かどうかも含めて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○11番（丸田博雅君）

最後、町長にコメントをお願いします。

5月31日に新聞発表がありました県公表の南海トラフ地震の被害想定で、本町は死者が200人減、最大400人、全焼失家屋数が100棟減の最大6,200棟という発表がありました。これに対してコメントを一言お願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○町長（山下治夫君）

コメントをいただきということですが、今、その数字は発表されましたが、これはあくまでも最悪の数字の発表でございまして、これはこれとして、やっぱり貴重な、我々、行政データになるのではないかなというふうに感じております。

そこで、今、その次に発表されているのが、実は減災効果というものが発表されています。ということはどうということかといいますと、建物の耐震化や津波避難対策等による、揺れによる全壊棟数は約6割減少し、死者数は約8割減少するという数字も想定をされております。

我々、貴重な町民の生命を、財産を守るべく、精いっぱい頑張ったいと思っておりますので、議員各位におかれましてはまた御助言をいただきながら安心できる町をつくっていきたく思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（磯部輝次君）

以上をもって、丸田博雅君の質問を終わります。丸田君は自席に戻ってください。

〔11番 丸田博雅君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

ここで、議長より連絡いたします。

議員の皆さん、執行部の皆様、あと1人の方の質問がありますが、これを50分しますと延長します。このまま続行しますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上でございます。

大崎君は質問をする準備をしてください。

1番 大崎卓夫君の質問を許可します。大崎卓夫君、質問をしてください。

〔1番 大崎卓夫君 登席〕

○1番（大崎卓夫君）

論客が続きました。最後の質問になります。負けないよう頑張りたいと思います。

あらかじめ議長に提出いたしました通告書に基づいて質問をいたします。

今回は教育と福祉について質問いたします。

1点目、（1）教育委員会について。

学校でのいじめ、先生による生徒への暴力など、学校で何か問題が起きるたびに、教育委員会の対応がどうのこうのと取り沙汰されます。折しも今、国会において、教育委員会の制度を見直す法案が成立しようとしています。今回の見直しの内容を説明してください。

（2）美浜町の教育委員はどのようにして選出されているのでしょうか。

（3）教育委員会はどのような仕事をしているのでしょうか。

2点目、土曜授業の実施について。

（1）一部の地域で土曜授業を行っていると聞きますが、美浜町では計画があるのでしょうか。

（2）以前は土曜日にも授業を行っていましたが、現在は週5日制です。どのような理由から土曜日の授業がなくなったのでしょうか。

（3）美浜町の子供たちは、休みの日にどんな過ごし方をしているのでしょうか。調査結果でもあれば説明してください。

（4）もし土曜授業を行うとしたら、誰がどのような学習指導をすることになるのでしょうか。

3点目、全国学力テストの成績公表について。

（1）小学6年と中学3年の全員を対象とした全国学力テストが4月に行われました。これまで禁止されていた学校別の成績の公表が今回から認められました。美浜町はこれからどう対応するのでしょうか。

（2）これまでの学力テストの結果を見る限り、学校別の格差はどの程度あるのでしょうか。

4点目、日本福祉大学との関係について。

（1）昨年の6月議会において、行政、地域、大学との関係はうまく機能しているか、また、現在、大学との間で包括協定、防災協定が結ばれているが、今後何か計画があるのかと質問しましたが、その後の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

（2）大学の専門分野である福祉に関しての連携はどの程度行っているのでしょうか。

（3）もし、大学側の理解が得られ、美浜町内の福祉関係施設を大学の構内または周辺につくることができ

ば、両者にとって大きな相乗効果が生まれると思いますが、その考えはありませんか。

以上です。

#### ○教育長（山田道夫君）

大崎議員の御質問にお答えをいたします。

3点ありますので、順番にお答えをしたいと思います。

まず初めに、教育委員会についての御質問の1点目、今国会で教育委員会制度を見直す法案が成立しようとしているが、今回の主な見直し点は何かについてでございますが、まず、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正案につきましては、4月4日の閣議決定を経て国会に提出されたものでございます。

審議の経過でございますが、去る5月20日には衆議院で可決され、現在、参議院に送付され審議に付されることとなっており、今通常国会において成立し、平成27年4月1日より施行される見込みとなっております。

御質問の主な改正内容でございますが、教育行政の責任の明確化を図るために、今までの教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことになりました。

教育長の任命及び罷免に当たりましては首長が議会の同意を得て行うほか、任期につきましては現行の4年から3年に短縮されます。

また、首長は総合教育会議を設置することとし、この会議において教育委員会と協議の上、教育の振興に関する施策の大綱の策定及び教育条件の整備等重点的に講ずべき施策を決定することとなります。

以上が主な改正点でございます。

本町といたしましても今後、この制度改正に伴いまして、教育委員の選任方法等を含めまして、教育委員会がどうあるべきかを検討してまいりたいと考えております。

2点目の美浜町の教育委員会はどのように選任されているかについてでございますが、委員の選任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条におきまして、委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命するとなっております。

また、第4条第4項におきましては、委員の任命に当たっては、委員のうちに保護者である者が含まれなければならないとされております。

さまざまな意見や立場を集約した中立的な意思決定を行うためには、多様な属性を持った複数の委員による合議が必要であり、執行機関である教育委員会が、一般的な学識、経験は豊かであるが、教育や教育行政の専門家ではないさまざまな分野の代表者で構成されることにより、広く社会の常識や住民のニーズを適切に反映させることができるものと考え、また、法の趣旨も踏まえまして、各地域より御推薦をいただいた方を推挙し、議会の同意を得て、町長より任命させていただいているのが現状であります。

3点目の教育委員会はどのような仕事をしているかについてでございますが、教育委員会は地方公共団体の執行機関の1つであり、地方行政事務のうち、教育、文化、スポーツ等に関する事務を処理する役割を担っております。

教育委員会の職務権限につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、学校教育に関しては、学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事、及び学齢生徒及び学齢児童の就学並びに入学、転学及び退学等に関する事、このほか、学校給食、社会教育、スポーツ、文化財等に関する事など19項目が列挙されており、それらの職務権限に基づいて遂行される事務について、さまざまな角度から御意見、御協議をいただいているところでございます。



続きまして、2点目の御質問の土曜授業についてでございますが、まず、質問のうちの1点目で、一部の地域では土曜授業を行っているというところですが、美浜町では行わないのかについてでございますが、土曜授業につきましては、文部科学省におきまして昨年11月29日、各市区町村教育委員会の判断で土曜授業を導入しやすくするために、特別な理由がなくても土曜授業を実施できるよう、学校教育法施行規則を改正しております。

この改正は、教育委員会が必要と認める場合に限り土曜授業をすることが可能であるとの改正であり、決して強制力のあるものではありません。

議員御質問の本町ではなぜ実施しないのかについてでございますが、理念として、土曜日や日曜日を利用して、家庭や地域社会で児童・生徒がさまざまな生活体験や自然・社会体験、文化、スポーツ等の経験を豊かにすることを目的として学校週5日制を導入したものであります。それゆえに、土曜授業につきましては、学校や地域の実情、子供たちの負担等も踏まえながら、設置者において適切に判断をすることとなっております。

本町では、土曜日、日曜日には地域におけるさまざまな活動が実施されていることから、学校、家庭、地域が連携して土曜日を有意義に活用していくことが重要であると考えており、現時点においては実施することは考えておりませんので、よろしくお祈りいたします。

2点目の、以前は土曜授業を行っていたが、どうしてなくなったのかについてでございますが、社会全体が週休2日制に移行する中で、学校、家庭、地域の3者が連携し、役割を分担しながら社会全体で子供を育てるという基本理念のもと、平成4年9月から月1回、平成7年4月からは月2回という段階を経て、平成14年4月から学校完全週休2日制が実施されたものでございます。

3点目の美浜町の子供たちは土曜日にどのような過ごし方をしているのかについてでございますが、昨年度、25年度の知多の教育白書の中を参考にしますと、知多管内全体と市町村ごとに小学5年生と中学2年生を対象に行ったアンケート調査結果がありますので御紹介をさせていただきます。

小学校5年生、中学2年生ともに、知多管内の状況と本町の子供たちの状況はほぼ同じ傾向を示しております。

小学校5年生につきましては、比率の高い順に申し上げますと、最も多かったのはテレビやDVDを見る、続いて家族と旅行やドライブ、買い物などに出かける、そして、その次がゲームをするというものであります。

また、中学2年生につきましては、最も多かったのは小学校5年生と同様、テレビやDVDを見ることでしたが、2番目には部活動やスポーツクラブに参加する、3番目には、先ほど問題になりました携帯電話やパソコンを使っているという結果が出ております。

4点目の、もし土曜授業を行うとしたら、誰がどのような学習を指導することになるのかについてでございますが、土曜日にどのような授業を行うかは設置者や学校の判断に委ねられていることとなりますけれども、1つ目として、教員が正規の授業として全児童・生徒が参加して行う形、2つ目として、地域のボランティアなど多様な団体が、希望する児童・生徒を対象として社会体験活動などを行う形、3つ目として、豊富な知識や経験を持つ社会人等がボランティアとして、希望する児童・生徒を対象に、教科である国語、算数、英会話などの補習授業を行うなどの方法が考えられます。

3点目の学力テストについてでございます。

1点目の美浜町はどうなっているのかについてでございますが、全国学力テストにつきましては、文部科学省が学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会等の協力を得て、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析することにより、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況等の改善等に役立てることを目的として実施しているものでございます。

対象は小学校6年生及び中学3年生で、調査の内容は、国語、算数、中学では数学の2教科となっております。近年におきましては、22年度から24年度におきましては抽出された学校のみを実施しております。19年度から21年度、25年度及び本年度におきましては、対象学年の全児童・生徒で実施する調査方法で行われております。

御質問の調査結果の公表につきましては、いろいろと議論のあるところでございますが、平成25年度までは文部科学省が定めております実施要領におきまして、都道府県教育委員会、市町村教育委員会ともに、学校名を明らかにした公表は行わないと定めておりましたけれども、平成26年度には見直しが行われ、市町村教育委員会それぞれの判断で、実施要領に定める配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことが可能となりました。

この調査結果の公表につきましては、本町教育委員会におきまして、調査により測定できる学力は特定の一部分であること、また、学校規模や教員配置等の教育環境が平等でないために生じる格差が現実にあること、序列化や学校間の過度な競争につながるおそれがあるとの判断から、現時点においては公表する考えは持っておりませんので、よろしくお願いたします。

2点目の学校別の格差はどの程度かについてでございますが、平成25年度の教科に関する調査結果を見ますと、小学校全体としましては国語、算数ともに、全国平均、県平均よりも低いという結果が出ております。

また、中学校におきましては、国語については全国平均、県平均よりもやや低く、数学については全国平均よりもやや高いけれども県平均よりもやや低いというような結果になっております。

議員御質問の学校別の格差につきましてはほとんどないというふうと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

#### ○企画部長（靱山博資君）

次に、日本福祉大学との関係についての御質問の1点目、昨年6月議会で質問したが、その後の進捗状況はどうなっているかについてでございますが、昨年6月議会でもお答えいたしましたように、現在、大学と附属高校、町の3者で、人的・知的・物的資源の交流と活用を図り相互の発展に資するために、平成22年10月より包括協定を締結しております。

その包括協定書の目的の中に、地域の活性化や人材育成、福祉、文化の向上等に寄与することが定められており、平成25年度は学校教育課の特別支援教育に関する連携を初めとして、生涯学習課のみはまスポーツクラブの設立や、スポーツを通じた地域交流など、11の課を窓口とする担当課が40の事業を実施いたしました。特に、庁舎内の各種委員会へ大学の先生の派遣を多くいただいております。

本年度におきまして、第5次総合計画に位置づけされた参画と協働によるまちづくりによるみはま地域大学を日本福祉大学とともに取り組み、地域資源バンクの形成に努めていきたいと考えております。

また、防災協定につきましては、包括協定締結の1年後の平成23年10月に包括協定と同様に3者で締結をいたしまして、連携協定内容は、防災及び減災に関する啓発活動の推進にかかわることを初めとして、災害発生時の美浜キャンパスにおける避難所の開設及び運営並びに必要な条件整備にかかわることなど、5項目の内容でございます。

本年度の新たな取り組みといたしまして、日本福祉大学の友好協力宣言・締結自治体として、全国7市町村間の災害時相互応援協定の締結を予定しております。

包括協定、防災協定の両協定を初めといたしまして、今以上に大学、高校と町の良い関係を構築していきたいと考えておりますので、よろしくお願をいたします。

○厚生部長（岩瀬知平君）

次に、日本福祉大学との関係についての御質問の2点目、大学の専門分野である福祉に関しての連携はどの程度行っているかについてでございますが、日本福祉大学は日本で最も歴史のある社会福祉の総合大学として、昭和58年の本町開校以来、本町の地域福祉の向上に御尽力を賜っております。

特に、本町のさまざまな福祉関係の計画書の作成に御協力をいただきまして、障害福祉計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び子ども・子育て支援事業計画等の策定に関しまして、地域の福祉ニーズに精通した同大学の福祉社会開発研究所に御支援、御協力をいただき、地域の特性を生かした計画づくりを行っております。

また、福祉にかかわる町協議会等への教員派遣にも協力をいただきまして、専門的な立場からの貴重な御意見や的確な御助言をいただいております。

特に学生の皆さんには、日ごろから本町が行う高齢者、障害者、子供に関するさまざまな福祉施策の推進に対しましてボランティアとして御協力していただき、感謝申し上げる次第でございます。

このように、本町と日本福祉大学とは既にさまざまな福祉施策の推進に関し連携、協力を行い、本町の地域福祉の向上に努めておりますので、よろしく願いいたします。

3点目の美浜町内の福祉関係の施設を大学の構内または周辺に移す考えはあるかについてでございますが、日本福祉大学から美浜キャンパスの活用方法等について、本町と新たに連携強化を図っていきたいというお話はお聞きしております。

その中で、地域の福祉関連機能の美浜キャンパス内での展開についても議論の対象となっております。

本町といたしましては、町の福祉関係施設が福祉の専門大学のキャンパス内にできれば町内外に与えるインパクトも大きく、また、同大学が町と協働してさまざまな地域福祉の事業展開ができれば非常にありがたい話であると思っております。

今後も日本福祉大学との協議を継続的に続けていくとともに、地域の関係者である福祉関係施設等とも調整を重ね、大学との連携強化に努めて参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯部輝次君）

大崎君、再質問はありますか。

○1番（大崎卓夫君）

少し順番が前後します。

初めに、日本福祉大学との関係について質問いたします。

ことし2月、長野県の池田町というところへ文教厚生委員の1人として行政視察に行つてまいりました。この池田町というところは、福祉に対して熱心に取り組んでいる町だそうです。モデル地区になっているようで、全国の自治体から視察の申し込みが殺到しているそうです。

話の内容は省きますが、いろいろ説明を受けた後、帰る際、係の人が玄関先まで送っていただきました。そこで私は、ありがとうございました、勉強になりました、帰って行政に役立てたいと思います、ありきたりの挨拶をさせてもらいました。すると、その係の人は、わざわざこんな遠くまで来られなくても、美浜町さんには日本福祉大学があるじゃないですかとおっしゃいました。企画部長でも厚生部長でもどちらでも結構ですから、この方は何を言いたかったのか、わかたらお答えください。

○企画部長（靱山博資君）

突然の指名でちょっとあれなんですけれども、私が相手の言いたかったことを推測しますと、美浜町には日本福祉大学という、福祉の考え方を、最新の考え方を聞ける、そういった大学があるんだから、そういったところ

を利用したほうがいいんじゃないかなということが言いたかったのかなというふうに想像します。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

再質問はありますか。

○1番（大崎卓夫君）

そんなところでしょうか。皆さんはこの話を聞いてどう思われますか。私は非常に悔しい思いをしております。続きまして、ここに企画部からいただいた資料があります。大学との交流事業の一覧表です。これを見ますと、よくやっているとしますよ。しかし、よく見ますと、40項目ある中で福祉に関して行っている事業というのは7項目です。福祉が専門の大学との間にしては、40のうち7というのは少ないと思いますが、その点、どう思われますか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

40のうち7というのが少ないか多いかということでございますが、福祉に関しましては、より現実的な関係で福祉大学とつながっているというふうを考えておまして、福祉大学さんのほうも、より企画ですとか総務のほうが目立つといいですか、大きなインパクトがあるのでそちらのほうを重要視しているのかなとも思いますし、福祉のほうは非常に底辺のところまで密着して協力しておりますので、たまたま外見上はそうなっておりますが、決して福祉のほうは連携がとれていないということではないと思っております。

以上でございます。

○1番（大崎卓夫君）

美浜町内の福祉関連施設を大学の構内またはその周辺に移してはどうかという提案を含めた質問をさせていただきます。かなり前向きな答弁だったと思いますが、もし大学の構内に福祉関連の施設をつくるとしたら、どのようなものが対象になるとお考えですか。

○福祉課長（沼田治義君）

大崎議員の御質問にお答えしたいと思います。

仮に、日本福祉大学と私どもとの協議が調って福祉関係の施設を大学の構内に移すことが可能になった場合、どのような施設を想定しているかという御質問だと思いますが、具体的な施設につきましては、まだ今後、協議のほうを進めていきたいと考えておりますので、なかなかお答えがしにくい御質問だと思っております。町としましては、今課題になっております少子・高齢化に伴います子育て支援関連施設の充実を図ってきたいというふうに考えておりますので、現時点では、子供を安心して産み、健やかに育てられる子育て関連施設、こういったものを、大学を含めた地域と連携して展開ができればありがたいと、このように考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○1番（大崎卓夫君）

大学の構内に施設をつくることによって、大学側にすれば実践的な授業ができると思いますし、行政側にとってみれば大学側のノウハウを提供してもらえる、お互いにとりまして大きなメリットがあると思います。これが実現すれば、美浜町にしかできない画期的な福祉事業が展開できるんじゃないかと思っております。ぜひやっていただきたいと思っております。

続きまして、教育委員会について再質問いたします。

今回の制度改正により、町長の権限がより強くなるという声が聞かれます。教育長はこれをどう思われますか。

参考までに、これまで町長と教育委員会の関係というのはどうだったのでしょうか。例えば、教育委員会の決定事項に町長が異論を唱えるとか、あれやこれやと口出しするとか、そういうことがあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

#### ○教育部長（牧 守君）

今回の制度改正によりまして町長の権限がより強くなるのではないかと、そして、今までに教育委員会の決定事項に首長が異議を唱えたことがあるんじゃないかというような御質問でございます。それにつきまして、ちょっと私のほうから答弁させていただきます。

今回の法律改正に伴いまして、地方公共団体の首長による総合教育会議の設置が義務づけられることになっております。この総合教育会議におきましては、地方公共団体の長が、その地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるほか、教育を行うための諸条件の整備その他の重点的に講ずべき施策、並びに児童・生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、または被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等、緊急の場合に講ずべき措置について、構成員となる首長と教育委員会で協議を行うこととしております。

すなわち、設置者である町長が会議を招集し、その会議に執行機関である教育委員会が構成員として参加するという構図になります。

この場合、予算編成権を持ちます首長の発言がこれまで以上に大きくなるのではないかとということで、そんな影響も考えられるかもしれませんが、これまでにおきましては毎年、教育委員と首長との懇談会を持ちまして、現状の課題と問題点等について意見交換を行いまして、厳しい財政状況の中ではありますが、施設、設備を含みます教育環境の整備に関しましては最大限の努力をさせていただいているというふうに考えております。

したがって、総合教育会議が設置されることになりましても、双方による協議により意思決定がなされるものである限り、その関係が大きく変わるものではないというふうに思っております。

それと、教育委員会の決定事項に異議を唱えたことはないのかというようなことでございますが、町長におきましては常日ごろから、町内学校の学校訪問に出席させていただいております。それで学校の状況をつぶさに見させていただいております。また、教育委員、あるいは教職員との懇談会等を通じまして意見交換を行い、学校現場の状況及び対応すべき課題につきまして把握をさせていただいており、教育に関しましては環境整備に向けた予算措置も含めまして、非常に深い御理解をいただいているものと考えております。

したがって、決定事項について異議を唱えたり口を出すようなことは今までもございません。今後におきましても、執行機関であります教育委員会の見解を十分尊重していただけるものと思っております。

1つの例を挙げますと、設備関係ですと電子黒板を全校に導入したりだとか、それから、皆さんも御承知だと思いますが、耐震改修につきましては平成21年度までに、一部の学校を除きますが、多分6校ぐらいだったと思います、ほかの市町に先駆けて耐震改修、5億ほどかけて、これも整備のほうを進めていただきました。そして、また、今回は25年度、26年度と2カ年にかけて、この地域ではほとんどないと思います、全校のトイレの洋式化に向けて予算措置をさせていただき、何とかほかに先駆けて事業の実施を図っていただけるというようなことでございます。

非常に教育に関しましては理解を示していただけていると、そんなふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

#### ○1番（大崎卓夫君）

そうですか。

次に、現在美浜町の教育委員のうち、教員経験者というのは教育長1人だけですね。教育長1人だけですね、教員経験者というのは。あとの委員さんはどういう経歴の人たちがなっているのでしょうか。

○教育部長（牧 守君）

先ほど教育長のほうから御答弁申し上げましたように、教育委員の選任に当たりましては、一般的な学識経験は豊かではあるが教育や教育行政の専門家ではないさまざまな分野の代表者で構成されることによりまして、広く社会の常識や住民のニーズを適切に反映させることができるものと考えておりまして、教育長を含めまして現在5人の委員を選任させていただいております。

教育長以外の4人の委員さんでございますが、委員の経歴といたしましては、民間の会社を退職されました方で行政区の区長経験者をやってみえる方、それから、地域で活躍されてみえる方、それから、保護者の代表、法律のほうでも定めがありましたけれども、そういった方、そして、お一方につきましては、この時代、女性委員ということでございまして、長らく主任児童委員を歴任されていた女性委員が委員としてお務めいただいているということでございます。

以上でございます。

○1番（大崎卓夫君）

新しい制度になった場合、これまでの教育委員会との活動に違いが出てくるのでしょうか。

○教育部長（牧 守君）

新しい制度になったとき、教育委員の活動はどうなるのかということでございますが、今回の改正によりまして、新たに首長が主催する総合教育会議の構成員として参加し、今後の教育行政の方向を示す教育大綱の策定及び教育条件の整備等、重点的に講ずべき施策、緊急に講ずべき措置について首長と協議、調整を行うこととなりますが、新しい制度になりましても教育行政の政治的中立性を保つために、教育委員会につきましては現行法どおり決定権のある執行機関として位置づけられておりまして、教職員人事や教科書採択などの権限を持たせることとなっておりますので、本町教育委員の活動につきましては従来どおり変わらないものと考えております。

ただし、いろいろ課題がある中で委員の選任方法につきましては、本町の場合には地域より推薦された方を町長によって任命していただいていると。法の規定では当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者の中から選ばれるものとされているということのみでして本町内に住所を有する必要があるため、遠方に住所を有する教育専門家が例えば教育委員さんに選ばれたような場合においては、従来どおり、現在の教育委員さんにおかれましては、学校訪問、入学式、卒業式等々、年間70日以上に及ぶ各学校の行事に出席していただいておりますが、遠方のそういった専門家が委員になることによってそういった活動の範囲が狭められていくんじゃないかというようなことも心配する1つの課題かなというようなことを思っております。

済みません。以上でございます。

○1番（大崎卓夫君）

土曜授業についてですけど、先週の土曜日に私の地元の小学校で親子が参加する教室が開かれました。それぞれに分かれて、お茶会をやったり、野鳥観察をしたり、ペタンクをしたり、キッズダンスをしたり、それぞれ分かれて、地元の人たちが講師に招かれて、それぞれに分かれてみんなで楽しんでいました。こういうのは授業とは言えないのでしょうか。

○教育長（山田道夫君）

先週、上野間小学校で行われた内容でございます。そのほかの小学校、中学校でも土曜日、日曜日にかけて、保護者対象のいろんな行事を行っております。簡単に言いますと、代休をとっているかかっていないかというこ

とですね。上野間小学校のいなさ学校だったと思うんですけども、代休をとっておりますので、それは完全に学校の授業としてやって、そのかわり別の日に代休をとっているという授業でございます。

先ほど私、3つ説明したんですけども、いわゆるそれ以外の2つのパターンというのは、地域の一部の子供だけ集めて、先生以外の方が学校施設を使ってやると。その場合は当然、代休はとりません。そういうパターンと、それから、学校の先生が全子供を集めて土曜日ないし日曜日に活動を行って、授業の一環として行う。そのかわり、ほかの日に代休をとると、大きく分けると土曜授業と一般に言われているものに2つのパターンがあるということを御理解いただけるとありがたいと思います。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

議長から言います。大崎君、あと残り時間5分程度とってください。

○1番（大崎卓夫君）

やっぱり教育問題というのは難しいですね。

最後の質問になります。土曜日に授業を行おうとしたらどのような課題あるのでしょうか。これを最後の質問にさせていただきます。

○教育長（山田道夫君）

どのような、もしもやるとしたら課題があるかということでございますが、先ほど申しましたように、学校が授業として土曜日の日に実施をすれば代休をとらなければならないということでありまして、それでも土曜日に正規の授業をやるのが可能な場合があります。というのは、一部の先生だけが勤務として授業をやるということで、その勤務をした人が別の日に代休をとるけれども子供は全員来させて、いわゆる担任以外の先生が子供を全部集めて何か活動させて、それは授業ですよ、これは授業として扱いますよということをやる場合はできるんですけども、ただ、先生方の勤務が大変難しい。平日に休む先生がいるので、じゃ、その授業は誰がやるんだというような、勤務のローテーションが大変難しいという問題が1つあります。

それから、もう一つ、そういう正規の授業ではなくて地域のボランティアの方が学校施設を利用し、または希望する子供を集めて活動するという、そういう土曜授業の場合の問題点としては、じゃ、地域にそういう方がみえるのかと、土曜日だとか長期休業中に必ず来てくれて何かやってくれるかということを調整するといえますか、人集め、これが1つの今やっているところの課題になっているようでありまして、もちろん美浜町でそういうムードが高まっていけば、子供たちの土日の有意義な活動の1つとして、選択の1つとして学校施設を利用して活動することは意義あることだと私は思っております。

以上でございます。

○議長（磯部輝次君）

まだありますよ、3分ぐらいは。いいですか。

以上をもって、大崎卓夫君の質問を終わります。大崎君は自席に戻ってください。

〔1番 大崎卓夫君 降席〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（磯部輝次君）

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、6月7日から6月9日までを休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、6月7日から6月9日までを休会することに決しました。

来る6月10日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうも皆さん、お疲れさまでございました。

〔午後0時20分 散会〕



平成26年 6 月10日（火曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

平成26年6月10日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第4号）

- 日程第1 諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について  
日程第2 承認第1号 専決処分事項の報告承認について  
日程第3 承認第2号 専決処分事項の報告承認について  
日程第4 承認第3号 専決処分事項の報告承認について  
日程第5 承認第4号 専決処分事項の報告承認について  
日程第6 議案第23号 土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更について  
日程第7 議案第24号 美浜町税条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第25号 美浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第9 議案第26号 町道路線の廃止について  
日程第10 議案第27号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第1号）  
日程第11 議案第28号 平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第12 発議第4号 公約違反と秘密交渉のT P P交渉から撤退を求める意見書について  
日程第13 発議第5号 解釈改憲による集团的自衛権の行使容認に反対する意見書について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀荘之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	磯部輝次君	14番	家田昇君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（21名）

町長	山下治夫君	副町長	石川達男君
教育長	山田道夫君	会計管理者	山森隆君
総務部長	森田篤君	企画部長	榎山博資君
厚生部長	岩瀬知平君	経済環境部長	齋藤博君
建設部長	片岡勝君	教育部長	牧守君
総務課長	本多孝行君	税務課長	廣澤辰雄君
企画政策課長	大井徳男君	秘書広報課長	谷川徳寿君
住民課長	西田林治君	商工観光課長	竹内康雄君

土木課長 石川喜次君  
水道課長 斎藤 功君  
学校給食  
センター所長 森川幸二君

都市計画課長 河村伸吉君  
生涯学習課長 坂本順一君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

局長補佐兼  
議会事務局長 岩本修自君 議会係長 夏目明房君

[午前9時00分 開議]

○議長（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

今、全国で話題になっています、一番話題性があるのが、大人も子供もサッカーのワールドカップのブラジル大会の開催だと思います。あと3日後になります。つまり、6月12日、日本時間で言えば13日から始まるということでありまして。日本代表の初戦は14日、日本時間でいきますと15日ということですが、コートジボワールとのキックオフで始まります。日本が絶対に勝つとは言いませんが、ザッケローニというんですか、この監督が率いる日本代表が活躍されることを心から応援しようではありませんか。

以上でございます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

---

日程第1 諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（磯部輝次君）

日程第1、諮問第1号、美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより諮問第1号、美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてを採決します。  
本案は推薦することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

挙手全員であります。よって、本案は推薦することに決しました。

---

#### 日程第2 承認第1号 専決処分事項の報告承認について

○議長（磯部輝次君）

日程第2、承認第1号、専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第1号、専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

---

#### 日程第3 承認第2号 専決処分事項の報告承認について

○議長（磯部輝次君）

日程第3、承認第2号、専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第2号、専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

---

#### 日程第4 承認第3号 専決処分事項の報告承認について

○議長（磯部輝次君）

日程第4、承認第3号、専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第3号、専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

---

#### 日程第5 承認第4号 専決処分事項の報告承認について

○議長（磯部輝次君）

日程第5、承認第4号、専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第4号、専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

---

#### 日程第6 議案第23号 土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更について

○議長（磯部輝次君）

日程第6、議案第23号、土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本君。

○5番（山本辰見君）

ちょっと知り合いの方から質問されてうまく答えられなかったのが確認ですけれども、字の変更ということで、すから当然住所変更が伴うわけですが、それぞれが、今もう既に住んでいる方がみえますけれども、その方たちの手続とか、住所変更は自動的になるものなのか、それとも、区画だけで住所というのはまた違ってくるのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○都市計画課長（河村伸吉君）

字区域の変更についてですけれども、来年の4月に地元説明会を行う予定としております。役場の中の住所についてはこちらの行政の中で自動的に行う予定にしております。

あと、例えば免許証の更新ですとか、そういったことの必要性についてもありますので、1カ月前には皆さんに御通知さしあげて、その辺の手続が滞りなくしていただけるようお願いしたいと思っています。

議決をいただいた後に、今から法務局との協議を始めます。大体、法的な手続が1年ほどかかります。

それで、今予定としているのは、来年の10月ごろの正式な変更になります。その1カ月前には皆さんに御通知さしあげて、どんな手続をしなければいけないかということも詳しくお伝えする予定にしております。

また、このことに関する質問の窓口も役場のほうに設けてどんなことにも対応できるようにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第23号、土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

---

#### 日程第7 議案第24号 美浜町税条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第7、議案第24号、美浜町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。5番 山本辰見君。

○5番（山本辰見君）

この中の全体のことは少し説明がありましたけれども、委員会でもまた聞いていきたいと思いますが、軽自動車税のところ、実際にストレートにかかるのと、それから来年からのところ、ありますけれども、原付なんかですともう即該当するわけですけど、該当する方がどのくらいになるのか。それから、軽自動車のほうは新車からというか、新しく車検を受けること、いわゆる来年新車を買う人だと思います。ざっと見ると8,000台とか9,000台近く今持っていると思うんですけど、1年間ではどのくらいこれが登録しているものなのかということ、影響力はどのくらい、27年度とした場合にどのくらいあるものなのか、試算していますでしょうか。

○税務課長（廣澤辰雄君）

軽自動車のそれぞれの種類ごとのまず台数、それにつきましては、原付、26年の4月1日現在で、原付一種が1,398台、原付二種が80台、原付二種の、先ほどのが乙で、甲種が102台、ミニカーが37台、軽二輪が228台、軽四の乗用が5,605台、軽四貨物の営業、こちらが19台、軽四貨物の自家用、こちらが3,034台、農耕用の特殊自動車、これが331台、その他特殊が、フォークリフト等でございますが、こういったものが99台。二輪の小型、250cc以上ですが、こちらが333台、あと、ボートトレーラーが18台、合計が1万1,284台となっております。これが今、26年4月1日現在の総台数で、軽四の新車が例年どのくらい更新されるかという御質問だったと思いま

すが、そちらにつきましては、近年の平均で、軽四乗用の自家用が260台ほど見込んでおります。あと、軽四貨物の営業で4台、軽四貨物の自家用で89台を見込んでおります。

あと、新車、26年中に新車を買った場合については、現行の税額がそのまま14年経過するまで続きます。27年度に新車を購入された場合は、28年度から新税率となります。4月1日現在の所有にかかってきますので、そのようになります。

質問は以上でよろしかったでしょうか。

○議長（磯部輝次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

#### 日程第8 議案第25号 美浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（磯部輝次君）

日程第8、議案第25号、美浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

#### 日程第9 議案第26号 町道路線の廃止について

○議長（磯部輝次君）

日程第9、議案第26号、町道路線の廃止についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

#### 日程第10 議案第27号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第1号）

○議長（磯部輝次君）

日程第10、議案第27号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）



質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

---

#### 日程第11 議案第28号 平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

##### ○議長（磯部輝次君）

日程第11、議案第28号、平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

#### 日程第12 発議第4号 公約違反と秘密交渉のTPP交渉から撤退を求める意見書について

##### ○議長（磯部輝次君）

日程第12、発議第4号、公約違反と秘密交渉のTPP交渉から撤退を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

5番 山本辰見君、説明を願います。5番 山本辰見君。

〔5番 山本辰見君 登壇〕

##### ○5番（山本辰見君）

おはようございます。

それでは、早速提案させていただきます。

発議第4号、公約違反と秘密交渉のTPP交渉から撤退を求める意見書について。

公約違反と秘密交渉のTPP交渉から撤退を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年6月10日提出、代表提出者、美浜町議会議員 山本辰見、同じく提出者として、美浜町議会議員 鈴木美代子です。

提案理由ですが、この案を提出するのは、TPPは、自然条件も経済発展の段階や経路も異なる国々に対し、アメリカ型の貿易と投資の自由化と市場原理主義を国際ルールとして押しつけ、食の安全、医療など、国民生活と日本経済のあらゆる分野に多大な犠牲をもたらす協定にほかなりません。

また、政府はTPP交渉で二重の公約違反を犯しています。

その第1は、守るべきは守るとし、農産物の重要5項目を聖域にすると公約しながら、その関税撤廃の検討に踏み込んでいます。

第2は、丁寧な情報提供をと約束しながら、徹底した秘密交渉で交渉妥結に突き進んでいます。

そのために、公約違反と秘密交渉、このTPP交渉から撤退するよう強く求める必要があるからであります。

意見書の案文につきましては次ページのところにあります。これまでも2回、それぞれの段階で皆さんに御賛同いただき、意見書として上げていただきました。ぜひ、今、本当に深刻な状況だと思っておりますので、ぜひ御検討、また、御精読いただいて、後ほどの採決の際には御協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上で提案説明を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

審議の都合により、本案の討論、採決は最終日に行います。

---

日程第13 発議第5号 解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書について

○議長（磯部輝次君）

日程第13、発議第5号、解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

6番 鈴木美代子君、説明をお願いします。

〔6番 鈴木美代子君 登壇〕

○6番（鈴木美代子君）

発議第5号、解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書について。

解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年6月10日提出、代表提出者、美浜町議会議員 鈴木美代子、同じく提出者、美浜町議会議員 山本辰見であります。

提案理由を述べさせていただきます。

先日、私は何年ぶりかに、「きけ、わだつみの声」という映画を見ました。手にペンを持って、勉学、研究に励んでいた学生、若者に、手に銃を持たせて敵を殺せと教えられた学徒出陣をテーマにした映画であります。怖い、つらい、かわいそうな、悲惨な映画でした。私も2人の子供がいます。二度とこんな戦争をしてはならないと痛感しました。

日本は平和憲法のあるおかげで、戦後約70年間、どんなにアメリカ等に要求されても戦争をせず、誰ひとり自衛隊は人を殺していませんし、殺されないで平和主義を実践してきました。

今回の集団的自衛権というのは、日本が攻撃されていなくても、アメリカの要求どおり、同盟国の要求どおり武力攻撃をするというものです。その行使容認は日本を戦争の道に引き込むものであり、憲法解釈の変更で違憲の集団的自衛権の行使を認めようというのは、まさに立憲主義の破壊であります。

世界でも今、戦争ではなく平和的・外交的協力で問題を解決することが大きな流れとなっています。

憲法を生かしてアジアと世界の平和に貢献する道こそ、日本が進むべき道であります。

世論調査でも、集団的自衛権に反対の声が増えつつあります。よって、国及び政府においては憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認をしないように強く求めるべきではないでしょうか。同僚議員の賛成を心

からお願いいたします。

以上で提案理由を述べさせていただきました。終わります。

[降 壇]

○議長（磯部輝次君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

審議の都合により、本案の討論、採決は最終日に行います。

---

○議長（磯部輝次君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査、並びに日程の都合により、6月11日から6月16日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、6月11日から6月16日までの6日間を休会することに決しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る6月17日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

[午前9時27分 散会]

平成26年 6 月17日（火曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 5 号）

平成26年6月17日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第5号）

日程第1 議案第24号 美浜町税条例の一部を改正する条例について

議案第25号 美浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

議案第26号 町道路線の廃止について

[総務産業常任委員長 報告]

日程第2 議案第27号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第1号）

[各担当常任委員長 報告]

日程第3 議案第28号 平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

[総務産業常任委員長 報告]

日程第4 発議第4号 公約違反と秘密交渉のT P P交渉から撤退を求める意見書について

日程第5 発議第5号 解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書について

日程第6 議員派遣の件について

日程第7 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

[議事日程に同じにつき省略]

◎ 本日の出席議員（14名）

1番 大崎卓夫君

2番 中川博夫君

3番 石田秀夫君

4番 千賀荘之助君

5番 山本辰見君

6番 鈴木美代子君

7番 野田増男君

8番 森川元晴君

9番 杉浦剛君

10番 山本和久君

11番 丸田博雅君

12番 島田昭夫君

13番 磯部輝次君

14番 家田昇君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（11名）

町長 山下治夫君

副町長 石川達男君

教育長 山田道夫君

会計管理者 山森隆君

総務部長 森田篤君

企画部長 榎山博資君

厚生部長 岩瀬知平君

経済環境部長 齋藤博君

建設部長 片岡勝君

教育部長 牧守君

総務課長 本多孝行君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 岩本修自君  
局長補佐兼  
議会係長 夏目明房君

[午前9時00分 開議]

○議長（磯部輝次君）

皆さん、どうもおはようございます。

連日、テレビ、新聞などでW杯のことが大きく報道されておりますが、残念ながら日本代表は黒星スタートということであり、大変前途が陰しいものがあるかと思えます。

早く開き直り、目の前のプレーに全力集中して、皆さんの望むようにしたいものと思えます。我々もさて強く応援したいと思います。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

---

日程第1 議案第24号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてから

議案第26号 町道路線の廃止についてまで3件一括

○議長（磯部輝次君）

日程第1、議案第24号、美浜町税条例の一部を改正する条例についてから議案第26号、町道路線の廃止についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

[総務産業常任委員長 山本和久君 登壇]

○総務産業常任委員長（山本和久君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る6月11日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員出席のもと、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託になりました議案を慎重に審査いたしましたので、その審査結果を御報告させていただきます。

ただいま議題となっております議案第24号から議案第26号までの3議案のうち、議案第24号、美浜町税条例の一部を改正する条例については、審査、採決の結果、賛成多数により可決しました。

審査の過程において次のような質疑がありましたので御報告いたします。

地方法人税の創設に伴う主な法改正だと思うが、その流れを説明してほしい、また、美浜町への影響はどうかとの質疑に対して、今回の法人税割の税率の改正については、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率8%段階において法人住民税の法人税割の税率を引き下げるものである、また、本町は他市町に比べ法人が少ないので、影響は少ないものと考えているという答弁がありました。

なお、討論についてはありませんでした。

次に、議案第25号、美浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第26号、町道路線の廃止については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（磯部輝次君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第24号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

5番 山本君。まず、反対討論ですね。

○5番（山本辰見君）

私は、ただいま議題となりました議案第24号、美浜町税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論します。

その第1点は、政府が国民の圧倒的多数の反対を押し切ってこの4月から消費税を5%から8%に大幅増税したことによる、そのしわ寄せを各自治体に押しつける内容だからであります。

政府のこれまでの主張は、消費税アップ分は全て福祉に回すということでしたけれども、これも真っ赤なうそです。

一般庶民には大幅に増税しておきながら、その分を、むしろさらに上乗せして法人税を減税する。しかも、税と福祉の一体改革といって、さも知らない人が聞けば増税しても福祉を充実するから皆さんにも負担してもらわなければならないというように聞こえますけれども、全くそのようにはなっていません。今度の税条例にあらわれているように、一般庶民には増税を押しつけておきながら法人税をどんどん引き下げる、また、国会での法人税の実質負担率を38%ぐらいの現行から20%台まで引き下げることを、安倍首相は先週の金曜日に宣言しました。

2点目は、軽自動車税の増税についても、当局からの議案説明では触れられませんでしたけれども、背景には、今進められているTPP交渉において、アメリカからの強い圧力が根本にあります。

私たちから提案させていただいた別件のTPPに関する意見書にもありますように、アメリカからは、自分の国での自動車の販売形態を勝手に日本に押しつける、向こうは軽自動車という枠組みがありませんから普通車並みにせよというのがこの条例改正の底辺、法改正の底辺に流れております。

また、TPPの問題では、安倍政権は守るべきは守るんだと公約しながら、実際にはこのように庶民いじめと言えるような内容のものが、実際に町条例の改正という形で私たちへのしかかってきました。したがって、町にとっても、また、町民にとっても、到底受け入れられない内容ではないかと考えます。一自治体だけでは対応は難しいかとは思いますが、国のこんな地方いじめのやり方に対して、自治体当局からも声を上げていくべきではないかと思えます。

以上、私たち日本共産党議員団としての反対討論とさせていただきます。

○議長（磯部輝次君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第24号、美浜町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手多数であります。ありがとうございました。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第25号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第25号、美浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第26号、町道路線の廃止についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の



諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（磯部輝次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第2 議案第27号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第1号）

○議長（磯部輝次君）

日程第2、議案第27号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告願います。

[総務産業常任委員長 山本和久君 登壇]

○総務産業常任委員長（山本和久君）

御報告いたします。

ただいま議題となっております議案第27号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（磯部輝次君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

[文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇]

○文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る6月12日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員出席のもとに、教育長を初め各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

議案第27号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、教育費、小学校教育振興費において、委託料、地域に学び・語り継ぐキャリア教育推進事業について、これは何ですかという、中身は何かという問いがあり、地域講師に学ぶということで、野間小学校が委嘱されました野間大坊の観光ガイドや、フグ料理、お祭り、ノリ養殖など、地域の事業を地域の講師に学んで勉強し、それを下級生に伝える場を設定するという答えがありました。

また、関連した質問もありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（磯部輝次君）

各担当常任委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第27号、平成26年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決することにより賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第28号 平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（磯部輝次君）

日程第3、議案第28号、平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 山本和久君 登壇〕

○総務産業常任委員長（山本和久君）

御報告いたします。

ただいま議題となっております議案第28号、平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

委員長の報告は終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第28号、平成26年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 発議第4号 公約違反と秘密交渉のTPP交渉から撤退を求める意見書について

○議長（磯部輝次君）

日程第4、発議第4号、公約違反と秘密交渉のTPP交渉から撤退を求める意見書についてを議題といたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

まずは反対討論、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

じゃ、賛成討論どうぞ。6番 鈴木君。

○6番（鈴木美代子君）

発議第4号、公約違反と秘密交渉のTPP交渉から撤退を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。

安倍政権は、TPPへの参加で日本に有利なルールづくりを進めるという口実で、TPP参加を急いできました。

TPPで大きな問題は守秘義務であります。TPPの守秘義務について日本共産党のしんぶん赤旗が最初に報道したのは、2011年12月22日付の1面です。当時、アメリカなど9カ国が行っているTPP交渉で交渉内容を公表しない合意があり、交渉文書は協定発効後4年間秘匿されることが、ニュージーランドのTPP首席交渉官の発表でわかったと報じました。交渉開始に当たって、各国の提案や交渉文書を極秘扱いとする合意があることを明らかにしました。

昨年3月の衆院本会議の共産党の志位委員長や公明党の山口代表の質問で情報開示をせよと迫られたとき、安倍首相は、「国民への情報提供については、今後とも、公開できることは状況の進展に応じてしっかりと国民の皆様提供してまいります。」と情報開示を確約したのであります。このやりとりのあと、自民党の経済連携本部、TPP対策委員会の決議では、「政府は、国民生活に対する影響を明らかにし、守るべき国益を如何にして守るかについて明確な方針と十分な情報を国民に速やかに提示しなければならない。」としました。

昨年7月の参議院選挙で自民党は、農林水産物の重要5品目等や国民皆保険制度などの聖域を最優先し、それが確保できない場合は脱退も辞さないものとする公約をしました。残された交渉の時間は限られている中で、自民党の公約どおりなら交渉脱退がかかっている重要品目について主張せずに時を費やして、例外を問わないままずるずると交渉を続けて、結局守れないまま合意したとなるのではないかと不信が今高まっています。

TPPは、農産品ばかりでなく、アメリカの輸入自動車に関する関税や貿易、生命保険、医療など、何から何

までアメリカは日本のＴＰＰ参加を契機に、日本にみずからの要求をのませる仕組みとしてつくったのが、ＴＰＰ交渉と同時並行で続けられている日米二国間協議です。日本側の発表では、日本にとっては一定の農産品、米国には一定の工業製品といった二国間貿易上の重要品目が両国にあるという認識を明記しました。日米間の日米共同声明で触れ、往復書簡も再確認したと繰り返したものです。ところが、認識したのは日本だけで、アメリカは無視して、米国側の重要品目である自動車では日本側が大幅譲歩を迫られ、日本側の重要品目である農産品についてはアメリカが無視しているのです。

この二国間協議によって、アメリカ側の自動車関税の存続など自動車にかかわる措置について、アメリカの言うとおりの優遇策がとられてしまう結果になっても安倍政権は物が言えません。これでは最初の公約違反であり、ＴＰＰに反対して、参院選で勝利した自民党などの議員など、今は選挙もなく黙っていればいいんですか。６月議会の議案に出てきている軽自動車の税金が上がった、値上がったのも、ＴＰＰでアメリカが要求したものです。日本では軽自動車の税金が安過ぎる、そのためにアメリカ車が売れないと、二国間協議で一方的にアメリカが要求したものです。

民主党政権のもとで、内閣府や経済産業省、農林水産省がそれぞれＴＰＰによる影響試算を出し、特に農林水産省の試算で、農林水産物の生産額が４兆５、０００億円も減少し、ＧＤＰは８．４兆円の減少、日本の食料自給率は今の３９％から１３％まで落ち込み３５０万人の就業機会が減少するとしたことは大きな衝撃でした。

政府は、ＴＰＰで二重の公約違反を犯しています。

第１は、守るべきものは守るとし、農産物の重要５品目を聖域にすると公約しながら、その関税撤廃の検討に踏み込んでいることです。

第２は、丁寧な情報提供を約束しながら、徹底した秘密交渉で交渉妥結に突き進んでいます。

ほんの一部の農家が、ＴＰＰに負けないと頑張っていて、今、いますけれども、でも、大多数の農家の痛手は大きいし、このままでは大変なことになってしまいます。

安倍政権のＴＰＰ推進の暴走をとめるために、全国の自治体がＴＰＰ反対の意見書を上げる努力をしています。

私たちの議会でも既に、ＴＰＰに意見書を出しました。賛成してもらった方もいます。一緒にＴＰＰの反対の意見書を出しました。私たちの議会も団結して、その運動に応じて、この意見書を上げようではありませんか。

以上です。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第４号、公約違反と秘密交渉のＴＰＰ交渉から撤退を求める意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

---

日程第５ 発議第５号 解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書について

○議長（磯部輝次君）

日程第5、発議第5号、解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

まずは、反対討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

次に、賛成討論はありませんか。5番 山本君。

○5番（山本辰見君）

私は、ただいま議題となっております発議第5号、解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書に対し、賛成の立場から討論します。

解釈改憲による集団的自衛権の問題は、意見書本文にもありますように、戦後六十数年にわたり一貫して守り続けてきた、海外での武力行使をしてはならないという憲法上の歯どめを外すことにほかなりません。今国会での最重要課題となっており、今週末にも国民の声を抹殺して強行採決するのではないかと危惧されております。

日本共産党議員団はこれまでも、他の会派の皆さんにも一緒に取り組みましようと呼びかけてきました。

きょうは、本来私たち共産党とは、平和の問題では立ち位置が少し違う方だとは思いますが、この方の思いを紹介したいと思います。元防衛庁防衛研究所所長で、現在は95年から新潟県の新潟市の市長をお務めである小池清彦さんという方の訴えです。この方の発言をそっくり読ませていただきます。

安倍首相の狙いは、憲法解釈を変えることで集団的自衛権にちょっとでも風穴をあけることです。そうなれば風穴では済みません。憲法9条を改正したのと全く同じ結果になる。

私は湾岸戦争のとき、1991年に、防衛庁防衛研究所所長、それから教育訓練局長でした。自衛隊員の血を流す派兵には防衛庁の中でも反対の立場でありました。平和憲法は国の宝、国を守る、こう思いました。もし解釈を変えたら、米国が海外派兵を日本に要求してきたときの断る理由がなくなってしまいます。結局、自衛隊員は命を落とすことになり、自衛隊に入る人がほとんどいなくなる。結果として徴兵制をしかざるを得なくなります。

集団的自衛権を容認するために展開した安倍首相の理論は極めて稚拙です。あたかも集団的自衛権の限定的な行使があり得るような話は間違っています。集団的自衛権の本質は1つです。米国が第三国から攻撃を受ければ、日本はその第三国から攻撃を受けていないにもかかわらず、その国との戦争に参加する、たったそれだけです。幾ら日本が限定です、限定的ですからと言ったところで、相手国に通用するはずはありません。一旦攻めれば全面戦争を覚悟しなければなりません。それが軍事の常識です。

安倍首相が示した事例は、日本人の救出を含めてどれもが個別的自衛権で対応が可能です。ただの一つも限定的な集団的自衛権の例を示すことができない。それもそのはずです。そんなものは存在しないからです。

平和憲法があるゆえに日本は、朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争にも直接参戦することはありませんでした。イラク戦争においても、ぎりぎり海外派兵ではないと、武力行使と一線を画すことができたのです。

安倍首相は国際情勢が緊迫してきたと繰り返していますが、逆だと思えます。米ソ対決の時代は、いつ核戦争になるか、いつ地球が全滅するかという危険な状態でした。昔より今は平和な時代であり、尖閣列島についてもしっかり守られている。なぜ、兵隊を用い、血を流すことを好むのでしょうか。部下を殺さない指揮官こそ、一番すぐれた指揮官です。みだりに兵を用いることを好む者は滅びますよ。日本は、海外派兵を目指す防衛政策を改め、平和憲法のもと、祖国防衛中心の政策に立ち返るべきだと私は思います。

このように語ってくれました。まさに意見書の本質そのものだと思います。

もう一点、紹介したいのは、美浜町では、私たち、この件では、残念ながら今回の提案は私たち共産党議員団

だけでしたけれども、この集団的自衛権の問題、あるいは秘密保護法、関連していますけれども、隣の南知多町では同様の趣旨が、共産党議員団からも出ましたけれども、自民党系からの議員からも提出されております。

また、常滑市議会においては、共産党からの提案、共産党と共同で出した方もいますけれども、ほとんど同じ趣旨の意見書が、最大会派の7人のグループから、4人のグループからも提出されております。詳しくは、まだ議会が終わっていないようですが、話し合いで一本化しそうなことをお聞きしました。

このように、この課題は知多郡の他の市町の議会でも、また、全国的にも、会派の、党派の枠を超えて、多くの皆さんが立ち上がっております。ぜひともこの美浜町議会におきましても同僚議員の皆さんの御賛同をお願い申し上げ、国に対して意見書を送ることができるよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

#### ○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はありませんか。

6番 鈴木君。反対、賛成。賛成討論ね。

#### ○6番（鈴木美代子君）

6月15日の中日新聞の1面に、集団的自衛権について自民岐阜県連が、県内42の市町村議会に、全ての市町村議会の全ての議長に、政府は慎重議論をという趣旨の意見書の要請文を送りました。

集団的自衛権を容認するということは、憲法9条をないがしろにし、空洞化させるということでもあります。

今まで戦後約70年間、自民党自身も憲法9条を守って集団的自衛権は行使できないとしてきたものです。そのために、我が日本では、個別的な自衛権は使えるとしながらも、ただの一人も命を失った自衛隊員もおりませんし、自衛隊員も他国の人を殺してはいません。これは、憲法9条をきちっと守って、皆さんが命の大切さを、ととさをわかっていただけたらと思います。それを、今回、根本から見直し、戦争できない国を戦争できる国に大きく転回することです。

安倍晋三氏は、日本人の生命、財産を守ると今回の国会の施政演説でも10回も繰り返しておきながら、実際は、米軍と一緒に自衛隊が戦争できる国にし、日本の若者に血を流させることになることを平気で言っております。安倍首相のこのようなやり方は、アメリカへの忠誠心かもしれませんが、間違っていると思います。今、赤旗の新聞の1面に、元自民党の幹事長の加藤紘一さんとか古賀誠さんとか、皆さんが登場し、今、集団的自衛権を容認してはいけないということを訴えています。

東南アジア諸国連合ASEANは、国同士の紛争を解決するために、1年間に何と1,000回以上の会議をやっていると聞いています。決して武力で解決しようとしてはいません。

ところが、安倍首相はすぐ武力を使うことで問題解決しようとしている。問題が起きて話し合いで解決しようというのが今の世界の流れです。シーレーン問題にしろ、尖閣問題にしろ、日本にも問題はいっぱいあるが、粘り強く話し合いを続けることが大事ではないでしょうか。

安倍首相は集団的自衛権の容認について限定的な容認と言っているが、一旦集団的自衛権を認めれば、戦争は際限なく拡大されることは容易に推測できるわけであります。

日本は戦争をしない国として世界中で認められてきました。周りの国々もそういう日本を評価してきました。信頼感も持ち続けてきました。それが、集団的自衛権の容認は、この評価も信頼も一挙に失うことになるでしょう。

したがって、日本国憲法を生かしてアジアと平和に貢献する道こそ、日本が進むべき道であります。

同僚議員の皆さん、党派を超えて日本の平和のために団結しようではありませんか。子供たち、そして孫たち

のためにも、二度とあの戦争をする国にしないためにも、また、後日、子供たちに、なぜあのとき母さんたちは反対してくれなかったのと言われぬように、憲法9条を守って頑張っていきたいと思います。

終わります。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はございませんか。

4番 千賀君。反対ですか。

○4番（千賀荘之助君）

私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

戦後70年間、戦争ということは、こちらから相手の国に仕掛けなければ戦争になりません。それが今の日本の現実でございます。

だがしかし、今の日本がこういった状態にあるのも、アメリカの傘の下で頑張っていることも現実でございます。そういった現実的な面で見ますというと、最終的には憲法9条の改正ということになっていくと思うんですが、今、少し、安倍首相は余りにも焦り過ぎて、どうも業務が、公明党が歯どめになっておるようではございますが、いずれにしても、先ほど鈴木議員が言いましたが、岐阜県におきましては各市町の首長さんたちがこの問題については反対だという意見書を提出しているようでございます。

よって、美浜町においても常識的な判断で、これは、私は、政党がどうかこちらがどうかということではなしに賛成でございます。

以上でございます。

○議長（磯部輝次君）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第5号、解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

---

## 日程第6 議員派遣の件について

○議長（磯部輝次君）

日程第6、議員派遣の件についてを議題とします。

美浜町議会会議規則第120条の規定により、今後の議員派遣について、別紙のとおりお手元に配付いたしました。

お諮りいたします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決しました。

---

#### 日程第7 議会閉会中の継続調査事件について

##### ○議長（磯部輝次君）

日程第7、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各常任委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付しました。

お諮りいたします。各常任委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶を願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

##### ○町長（山下治夫君）

平成26年第2回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に提案申し上げた報告第3号、平成25年度美浜町一般会計繰越明許費についてを初めとする13議案につきましては、いずれも慎重審議の上、全議案御承認いただきましたことに対し、まずもって御礼申し上げます。

また、来る6月30日には臨時会を招集いたしまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例の規定に基づく議案を提出したいと考えておりますので、よろしく願いたします。

また、この先もきょうのような梅雨空が続くものと思われませんが、議員の皆様方におかれましては体調を崩すことなく、各方面における一層の御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

〔降 壇〕

##### ○議長（磯部輝次君）

どうもありがとうございました。

これにて平成26年第2回美浜町議会定例会を閉会いたします。御協力、まことにありがとうございました。

〔午前9時42分 閉会〕



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年6月17日

美浜町議会

議長 磯部輝次

議員 千賀 莊之助

議員 丸田博雅